

平成27年第4回定例会

(12月3日招集)

山都町議会会議録

平成27年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	6
日程第6 発議第3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について	9
散会	10

○12月8日（第2号）

出席議員	11
欠席議員	11
説明のため出席した者の職氏名	11
職務のため出席した事務局職員	12
開議	12
日程第1 一般質問	12
5番 藤澤和生議員	12
1番 吉川美加議員	26
8番 工藤文範議員	41
12番 中村益行議員	53
散会	65

○12月9日（第3号）

出席議員	66
欠席議員	66
説明のため出席した者の職氏名	66
職務のため出席した事務局職員	67

開議	67
日程第1 一般質問	67
4番 後藤壽廣議員	67
日程第2 議案第69号 山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正について	83
日程第3 議案第70号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	84
日程第4 議案第71号 山都町税条例の一部改正について	86
日程第5 議案第72号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	88
日程第6 議案第73号 山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	93
日程第7 議案第74号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	101
日程第8 議案第75号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	113
散会	115

○12月10日（第4号）

出席議員	116
欠席議員	116
説明のため出席した者の職氏名	116
職務のため出席した事務局職員	117
開議	117
日程第1 議案第76号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	117
日程第2 議案第77号 物品売買契約の締結について（温泉泉源深井戸用水中モーターポンプ）	121
日程第3 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について	123
日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	126
閉会	126

12月3日（木曜日）

平成27年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年12月3日午前10時0分招集
2. 平成27年12月3日午前10時0分開会
3. 平成27年12月3日午前10時37分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 提案理由説明

日程第6 発議第3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 岡本哲夫

監査委員 森田京子

教育長 藤吉勇治

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 増田公憲

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 山中正二

企画政策課長 本田潤一

税務住民課長 甲斐良士

山の都創造課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

農業委員会事務局長 山本祐一

環境水道課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。ただいまから平成27年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、飯星幹治君、4番、後藤壽廣君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から12月11日までの9日間をしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷して、お手元に配付しているとおります。

本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出があつております。この際、これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

山都町の教育大綱について、これを説明申し上げます。

山都町教育大綱については、前から打ち合わせをしながら、教育会議のほうにおいて策定をいたしたところであります。

まず、策定の目的につきましては、一番頭書いておりますとおり、平成27年度に策定した第2次山都町総合計画において、町民一人一人が山都町の人・食・技に磨きをかけ、将来に継承することにより、これらを山の都の物語として紡ぎ上げていくこと、「輝く！！みんなでつくる「山の都」のものがたり」を将来像に掲げております。

大綱につきましては、この総合計画における教育分野の施策の実施に当たり、山都町の総合教育会議において、本町の教育に関する総合的な施策の方向性をまとめ、もって充実した教育の振興に資するための策定をいたしました。

対象期間については、平成27年度から平成36年度の10年間ということであります。

大綱の柱といたしましては、四つの柱を基本として、各分野の役割や学校教育・生涯教育の努力目標、裏面に掲げておりますけれども、こういうことを進めていきたいというふうに考えております。

柱については、学力の充実、そして命を大切にすする心、郷土への誇り、夢の実現という四つの柱を立てております。

各分野の役割としまして、学校、家庭、地域、行政というところが、おのおの役割を持って進めるということであります。

行政につきましては、本町の未来を担う子供たちが郷土への愛着と誇りを持って、郷土に住み続けたいという思いを抱くよう努める。そしてまた、住民一人一人が地域に関心を持ち、つながりを深め、関係者が連携して、本町の豊かな自然や歴史・文化への理解を深める機会を創出する。そういうことをして、全町一体となった取り組みを進めたいということにしております。

裏面のほうを見ていただきます。

学校教育における努力目標でありますけれども、ここには六つの柱を掲げております。確かな学力の育成、豊かな心の育成、健康教育・安全教育の推進ということで、これは常日ごろから言われております知・徳・体ということで、まず頭のほうに掲げております。それから、4番目として環境教育・食育の推進、そして、5番目に、保・小・中・高連携の推進ということで、山都町といたしましては、高校まで連携の推進を深めるとしてあります。6番目に、特別支援教育の推進ということであります。

右側に行きまして、生涯学習における努力目標ということであります。11項目、ここに掲げてあります。このことについては、今まで十分いろんな会議の席で、また議会の中でも出てきたことばかりでございますので、説明のほうは省かせていただきたいというふうに思います。

以上で、山都町教育大綱について説明を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次に、企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。

私のほうからは、行財政改革の状況について、御報告申し上げたいと思います。

1枚、これをお配りしていると思いますけども、スケジュールのほうをごらんいただけますでしょうか。A4の裏表のペーパーでございます。スケジュールのほうの9月以降でございますけれども、中段に9月がございます。9月の定例会においては、総合支所の改編イメージを含めて、行政報告をさせていただいたところです。その後、10月に行革幹事会を踏まえ、11月に行政改革推進本部、これは役場の中につくっているものでございますが、そちらでこの体制へ移行ということで確定いたしました。その後、条例改正の準備を行い、本議会において関係します条例の改正の御提案を申し上げているところでございます。

ちなみに、全体スケジュールは今申し上げたとおりでございますが、総合支所の所管につきましてはこれまで説明したとおりでございます。隣保館についても、今回、所管と名称をはっきりさせましたので、また、先ほど申しましたとおり、条例のほうで、御説明を申し上げることになります。

あと、以下、農業委員会につきましては、農林振興課のほうへ移管ということで、これにつきましても、本議会のほうで説明を申し上げます。

以下、老人ホーム、地籍調査、民間委託等については、今後もまた、継続して進めていくということでございます。

裏面に、改めて総合支所の組織改編についての表がございますけれども、これにつきましては、9月に説明したとおりでございます。変更ございませんので割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次に、健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。

それでは、矢部地区統合保育園建築設計業者の選定結果について御報告申し上げます。

矢部地区統合保育園建築設計業者の選定結果については、整備につきましては、8月5日、厚生常任委員会において、それから9月3日の全員協議会において説明をさせていただきました。その後の経過について説明いたします。

9月14日にプロポーザル参加の公募を開始しまして、公募期限の10月2日までに8社の応募がありました。10月7日に、矢部地区統合保育園建築設計業務プロポーザル参加者選定委員会——指名審査会に準じる——で審査を行い、5社を選定しております。

10月9日に、5社に対し技術提案の依頼をし、審査委員、中ほどに書かれておりますが9名によりまして11月4日にヒアリングを行いました。審査の結果につきましては、下のほうに書いてありますとおり、熊本市に事務所があるライト設計が選定され、その結果を町長に報告し、ライト設計に決定をしたということです。

契約額につきましては、下のほうに書いてありますとおり、1,848万9,600円、税込みですが、この中には、建築、解体設計及び地質調査費を含んでおります。

それから、11月20日に設計業務委託、契約の締結を行い、現在、設計業務に着手し、アンケートなどをとり、内容の検討などを保育園、保護者、設計業者と打ち合わせをしながら、随時、進

めているところです。

以上、報告を終わります。

○議長（中村一喜男君） 次に、環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） おはようございます。

上水道事業と簡易水道事業の統合について御報告いたします。

山都町では、山都町簡易水道事業統合計画案を策定しまして、平成28年度までに上水道と簡易水道の統合計画を行うスケジュール等を作成しまして、平成20年度に熊本県へ提出しております。平成28年度までに上水道事業と簡易水道事業の事業統合を終え、平成29年度からは山都町水道事業として、水道事業の一本化を図ることとしています。

このことを踏まえまして、両水道事業には、それぞれに設置条例及び給水条例が存在しますが、統合までに調整しまして、一本化する必要があります。この件に関しまして、先般、山都町水道事業運営協議会と簡易水道等審議会の委員の皆様で合同会議を開催させていただきまして、お手元にお配りしております資料にありますとおり、重要な調整事項について諮問をし、御意見を賜りました。その答申を基本とし、条例の調整について方向性を決定したので報告いたします。

重要な案件のみ、説明させていただきます。2番目にあります件ですが、上水道においては、管理者の諮問機関として水道事業運営協議会があります。同じく簡易水道においては、附属機関として、簡易水道等審議会が設置されておりまして、委員構成は記載のとおりであります。統合後の新組織編成については、答申のとおり、名称を山都町水道事業運営協議会とし、委員構成としては、町議会を代表とする委員として3名、統合後の過渡期であることを考慮し、使用者を代表する委員数は両水道事業の現行の上水3名、簡水6名を合わせた9名とし、任期につきましては、統合後、向こう3年とすることで調整することにいたします。

次に、3番目の料金の改定に関する件ですが、現行の料金体系は、上水道、簡易水道、それぞれ資料の記載のとおりになっております。基本水量は、上水道は10立米、簡易水道は7立米と相違しておりまして、統合に当たって統一する必要があります。

この件につきましては、公営企業会計に移行する上で、経営安定を確保するため、答申のとおり、簡易水道料金体系の基本水量に合わせ7立米に統一する方向で調整したいと考えております。ただし、上水道利用者の負担増が見込まれるために、条例改定に当たっては、適切な周知期間を設け、十分な理解を得るように努めることといたします。

次に、2ページをお願いします。

上の各種手数料の件でございます。資料にありますとおり、上水道においては、地方自治法に基づき、特定の者にするための事務手数料の徴収規定がありますが、簡易水道においては、料金未納時の場合の督促手数料のみの規定となっております。統一をする必要があります。答申のとおり、上水道条例を適用することを基本としますが、この際、各種項目の運用に関し、現実に即したものが、公平性が保たれているかなど、再度精査を行い、決定したいと思います。

次の加入金の件ですが、これは両水道事業とも同一金額になっており、現行規定を運用したいと思います。

このほか、使用料の減免措置の制定の件、工事費の分担基準に関する条例の調整など重要な案件もありましたが、今回の諮問では答申をいただけませんでした。委員さんが判断するに足る資料提供が十分でなかったことを反省しております。答申を得られなかった項目については、今後、調査、整理の上、なるべく早い時期に再度、同協議会、審議会に諮問を行ってまいりたいと考えております。

今後の行程としましては、全て28年度中の事務作業となりますが、大枠で申しますと会計に関する事務、認可に関する事務、例規に関する事務を同時並行で進めていくこととなります。

以上、水道事業の統合に関する現在の状況を含め、報告といたします。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 提案理由の説明を行います。

平成27年第4回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございました。さきにパリで発生しましたテロ事件について、被害者とその御家族を初め、フランス国民の皆さんに心から哀悼の意を表します。今回の惨事に、国際情勢の厳しさを実感させられるとともに、我が国もこうした事件に無関係ではなくなっているのではと懸念せざるを得ません。

T P Pについては、関係国の大筋合意を受けて、政府はT P P関連政策大綱を発表しました。T P Pは、参加各国間のあらゆる分野における関税の軽減・撤廃や見直しであります。内容については詳しく公表されておりません。政府は政策大綱で、輸入米の増加に対して、政府備蓄米の増量による米価維持等を打ち出していますが、農業保護のためには、経済的行為のみならず、農村文化や景観、環境維持の観点が重視されるべきで、中山間地農業への対応について注視していきたいと考えています。

マイナンバー法の施行に伴い、本年10月5日に日本国の住民票がある全ての人に12桁の個人番号が割り当てられました。その後、10月20日から、日本全国で通知カードの送付が始まり、本町においては11月下旬に郵送が始まりました。まず、来年1月から、社会保障制度、税制及び災害対策の分野で個人番号の利用が始まり、その後も順次、利用拡大が図られる方向です。マイナンバーの導入は、2007年に発覚した年金記録問題がきっかけといわれています。個人情報の管理を組織ごとにバラバラに行っていたため、年金記録にミスや漏れが起きてしまったのです。こうしたミスを予防することも導入目的の一つです。個人番号により情報を管理できるということは、個人に関するさまざまな情報の管理が容易になるということでもありますので、安易に他人に教えたりせず、大切に保管していただきますようお願いいたします。

10月に佐賀県玄海町で開催された全国棚田（千枚田）サミットに参加してまいりました。造園家の涌井雅之氏が、基調講演で「景観から見た日本の心」と題し、「景観十年、風景百年、風土千年」と語られました。景観行政は長いスパンで考えるべきで、山都町の誇れる棚田を長く守つ

ていく仕組みが必要であると思いました。

同じく10月に、五老ヶ滝、聖滝の国名勝指定を記念して、本中内閣参事官や甲元熊大名誉教授の講演会とパネル展示会を開催しました。先月は、NHK「プロフェッショナル・仕事の流儀」で紹介されたポール・スミザー氏の講演会があり、日本の草木や景観、そして、山都町のすばらしさについて熱く語られました。これらの講演を聴講する中で、山都町に暮らせることのすばらしさを改めて認識するとともに、多くの人にその価値を伝えていきたいと強く感じたところです。

本年10月1日を基準に国勢調査を実施しておりますが、11月末時点での集計値は1万5,128人となりました。5年前と比較すると約1,850人の減少となります。現在、地方創生総合戦略を策定しているところですが、改めて厳しい現実を突きつけられた感があります。急激な人口減少対策や総合戦略の実現、ひいては山の都づくりのためには、一つ一つの取り組みを確実に実施しながら、実績を積み上げていくほかありません。ただ、人口減少による社会変化について、ネガティブな面のみを捉えず、豊かな自然の中で人々が互いに支え合う、温もりのある山都町というポジティブな面もアピールしていきたいと考えています。地方創生は、基本的にはソフト事業ですが、並行してハード事業としての環境整備を進め、住みやすい山都町を創造してまいります。

次に、統合保育園園舎整備についてであります。先月、設計業者5社による提案審査会を行い、設計業者を決定いたしました。現在、基本設計に着手しており、今年度末までに実施設計を完了させることとしております。

養護老人ホーム浜美荘につきましては、平成29年4月から民営化することとしております。本年9月に浜美荘民営化実施計画を策定し、現在、公募要領を検討中です。入所者の方々が安心できる移管法人を選定できるよう準備を進めております。また、働く職員の処遇につきましても、本人の意向を酌み取りながら充分配慮してまいります。

10月27日に、九州中央自動車道高木トンネルの貫通式に出席してまいりました。このトンネル建設は、難工事であったことが新聞でも紹介されておりました。平成30年度、北中島インターチェンジ（仮称）までの開通に向けて、着々と進捗しています。また、椎葉矢部砥用線については、10月に私自身も現地踏査に赴き、その後、関係機関に整備要望活動も行ってきました。阿蘇観光と緑川流域観光を結ぶ主要地方道、矢部阿蘇公園線とあわせて、これら三つの基幹道の整備は山都町のまちづくりに欠かせないものと認識しています。

次に、観光振興についてであります。

ことしは通潤橋の計画放水の初年度でしたが、観光客や業者、またイベントにおいても、予定が立てやすいということで好評でした。社会科見学や観光客が、前年と比べ伸びております。しかし、放水を行わない日との差が歴然としており、今後も継続して活用策を練っていく必要があります。加えて、通潤橋周辺には、岩尾城跡や五老ヶ滝などの観光資源に恵まれていますので、通潤橋だけに依存しない施策も大切な点であります。

秋は、町の観光シーズンです。ことしは比較的温かい秋となり、あつという間に見ごろを過ぎてしまいましたが、緑仙峡を初め、各地のもみじ祭りは、紅葉を楽しもうという皆さんで盛況でありました。観光は、本町の重要な資源活用策であり、大きな経済効果が見込まれます。町の観

光の魅力アップや広報PRに、さらに努めていきたいと考えています。

次に、町民の皆さんから待ち望まれている総合体育館についてであります。現在、整備内容を検討する委員会を立ち上げるとともに、建設候補地を選定し、それぞれの候補地の比較検討を行っているところです。今後、候補地を絞っていく作業を進め、建設予定地を決定したいと考えております。

先月末から、町政座談会「やまトーク」を始めました。ことしで3回目となりますが、町民の皆さんと私が膝を突き合せて懇談できる機会として実施しているものであります。多くの皆さんの御参加をお願いしたいと思います。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、条例5件、補正予算2件、その他2件です。

議案第69号は、ふるさと応援寄附金の適正かつ速やかな活用により、迅速な事業執行に資するため、山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正を行うものです。

議案第70号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正を行うものです。

議案第71号は、地方税法の一部改正に伴い、山都町税条例の一部改正を行うものです。

議案第72号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を行うものです。

議案第73号は、本町行政機構の改編に伴い、山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を行うものです。

次に補正予算ですが、議案第74号、平成27年度山都町一般会計補正予算第5号については、2億400万円を増額補正し、補正後の額を127億6,590万円としています。

歳出の主なものとして、3款民生費では、制度充実に係る私立保育園運営費負担金として3,200万円を増額計上しました。

5款農林水産業費には、農地の集積や集約化を進めるため、農地中間管理事業機構集積協力金として2,370万円、またトマトの面積拡大に伴う生産量向上を図るためのハウス整備費の支援として410万円を計上しています。

6款商工費では、ふるさと寄附金増加に伴い、寄付者に対する謝礼品費や郵送料等1,060万円の増額計上を行いました。

9款教育費には、平成28年度教科書改訂に伴う中学校の指導用教材費や指導書等購入費に1,160万円を計上しました。

10款災害復旧費では、8月に発生した台風15号による農林業施設や公共土木施設の復旧予算1億円を計上したところです。

このほか平成28年度から指定管理者を更新する公の施設についての指定管理料に係る債務負担行為を計上しています。

議案第75号、平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算第3号については、簡易水道施設の修繕と事業費の確定に伴う減額を主な内容とする5,841万3,000円を減額補正し、補正後予算を4

億2,582万3,000円としています。

議案第76号、大川大矢線道路改良工事に係る工事請負契約の締結及び議案第77号、温泉泉源深井戸用水中モーターポンプに係る物品売買契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、これらの議案についてよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 発議第3号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、発議第3号「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について」を議題とします。

本案について、趣旨、説明を求めます。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 発議第3号、平成27年12月3日、山都町議会議長、中村一喜男様。提出者、山都町議会議員、稲葉富人。賛成者、赤星喜十郎議員、中村益行議員、工藤文範議員、藤澤和生議員、後藤壽廣議員。

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について。上記議案を山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案の理由。ゴルフ場が所在する市町村に交付されているゴルフ場利用税交付金は、本町には、平成26年度において846万9,000円が交付されております。これは本町の貴重な財源となっております。

近年、政府においては、ゴルフ場利用税の廃止が検討されており、これが廃止されることとなれば、本町の財政運営に著しい支障を来すこととなります。

よって、ゴルフ場利用税の堅持を求めることについて意見書を提出する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書。平成25年度決算において、ゴルフ場利用税は493億円となっており、税収の7割に当たる350億円がゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場所在市町村に交付されているところである。

ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域がその約75%と多くを占め、自主的な税財源の乏しい地域であり、これらの地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

平成27年は、地方創生元年と位置づけられている。地方においては、直面している人口減少を

食いとめ、地域経済の活性化及び地方創生に全力で取り組もうとしているところである。一方で、都市から地方への税源の再分配機能を有するゴルフ場利用税交付金を廃止することは、これを貴重な自主財源としている地方において、これから取り組もうとしている地方創生のためのさまざまな施策の実施に支障を来すこととなり、地方創生の流れに全く逆行するものである。

よって、ゴルフ場利用税の廃止については断固反対し、現行制度を堅持されるよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成、年、月、日。山都町議会。以上です。

○議長（中村一喜男君） 発議第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までをお願いします。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時37分

12 月 8 日（火曜日）

平成27年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年12月3日午前10時0分招集
2. 平成27年12月8日午前10時0分開議
3. 平成27年12月8日午後3時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 5番 藤澤和生議員
- 1番 吉川美加議員
- 8番 工藤文範議員
- 12番 中村益行議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 11番 田上聖 | 12番 中村益行 |
| 13番 佐藤一夫 | 14番 中村一喜男 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|-------|----------|------|
| 町長 | 工藤秀一 | 副町長 | 岡本哲夫 |
| 教育長 | 藤吉勇治 | 総務課長 | 坂口広範 |
| 清和総合支所長 | 増田公憲 | 蘇陽総合支所長 | 有働章三 |
| 会計課長 | 山中正二 | 企画政策課長 | 本田潤一 |
| 税務住民課長 | 甲斐良士 | 山の都創造課長 | 檜林力也 |
| 農林振興課長 | 藤島精吾 | 建設課長 | 江藤宗利 |
| 農業委員会事務局長 | 山本祐一 | 環境水道課長 | 江藤建司 |
| 健康福祉課長 | 門川次子 | そよう病院事務長 | 宮川憲和 |
| 老人ホーム施設長 | 小屋迫厚文 | 隣保館長 | 西田武俊 |
| 学校教育課長 | 田中耕治 | 生涯学習課長 | 藤川多美 |
| 地籍調査課長 | 藤原栄二 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす1人したいと思います。順番に発言を許します。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 皆さん、おはようございます。5番議員の藤澤和生です。ことし最後の質問になりましたけども、5人の方の通告がされておりますので、トップバッターとしてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

本年も内外的にいろいろなことがたくさんあり過ぎるごつありましたが、一々それには触れませんけども、11月に我々議員は議員研修ということで、広島県の世羅町に視察に行っていました。人口が大体1万7,000ちょっとで、大体山都町と似通ったとこだと思いますが、面積が山都町の半分ぐらいの面積だったというふうに思います。その中で、私どもが一番思ったのは、町と、あそこは非常に有名なところは、高校駅伝の非常に世羅高校っていうのは有名でございます。そこで、私たち議員が研修に行ったときも、机の上に高校のいろいろなパンフレットとか学校案内とか要覧とか、その辺もまず置いてございました。まずそこら辺を見ると、非常に町と高校が一体になっているというような気が、非常にしたわけでございます。

それで、全校生徒が、ちょっと調べてみたら377名と。で、ことしの1年生が定員が160名に対して115名の入学者である。それで町内から62名、町外から54名ということで、やっぱりスポーツのあんなに高校駅伝も3回ぐらい日本一になるとる高校でも、やっぱり人を集められないなというような感じがいたしました。今矢部高校が、町を挙げてのいろいろ会議をされております。そこを考えると、これはやはり簡単に町外からでなくして、やっぱり町外から募集をどうにかして来ていただくことには簡単にはいかないというような気持ちを非常に持ちました。

そういうことで、非常に有意義な研修だったような気がいたします。私どもも一々、何ていうんですかね、高校に対していろいろ申し上げはしませんが、非常にこれからは厳しい、だんだん厳しくなっているような情勢だろうと思いますので、これ町民挙げてでもですけども、やっぱり町民会議あたりば、ちょっとメンバーあたりば聞きますと、もう少し若い人たちのメンバーあたりの意見も聞かにかいとじゃなかろうかという気がいたします。先輩たちの意見も確かに必要であろうかと思いますが、その世代を超えたところ、二十歳を前後ですかね、二十歳を過ぎ

たぐらいの人たちの、卒業生あたりの意見あたりも大いにやっぱり参考にされんと、これ将来的には非常に厳しい状況になりはしないかという考えを持ったわけでございます。

いろいろ述べることはたくさんございますけど、一般質問が主でございますので、今から発言台のほうで質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） まず、初めに農業生産に関して質問させていただきます。

私は初めに米のことをちょっと気になったんですけども、ことしは春先から長雨で非常に異常気象というようなことで、作況指数がやや不良というようなことだったかというふうに思いますけども、ことしやっぱし稲をコンバインで刈りましてライスセンターに持っていったら、非常に水分が多いと。そのときの二週間ぐらい非常に天気がよかったんですけど、非常に水分が多かったわけですけども、よその人たちに聞いても確かに普通の平年に比べると非常に水分が多いと。ということは恐らく完熟しとらんで、要するに早刈りしたんじゃないかなろうかという気持ちがいたしました。

それで非常にくず米が多いという話も聞きましたし、正確な数字はとれておりませんが、米の問題、それと果樹・野菜も好調と非常に聞いております。ただ好調といっても、昨年も11億か何かトマトあたり上げたという話も聞きますし、ことしは春先からキャベツが物すごく値段がよかった。秋も非常に好成績だったというようなこと聞いておりますし、ただ今は非常に暴落をしようということもまた耳に入っております。そこらあたりが、もう生産高がどのぐらいやったのか、また販売額はあたりも通年と比べてどのような状態であったか、その辺のあたりをわかる範囲でよろしいですので、農林振興課長に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

藤澤議員の御質問でございますが、平成27年度の主な農産物の生産高と販売額はどれだけかという御質問でございました。

こちらにあります資料につきましては、上益城農協と、それから阿蘇農協蘇陽支所の取り扱いにつきまして、参考として申し上げたいというふうに思っております。

先ほど申し上げられました稲作についてでございますけれども、その前段としまして、議員言われましたように平成27年度は春先から天候不順、また長雨の影響などにより日照不足、また阿蘇山の降灰の影響などで、非常にこう、厳しい状況でございました。また、あわせて大型台風の襲来など作物の生産とっても非常に厳しい状況だったというのは御承知のとおりでございます。

特に稲作につきましては、気象被害として低温、日照不足による生育被害。これは分けつの抑制というふうに申し上げますが、台風15号によるもみすり、また8月から9月上旬の低温、日照不足による穂いもちが拡大しており、特に中山間地を中心に平年に比べ多く発生したほか、秋のウンカの発生による被害も平年よりも多かったということで、総体的には被害が多い状況ということでございました。

一部新聞報道にもありましたように、作況については94ということで、やや不良ということで

ございます。出荷量につきまして、この94というパーセントを上げますと、26年度の取り扱いが約7万トンでございますので、6万6,000トンぐらいに推移するものかと思えます。

また、議員がおっしゃいましたように歩どまり、非常に品質が悪いという状況が発生しております。そのために、出荷額としましては、これは推計でございますが、9割を切る、前年対比でございますけれども、86%ぐらいに出荷額は抑えられるんじゃないだろうか。農協取り扱いで5億3,000万程度になろうかということでございます。

それから野菜でございますが、秋口まで春先から平均一度ぐらい低かったということで御報告をいただいております。この環境は、生育環境としては非常に良好で、梅雨の時期も適当に日照時間もあり日照不足の影響はなかったと。そのため生育も安定し、10月末まで安定した単価が高値で推移したというふうにお聞きしております。

主なものを申し上げますと、上位三つばかり申し上げたいと思いますが、主要作物でありますトマト、これにつきましては26年度の農協取り扱いでございますが、出荷量が4,930トン。前年対比で112%でございます。それから出荷額につきましては、15億3,400万。前年対比で127%の伸びでございます。

それから次にキャベツでございますが、3,228トン。これは前年対比の84%でございます。出荷額につきましては、3億9,800万。前年対比の118%でございます。

それからピーマンが862トンの出荷で、前年対比90%。出荷額が2億8,600万、前年対比120%でございます。

主な野菜を申し上げましたが、野菜の合計としまして1万239トンで、前年対比97%。出荷取り扱額が26億2,500万。前年対比の119%でございます。

そのほか、お茶につきましては、非常に阿蘇の降灰の影響と近年の相場下落が厳しい状況でございます。国・県と協力し、いろんな施策を今後打っていく必要があるかと思えます。

また、クリ・梨につきましては、ちょうど収穫期を迎えます9月に台風18号の影響で、わせの落果が見られたということです。ただ品質はよく、市場では高値で取引をされたという御報告をいただいております。

それから、ついでに申し上げますが、子牛の価格が非常に好調でございます。赤牛の値段につきましては1年間の平均で56万円。26年度から5万8,000円高で推移しております。ですから、最近の11月ではもっと価格は上がっているというふうに思います。また、黒毛和種につきましては、平均で65万4,000円。26年に対しまして8万2,000円高。これにつきましては、矢部・清和を管轄いたします畜協のほうから御報告をいただいております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。非常に、全体的に見て、米を除いてほかは、ある程度順調だったというように聞き及んだわけでございます。いろいろ牛の話も最近は耳に入るようになりましたけど、赤牛が非常に見直されておるといふところもありますし、黒牛もかなり山都町にも入ってきとるものというふうに思いますけれども、生育期間が長くというような格好で、良質な

たんぱく質がとらるっというようなことで、両方とも非常にいい値段で取引をされているという、非常に好調ということで、非常に私どももうれしく思っております。

何しろ、野菜・米あたりが順調育って、肉牛あたりも非常に盛んに生産されれば、ある程度山都町の税収あたりも非常にそれに大きく響くような感じがいたしますので、皆さんもそのあたりは、農家の皆さんも一生懸命頑張ってください、私たち行政に携わる者にしても、いつでも応援をするようなことになっていけばというふうに考えております。

それでは、次に進ませていただきます。

2番目、プレミアム商品券について、少しお尋ねをさせていただきたいと思えます。

本事業の目的は、地域消費の拡大と地域経済の活性化を図るのが目的というふうに認識をしておりますが、これ発行日は7月の1日ですかね。これからまだ12月31日までですので、対象のまだ期間はございますけど、ある程度数字でもわかっているなら、その辺のことをおつなぎをいただきたいと思えますが、換金は恐らく12月31日が終わった2月の末までぐらいかかるとじゃなからうかという気がいたしますけど、現在の状況あたりをおつなぎいただくならと思えますが、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、プレミアム商品券の概要について御説明申し上げます。

500円券で24枚つづり1万2,000円になりますけれども、これを1万円で発行しまして2,000円のプレミアムがつくということで、7月1日から発売をいたしまして、2億3,880万円の交付をいたしました。現在、11月末現在で約2億円が換金済みでございます。換金率といたしましては83.7%ということで、12月31日までですので、残りの換金をしていただくように、購買をしていただくように、今広報のほうでも商品券を持っている方々に通知をしているところでございます。

今、議員のほうからお尋ねありました各業種についてということで、これ購買をされまして、今度はお店の方が換金されますのが2月の24日までが期限となっておりますので、それを持ちまして各業種ごとの集計ができます。現在商工会のほうで協力をしていただいて、大体のところの業種の集計もやっております。正式には2月24日を持ちまして、3月にはこのデータを広報なり、ホームページなりでもまたお示していきたいというふうに思っております。

で、現在360の事業所がこの商品券を取り扱っておりますけれども、食料品あるいは家電製品、ガソリン、生活必需品、飲食店、いろんなところで使っていただいております。町内の360の各店舗で使っていただいております、ほぼほぼ大体全域で、商店街で購買していただいております。また家電の小売店、あるいは生活必需品の小売店等に聞いてみますと、臨時の洗濯機とかテレビの購買があったとか、あるいは消費者の方々からは買いかえの動機づけになったというような声が聞かれておまして、経済の波及効果はあったというふうに考えております。また商店街では、このプレミアム商品券の発売に合わせて企画物をされたりということで、商店街のほうもそれぞれ独自の工夫もされているということで、活性化にはつながったというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） やっぱり一番心配するのが活性化につながったかということで、つながったということで非常に私どもうれしく思いますが、山都町にはいわば大型店舗ちゅう、その辺のほうがございますけども、それに準ずるようなところもあるんじゃないかというふうに思いますけども、そのあたりのところは商品券は使用できたんですか。その辺は……。ちょっとお尋ねですけども。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 普通の商品券につきましては、商工会店舗加入の方々の店舗について商品券を発行しておりますが、今回はプレミアム商品券ということで国が経済対策として行いましたので、また独自に全店舗につきまして、事業所につきまして公募を行いまして、売っていただける店舗を公募いたしましたので、今回は360店舗ということで、これまでの商品券を取り扱わない業者につきましても公平にしましたので、基本的には全店舗で行っておりますので、今回いろんなところで使われております。

ですから、消費については大型店舗はないにしても、集積したAコープとかいろんな業種がございますので、そういったところの偏りは若干なりとはあるというふうには理解しております。現在その辺の集計はしておりますけれども、そういったところは、やっぱり家電のチェーン店みたいな大型店舗と小さい店舗では、やっぱり売り上げも当然違ってまいるというふうに分析はしております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。ただ私思うのには、私も農業しとるもんですからJAさんあたりの大型農機具のトラクターとか、車あたりを買うのに非常にこう……。買われた方は非常に役立ったんじゃないかというふうに思いますけども、最終的な集計が出たらなわからんと思いますけど、ある程度の、私が考えじゃあ3分の1ぐらいはJAさんのほうに流れたんじゃないかちゅう気持ち持っとつです。もう、その辺あたりはどうですか。今までのあれでは、まだ集計ができとらんですけども。やがて5割ぐらい行っちゃおらんですか、そのあたりは。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） はい。現在集計を行っておりますけれども、そういう大型……。山都町内でいう大型店舗ということでいきますと、そういった偏りはございますけども50%ということはないように今のところでは把握しておりますので、この詳細については、また3月なりにはデータが出ますので、分析してまたお知らせしたいというふうに思っております。

○5番（藤澤和生君） 次に進ませさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 済みません、有害鳥獣対策についてお尋ねをさせていただきます。

まず、被害状況と捕獲実績あたりからおつなぎしていただくなればというふうに思いますので、そのあたりのことをよろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問にお答えしたいと思います。イノシシ・鹿の被害状況と捕獲実績ということでお尋ねがございました。

被害状況につきましては、共済組合等のほうから報告を受けております数値を推計として申し上げますが、農産物の水稲・タケノコ等、それからクリとかを含めた推移でございまして、2,162万4,000円。それから林産物について145万3,000円。合計で被害総額が2,307万7,000円というふうに推計しております。農産物・林産物において昨年度と変わらない状況でございます。また、この共済組合が把握しております以外にも被害箇所はありますと思われるので、この金額以上の被害が出ているというふうに推測されます。

続きまして、捕獲の状況でございます。平成27年度の10月末でございますが、イノシシ1,606頭、それから鹿が587頭の合計で2,193頭ということで、駆除隊編成しながら懸命に捕獲をお願いしているところでございますが、平成26年度と同様の捕獲数になることが今後推計されるところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 非常に頭数も多いですよ。昨年と同じぐらいというても。ただ、今私どもも、私の地域もいわば清和のほうですけども、割りと平たんなところに土地を持っておりますけども、田んぼあたりは。そこにも最近はどう出てくるようになりまして、だんだんイノシシ・鹿が、住む場所がだんだん広がって来るとというような感じを持っております。

それで今、いろいろ地方創生の中でも、いろいろ話があると思いますが、このTPPの問題にばかりですよ。やっぱし13年後には米あたりが関税を取っ払うというような形になれば、今でも耕作放棄地が非常に多い中で、今後私どもが、まあ13年後ちゅうなると、私も80です。そうすると、田んぼとか畑をつくる人が果たしているだろうかというような感じを今受けるわけですよ。

そうすると、もう耕作放棄地にはある程度の何か制裁を加えるというような話も聞きますし、めちゃくちゃのことというような方もありますが、そこあたりを考えると非常に今でも耕作放棄地が多くなっている中に、そういうことになりまして非常に大変だと思いますし、これ施策としてもうちょっと、けさの新聞に何か県のあれが載ったけど、私は皆まで読まなかったんですけども、その辺を含めて何かこれ、抜本的にどこも、町も村も一緒かと思いますが、ならんと、これもう何ちゅうんですか、人間社会じゃなくなるような、将来は、気がします。

そのあたりを何とかせにやいかんと思いますが、わなとか何か免許を、最近も何か免許のあれがあったんですけども、実際に銃を持ってする人が非常に少なくなったという話も聞きますし、今後非常にそこあたりがどうなるかちゅうのが不安であります。そのあたり、捕獲実績あたり今おっしゃいましたけど、そのあたりの猟する人、わなをかける人、そのあたりが人員的にはどうなのか、その辺あたりも把握ばしておられるならもういいし。よかったならばちょっとお知らせいただくならばと思いますけども。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） はい。現在、280名程度の捕獲隊によりイノシシ・鹿を含めた有害獣の捕獲をお願いしております。ただ議員おっしゃいましたように、現在わなの捕獲の免許捕獲者はふえておりますが、第一種銃猟免許の捕獲——狩猟免許の方、非常に少ないのが状況でございます。100名を切っているような現在銃班の編成の状況でございますが、狩猟免許の補助等も含めましても、なかなか銃器を買うということになりますと、かなりの経費がかかるということで、他の町村を見ても、狩猟免許の補助とあわせて銃器等の購入に伴う部分の補助もしているようなところもございます。

それとあと、この狩猟という部分をどういうふうに捉えていらっしゃるかという若い方々の思いもあると思いますので、そういう狩猟フェア等も含めて周知していくという形で、被害防止と、それから狩猟を組み合わせていくならと思います。

先ほど、県の……。きょう熊日に載っております、イノシシの、鹿の被害が非常に大きいということで県も頭数管理へみずから乗り出していくということでございました。特にこの事業ではイノシシ被害が目立つ天草地域と、それから鹿被害が著しい球磨地域をモデル地区として事業費を1,000万組んでこれから行うということを書いてらっしゃいます。これを聞きまして、けさ県のほうにちょっと問い合わせしましたところ、まずモデル地区で行っていくということで、28年以降の事業については、まだ未定と。当然町村だけで、捕獲隊だけで、このイノシシ・鹿の捕獲については非常に難しい部分が現状ありますので、国それから県も含めて、こういう事業に取り組むようお願いするような御報告を申し上げました。

こういうものを含めまして、議会のほうからもぜひ御提案、そして御要望なりも一緒をお願いするならというふうに思っております。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。

それでは次に行きますが、処理場の問題ですよね。これが最近ちょっと耳に入ってくるようになりまして、どこどこではっきりしたあげんとはわかりませんが、菅尾がああいう格好でとん挫したという格好で、慎重なことでいろいろ進んでおられるというふうに思いますけども、予定あたりはどうなっているのか。つくられる気持ちがあるのか。もしつくられるなら、どこ地域あたりにつくられるのか。その辺がもし回答ができたならば、その辺も説明していただくならと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 処理場の予定についてのお尋ねだというふうに思います。

まず、処理解体場ということで、屠殺場または最終処分場ではない解体処理から加工処理まで行う加工所という認識で、現在つくるように準備はしております。先ほど言いましたように、年間数千頭の鹿・イノシシがとれるということで、この命という部分から食へ回す。非常に大事なことだと思いますが、こういう地域資源を生かすという部分と、それから非常に捕獲隊の方々からも要望が多いということで、捕獲鳥獣の有効利用と地域振興に向けて、現在場所について捕獲隊等の合意から地理的な要件を踏まえ、山都町の中央部に設置できればということで地元説明会

を行っているところでございます。

また、いつごろかというお尋ねでございますが、地域の同意が得られてから、地域の同意が得られましてから、予算化しながら進めていくという思いであります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 山都の中央ということになれば、我が地域の近くになるじゃなかろうかというような推測で思うとるんですけども、ことしですかね、関東山都会というの私も行かせていただきました。それで、いろいろお話しする中で、ある業者の方がおられたんですけども、シシ肉とか鹿肉あたりの、これ真空パックである程度、何ですか、ふるさと納税あたりをされたときに返品として、そういうことはできないかという話もそのときされておりました。で、その辺を向かって、ある程度そこらあたりで成功とまでいかなくても、ある程度普通の市町村よりも先駆けてされたところは、何ちゅうんですか、非常に好調なところもあるというふうに聞きますので、そのあたりもいろいろを考えてみたらいかかかなと。つくった上のことですけどね。そういうことも思いました。

それと、いろいろ先ほど言われましたように、地元の詳細が一番、これですよ、その辺がですね。だけ菅尾のときもいろいろ問題が起きたということですので、今回は十二分に協議を地元とされて落ち度がないようなことをしていただきたいというふうに思います。

それに加えて、これ排水処理のあたりの問題がわしゃ引っかけやせんとかというふうに思いますけども、以前いろいろなところからは、そういうような施設とか加工所の大きいのをつくった場合は緑川漁協あたりからも、非常にそこら辺から話が出てきます。そういうことの対応も前もって協議をされていかんと、つくったらまた重いものになったということじゃいけないというふうに思いますので、排水処理はどういう形につくられる予定なのか、その辺もちょっとおつなぎさせていただきなると思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。この有害獣の処理加工施設につきましては、26年に国がガイドラインを定めております。その中に適正な衛生管理の中で肉の処理を行う、これを流通に乗せるということでございますが、施設においてもそれなりの衛生基準を設けてあります。この基準につきましては、国県の指導を受けながら、特に管轄であります御船保健所の指導を受けて、その排水処理につきましても県の基準以上になるように、厳しい基準で施設の整備を進めるように内部で検討し、設計会社との打ち合わせはしておるところでございます。外部に流出するというので、多少なりとも血液等も流れますので、そういう分につきましては、浄化槽等の二重設置ですね、こういうものをどうしながら、環境に影響がないようにする所存でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。それ、私、思ったのが、いろいろ話を聞く中で、イノシシも鹿もですけども、解体するに当たって、やっぱプロの方から言わると、ちょっと聞いた

話なんですけども、一般の人たちはまず下手と。やっぱプロならプロのやり方があるそうなんですよ。そこらあたりを、やっぱしとれたというても市販に出すとかなんかの場合は、非常にプロの人たちとでは多少なりとも違うというような話も聞きましたし、そういうことになればプロの方を呼んできて、講習あたりもして、ちゃんとしたことをやっぱせんことには、誰でも血抜きをしてちゃんとすればええというぐらい思うとるけども、それだけじゃやっぱだめという話も聞きまして、プロの方にはプロの方のやり方があるというようなことも聞きますので、その辺を踏まえて、今後処理場をつくられたならば、そこあたりも検討されて、ちゃんとした製品・商品にもなるようなことをしていただきたい。

まず経営がどういうふうに行くかということも一つのポイントだろうと思いますので、ちゃんとつくったが、これ赤赤じゃ……。もう毎年町からの当てだけという格好じゃまたいけないと思いますので、それも踏まえた上でちゃんとしたことを、お願いをでくるならというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に一言、その辺について。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 議員のおっしゃるとおりでございます。現場においてはイノシシ・鹿、これは家畜と違ひまして非常に歩どまり、性別、捕獲状況によって品質も変わってまいります。ただ商品化する場合には、おっしゃいましたようにプロの方でありませんと肉の見きわめ、それからカットの仕方、歩どまりについても非常に悪うございます。それとあと、地元から説明会をしたときに、そういうプロの方と申しますか、そういう技術を持った方の養成も今後してくださいという要望もあつておりますので、そういうことを踏まえながら、慎重に事を進めたいというふうに思つております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） じゃあ、次に進ませていただきたいと思ひます。

ふるさと納税について、ちょっと触れさせていただきますが、生まれ育つたふるさとに貢献したいとか、町を応援したいという気持ちで、もう形にする仕組みがふるさと納税というふうに私も理解をしておりますが、たしかこれ、どこの町か村かでもいろいろ違うかと思ひますけども、これは2,000円を超えるあれになるんかなというふうな気がしたんですけども、その辺がどうなのか。

それと、最終的には所得税とか住民税あたりにも影響がするというふうに思ひますが、その場合は一定額の控除を受くるためには、恐らく確定申告あたりもせにやいかんだろうというふうに思ひますが、何ていうんですかね、現在までどのくらい……。この前ちょっと何かで話してたこともありますけど、実績、どのくらいふるさと納税があつているのか、その辺もちょっとお聞かせいただくならと思ひますけども。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、ふるさと納税につきまして御説明申し上げます。本年27年4月から11月まで8カ月間のふるさと納税について、若干説明をしてみたいと思ひ

ます。納付件数が2,019件でございます。納付金額は4,867万5,000円となっております、12月に入りましてまた納税がふえておりますので、現在はもう5,000万円を越しております。納付金額といたしましては5,000円から最高100万円まで納付がいただいております。

1万円から2万円の納付のほうが多いわけでございますけれども、これは制度的には1万円の納付をされますと、翌年の住民税から控除を受けられるということで、2,000円の控除をして大体1万円の場合は8,000円、大体ですね、の控除を住民税のほうから控除を受けるという制度でございますけれども、山都町の場合、返戻の品も1万円を寄付いただきますと、返戻の品として大体3,000円から3,500円の品を返戻として送っております。

それに対して寄付がまたふえているわけでございますけれども、5,000万円を超える寄付をいただいていることもそうでございますけれども、各商店街のほうにはふるさと納税でいただいたお金の返戻品として、それぞれお野菜とかお茶とかお肉とかの返戻を各商店からしていただいておりますけれども、各商店は、それぞれ工夫をしていただいて町の「山の時間」というパンフレット、あるいは自分のところの商品もチラシと一緒に添えて送るとかいう工夫をしていただいております。

そのかいあってか、そのお礼の品と一緒に送ったパンフレットを見たお客様が……。この前商店のほうからお聞きしたんですけれども、横浜の方が熊本に来た際に、やはり山都町でどんな町だろうということで足を運んでいただいて、またふるさと納税で送ってきたお礼の品のお店のほうに行ってください、また7万円ぐらい買っていただきましたとかいうお話もいただきました。また会社の商品に使いたいということでまとめ買いをしていただいたとか、そういったことがございまして、単なるふるさと納税だけでなく、山都町のPRをこの機会に各商店とも協力して行っていただいて、全国には1,724の町村がありますので、やっぱりこの町村と競争するわけですから、魅力をアップする、それぞれの商店の皆さんも協力いただいて、オール山都町で、このふるさと納税を機にPRしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 今、最高100万で聞こえてちょっとびっくりしましたんですけれども、寄付者からの使い道あたりは指定することはできるものですかね、これ。前、町にそういう格好でふるさと納税されたと。町でいろんな形で使用さるっと思いますが、寄付者のほうから寄付したときにその使い道を指定するようなことはできるものですかね、これは。その辺はちょっとお尋ねですけれども。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議員もおっしゃいましたとおり我がふるさとにとか、これはもう東北の震災のときが一番だったんですが。東北の皆さんのためにというようなことで寄付が寄せられたことでふえたわけですが、山都町の場合は、どんなことに活用したらよろしいですかということで、パンフレットも一緒にお送りします。で、そのときに自然環境の保護、あるいは環境づくりの事業、観光資源を生かしたまちづくり、あるいは地場産業の育成、それから子育て、文化や芸術の振興に関する事業にというようなことで、7項目を紹介しておりますけれども、

ども、やはり子供たちの将来のためとか、環境保全のためとかいう御希望が中心となっております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。そこで、私次のことが一番質問の内容としてはメインにきょう、ふるさと納税に関しては思っと思ったんですけども、今いろいろ会合とか、いろいろ集落あたりでは飲み方も非常にあります。そこらあたり参加することも非常に多いわけなんですけども、町外に何人か……。町長もこん前回答されましたけども、非常に町外からの勤務が多いと、職員の。それで、どうにならんのかというようなことを非常に言われます、いつも。

それで私思ったのが、町外居住の職員に、このふるさと納税はお願いできんものかということなんですけど、その辺のことは……。これは自主的なあれですから、強制はもちろんできないと思いますけども、そういうことのお願いは、町長、どぎゃんですか。でけんもんですかね、この辺は。少しでも税収でも上がるというような格好になれば、山都町のためにプラスになると私は考えておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

ふるさと納税につきまして、本当に自主財源が乏しい、この山都町であります。ふるさと納税というのは貴重な財源だというふうに考えておりますし、謝礼品を返戻として送るということにつきましては、地場産業の振興にもつながる重要なことだというふうに考えております。地域の活性化のためにも大きな効果をもたらす制度だというふうに考えておりますので、ぜひともこのふるさと納税については進めたいというふうに考えています。

で、議員が御質問の職員にと、特に町外居住している職員の寄付ということでもありますけども、このふるさと納税というのは寄付ということでもありますので、その性質上本人の自由意思だというのは大原則でありますけども、本年度から地方交付税が減額されてまいります。縮減されてまいります。やはり財源の確保というのは非常に重要なことだというふうに考えておりますので、職員全体が全力を挙げて取り組むということが、まずは考え方としては大事であろうと、第一であろうというふうに考えております。

そのためにも、ふるさと納税制度を一つの大きな手段として活用するというのも大事でございますので、この前課長会議でも課長さん方に申し上げたのは、職員一人一人がこのふるさと納税制度の推進役にならなければならないと。町外の居住職員だけではなくて、一人一人がこの推進役という意識を持たなければならないということで、そのふるさと納税のチラシだとか、それに謝礼品のカタログ等を機会あるごとにいろんな方面に積極的に渡し呼びかける、そういうことを促してきたところでございます。

特に町外の居住職員という話がありましたけども、おのずからその辺については、認識は深まるものだと私は期待をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 町長がおっしゃるように、推進役になってもろうて、自分の意思です

から、寄付ということですので強制はできないことはわかっておりますけど、防災無線等も流るって思いますし、住民の皆さんはそのあたりのことを期待されております。給与は山都町からもらって、税金はよその町に納むるちゅうともいかなものかという気もいたしますので、少しでも山都町に貢献をしていただくということで、ぜひ職員の皆さんに考えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

もう一つお尋ねなんですけども、ふるさと納税でワンストップ特例制度というのがちょっと聞いたんですけども、そういうのはどういうものなのか、ちょっと課長、よかったらおつなぎいただくなと思いますけども。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） はい。御説明申し上げます。本来ふるさと納税は、寄付を本年度にしますと……。例えば東京の方が山都町に1万円を給付します。そうしたときに、領収書を山都町から発行しますので、それを持って確定申告をしていただいて、次の年の6月からの住民税から還付をしていただくという制度でございます。

で、このワンストップサービス制度というのは、特例としてことしの4月から施行されたものでありまして、給与所得者等につきましてのサービスでございます。で、給与所得者につきましては、例えば東京で給与所得者の方が山都町にされた場合は、自動的にこのデータをまた東京にお送りして、それで自動的に次の年の6月の住民税から基本的には2,000円を控除した額について控除をするという、ふるさと納税をより納税しやすくするために、納付する方の事務手続を減らすための軽減措置として考えられた制度でございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） これ確定申告が不要という格好のもんでいいんですか。考え方は。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 事業所さんとか確定申告が必要な方については、当然確定申告をした上で翌年の住民税からの控除で、今回のワンストップサービスにつきましては、確定申告が必要でない方の給与所得者、そういった方々が受けるサービスということでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 時間も随分過ぎておりますので、次に進めていきたいと思っております。

5番目の転出者と転入者の状況について、お尋ねをさせていただきたいと思っておりますが、以前から何回ともなく言われたことを覚えておりまして、これ恐らく平成26年だろうと思っておりますけども、転出者が509名、転入者が365名、生まれた方が69名というような格好で、言われたことが覚えております。それで、いろんなところへ私もおつなぎするときにはこぎゃんなことを、数字を申し上げます。そうすると、500何名も転出者がおるのは、どういう人たちがそら町から出るんかというような質問よく受けます。そういうことを。

転入者のことを含めて、そこら辺のことを説明できましたならば説明してください、これ。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。転出者・転入者については本来税務住民

課のほうの主管でございますけども、恐らく昨年から策定しております人口ビジョン、そのあたりのことを踏まえてと思いますので、私のほうから説明させていきたいと思います。

今おっしゃいましたように、今般つくりました人口ビジョンの中でも、平成26年度の転出者、若干ちょっと数字が変更になっているかもしれませんが、転出者は26年度533人、転入者が370人ということで社会減という言い方しますが163名の減です。

ちなみに御質問ではありませんが、死亡者につきましては308名、出生者が69名。これはおっしゃったとおりです。自然減は239人ということで、合計の402人というような社会減と自然減の状況が昨年の分析となっております。

これをさらに、ゼロ歳から4歳とか、5歳から10歳とか、5歳階級別という数値の分析がございます。これにつきましては15歳から24歳の、これは2段階分ですけども、この10年間の人口が26年度663人転出です。また、その同じ15歳から24歳の中で転入者は98名です。ということは、先ほどの数値かなりやっぱり転出者は多いとは言いながらも、特にこの15歳から24歳がかなり多いと、転出者がですね、そういう現状が見てとれます。

ただ15歳が減っているということではなくて、やはり推測いたしますに18歳高校卒業してからほとんど出ていきますし。もちろん今、先ほどから論議になっております矢部高校なりの入学者ではなくて町外への高校進学。それから、18歳から大学進学。それからもう一つは、社会人となって、就職とかいう形で実際出ていかれというようなところが推測として考えられるということ。特に申し上げたいのは、この15歳から24歳という段階にやっぱり焦点を当てて対策を練っていく必要があるというふうに思いますし、この世代の就労関係・雇用関係のところもやっぱり課題となるのではないかとこのように思います。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） わかりました。私はこれ、どのような職業の方かと、これ書いておりましたんですけども、やっぱり職業で、ある程度転出さるかなというような気持ちも持っておりましたものですから、今言われたように15歳から24歳までが非常に多いというようなことは、学校関係とかまた就職あたりというのが説明でございました。それは確かにわかりました。

ただやっぱり、それを踏まえても非常に減少、町から出ていく人が多いという格好のものですから、そこあたりの対策も非常にどこの市町村も難しいというふうに思いますけども、この前んところで、たしか熊本……。全国で一番人口が多くなる場所、ふえる場所は沖縄県だけとかいうのが書いてありましたけど、熊本市あたりも180万から140万ちゅう書いてございましたけども、非常にやっぱりどこでも人口減るのは当たり前ちゅうような格好になっております。ただそれをどのくらいでとめるかというところが一つの課題だろうと思いますので、それにのっとっても非常に一生懸命政策あたりを考えていただいて、少しでも減らない、減る数が、何ちゅうんですか、物すごい減らんようなあれをひとつお願いしたいというふうに思います。

それでは最後の質問をさせていただきます。

6番目ですけども、休日の本庁の見学についてということで質問させていただいております。これは新庁舎ができてから、旧矢部の方あたりはしょっちゅう来らるっから何とも思われん

とちゅうように思いますけども、蘇陽・清和あたりの方は、なかなか来る機会がございません。それで何かのときに、よく年間に集落あたりで天草あたりに日帰り旅行とかなんかされます。

この前も私も要請がございましたので、新庁舎は……。ちょうど日曜日でございました。庁舎は見られんのかなというようなこと言われましたものですから、そのとき総務課長に、でけんですかなと言ってお願いをしたんですけども、そのときは総務課長からセキュリティーの問題でちょっと無理でしょうというような回答を受けました。なるほどセキュリティーの関係があるから、その辺も、「ああ、そういうことならだめかな」と思ったんですけども、またそういう話が出ましたものですから、あえて今回出させていただいたんですけども。

セキュリティーというのは解除すればいいことであって、日曜日にわざわざ職員さんが出てくるというのはちょっとと思いますけど、これ日直とか当直あたりの方がおられるなら、そこらあたりで対応はでけんかなというふうな気もいたしましたものですから、ある程度前もって要請すれば見学が可能か、可能じゃないか、そのあたりのことを……。

まあ、副町長がある程度のところは回っておられるなら、よそはどういうふうなあれにしておるのか、もしその辺のことがありましたなら、ちょっと聞かせていただくならと思いますけども。よろしく願います。その辺は。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 私は、県庁の例は存じておりますが、県庁の場合も、やはり平日の9時から4時までということで、執務に支障がないということで、例えば人権センターですとか情報公開のコーナーとか、そういったところを公開しております。あと議場ですとか、県警の執務に直接関係ないところ、そういったところは公開しておりますが、やはり役所の場合は個人情報も扱うということで、平日に限って公開しております。

また、今回質問いただいたので、郡内の他の町村についても調べてみたんですが、やはり平日の執務時間ということになっておるようでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） そこで町長にお尋ねですけども、これはなかなか集落あたりも一堂に会してどこでも行くということはなかなかできんわけですね。そうずっと祭日か日曜というのは、皆さんがお休みの特に一堂に行こうというところがほとんどなんですよ。そういうことで、恐らく年に何回もなかと私は思います。そういうふうな要請をあるところは、そのときぐらいは、どうですか、町長の権限で「よろしいですよ」というようなことはでけんもんかなと。

町長、いかがですか。その辺は。よそはよそですよ。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 庁舎の見学ですね。議員が言われるのはよくわかります。で、宿日直のことからも言われましたんで、やはり宿日直というのは、やっぱり電話もよくかかってきます。そして、いざというときやっぱり一人では対応が難しい。やはり二人で対応ということですから、宿日直はまず難しゅうございます。それで、研修を前もって予約をしてれば、その対応ができるんじゃないかなということでもありますけども、そこ辺も先ほどありましたように、個人情報あた

り、それとやはり準備段階のまだ外には公開できない資料も相当ございますので、そこ辺が非常に難しいところではあります。

その辺が何らかの形で解決ができるということであれば、それはやっぱり広く開放していくのは基本でありましょうから、そういうことは思っておりますが、今の段階ではなかなかこう御希望に沿えないというのが実情でございます。検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） なかなか難しい面もあるかと思えますけど、そこあたりはやっぱり住民の立場に立っていただいて考えていくのが普通の行政というふうに私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

多少残りしましたが、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これをもって、5番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） こんにちは。1番、吉川美加です。よろしくお願ひいたします。師走に入りまして、大変お忙しい中、きょうも傍聴にお出かけいただき、ありがとうございます。

さて、去る11月21日に山都町女性の会の発足記念講演会が行われました。当日はさまざまなイベントが重なったにもかかわらず、約120名ほどの参加者があり大変盛況を見ました。この女性の会は、長年地域の女性活動を牽引してこられた地域婦人会が、さまざまな事情により解散されたことを受けて、さらに女性パワーが輝くようにと立ち上げられた会です。国も1億総活躍という漠然としたスローガンを掲げておりますが、地域の元気はまず女性の元気ではないでしょうか。

この発足記念講演会には、前熊本県知事の潮谷義子さんが招かれました。潮谷さんは、人生を生き生きと生きるためにはその人の役割があること、その人の仲間がいること、その人に趣味があることというふうに述べられました。なるほどなと感じ入ったところです。そのような環境をつくるためにも、女性がますます輝ける社会のあり方を考えながら議員活動に励みたいというふうに考えました。

それでは、質問台に移らせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まず、今冒頭でお話しました女性の会なんですけれども、その発足の講演会には残念ながら町長の御臨席はかなわなかったようなんですが、副町長が潮谷さんのおもてなしを含めて参加いただきましたので、その折の感想など一言お願ひできればと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 山都町女性の会、発足の会に参加しての感想であります。当日は潮谷知事の講演に聴衆の皆さん、女性の方がほとんどでありましたが、真剣な表情で聞き入っておられました。また、講演が終わった後の質問の時間には、会場から次々と手が挙がり、熱心な質疑応答が繰り返されておりました。現在町で取り組んでおります特産品開発や山都町ブランドの確立、さらには人づくり・地域づくりにおいて、女性の豊かな感性や活躍が求められていますが、積極的に発言される女性の姿を見ながら、これからの山都町のまちづくりに大いに期待が持てると感じました。

女性の社会参画については、町でも積極的に推進しているところですが、呼びかけをいたしましても手を挙げる女性が少ないという状況もあります。これは目立つことを遠慮しがちな女性の心理や、外のことは男性・内向きのことは女性という固定的な役割分担にも一因があるのではないかと考えられます。

こうした中で、山都町女性の会が発足されたことは、女性の社会参画に向けて大きな弾みになると思います。これを機に、多くの女性の皆さんに外に向けて一歩足を踏み出していただき、また家庭や地域においては、そうした女性たちの後押しをしていただきますことを期待しております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 副町長、ありがとうございました。大変力強いエールを感じております。

それで、この女性の活躍のみならず、全ての町民が明るい未来を語るためには、本町でも地方創生プランの策定を行われているところです。その案が11月初め議会にも提出されました。まだまだ練り上げの途中なのですが、その内容は多岐にわたっており、確かにこの町の人口を維持していくためにはたくさんのプランが必要だとは思われます。ただ、町長の提案理由の説明にもありましたが、今回の国勢調査の11月末での数値は5年前より1,850人減少。人口は1万5,128人となっているようです。

地方創生プランの人口ビジョンによれば、5年後の2020年に1万4,051人を目指すとあります。しかし単純に同じ人数が減少していきまると、5年後の人口は1万3,278人。国の推計の1万3,930人をさらに下回る事となるようです。町の希望的人口維持のために最優先課題は何だとお考えなっていますでしょうか。

町長にお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 地方創生の総合戦略ということで、お尋ねであります。

最優先課題というのは、なかなか難しいところがありますけども、基本目標を総合戦略では立てておりますので、これを総合的にやっば進めなければならないという点から、まずは説明を簡単にさせていただきますが、四つの目標を定めています。まず第一には、農林業等の振興による雇用の場の創出。次に、2番目に暮らし・教育関連の推進。3番目に子育て支援関連の充実。4

番目に安全安心な暮らしの実現ということでもあります。

こういうことを総合的に進めなければならないということを前提にしまして、最優先課題ということに入っていきますと、将来を見据えたこの最優先課題ということになるかと思しますので、この町の経済、これをこれ以上縮小させないということは第1番目に考えなければならないし、それからそれぞれの文化を守っていくということも大事な点であるということでもありますので、生産基盤を維持するための集落機能を守っていく、そのための集落営農を推進するというのが最優先課題というふうに考えます。

そして、あわせて経済活動の充実と子育て支援、これは欠かせないというふうな順番であるというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） やはり、結果こういうふうな総合ビジョンをいただいておりますが、大変項目が多く、本当に何がその最優先課題であるのかということは、今の町長のお話からもちよっとやはりぼやけているような気がいたしております。このことを進めていく、まちづくりをみんなが一体となって進めていくときに、山都町はこれであると、山都町はこれ何だというイメージをつくる必要があるのではないかというふうに思っております。

先日、久しぶりに大分のほうに出かけましたときに、大山町を通る機会があったんですが、あそこは皆様も御存じのように「梅栗植えてハワイへ行こう」というふうなキャッチフレーズのもと、大変その産業が盛んになり、そこにある、これはJAのほうの経営だと思いますが、「木の花ガルテン」というところに立ち寄りしましたが、まあ大変な相変わらずのにぎわいでした。平日にもかかわらず、たくさんのお客さんが農家レストランあたりに行列をしていらっしやいました。そういうことで、ああいう中山間の本当厳しい状況の中でも、そういうふうなまちおこしができているということですね。

そういうふうなまちづくりを目指すときに、人ごとではなく、本当にみんなの力を合わせるときにスローガンであるとか、ごろのよい、今のような「梅栗植えてハワイへ行こう」みたいなことを、町民それぞれが口にできるようなもの。そういった標語とかキャッチコピーが必要じゃないかなというふうに思っています。例えば今のように集落支援も大事だ、経済のことも大事だ、子育ても大事だというふうなことの中で、本当にその……。

ちょっと最近聞いた言葉なんですけど、地域おこしは火おこしに似ていると聞いたことがあるんです。町はトーチを持っているんだけど、どこにもここにも火をつけようとすると一つ一つが消えていって、なかなか火がつかない。しかし、1点集中して火をつければ、おのずとそこから火は燃え広がるんじゃないかというふうなお話で、これはなるほどだなと。そして、山都町はじゃ何に火をつけていったらいいのかということをおもひで考えるべきときじゃないかなというふうに考えています。

例えば子育てでいえば、キャッチフレーズは私は耳に残っているのは「母になるなら、流山市」って。これは千葉県ですけども、もうホームページを見れば「母になるなら、流山市」って書いてあるんですよ。そうすると、「うわあ、どういう施策があるだろう」というふうに、そ

こから入っていく。というふうなことは大変必要じゃないかと。

ちなみに今、山都町のホームページを開きますと、キャッチは「風かおる、文楽と石橋の郷山都町～星と森、そして水の生まれる里～」というふうに書いてあります。これはもちろん合併当時からのいろんなものを継ぎはぎしたようなイメージであるかなというふうに。ただ、これではここに住みたいという意欲はどうなのでしょう。「ああ、自然環境が豊かなんだな」って。自然環境が豊かな田舎はどこにでもあるんですよ。なので、何かそういう「ああ、山都町っておもしろそうなどこだな」っていうキャッチコピーを、今から考えていくっていう必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、どなたかちょっとお答えいただけますか。

町長、あるいは担当の課長様、いかがでしょう。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 私のほうから。今般地方創生の総合戦略につきましては、先般説明させていただいたとおりですが、確かに非常に網羅的、総花的になってしまって、焦点がぼやけてしまっているんじゃないかという御指摘はもう重々承知しております。その中からも焦点を絞って、今おっしゃいますようにこの町は何を目指すべきかということについては、優先順位をきちんと見出しながら、一緒に取り組んでいきたいものだというふうに思っております。

山都町は何々の町だということにつきましては、合併10年を迎えてはおりますものの、まだまだ一体化の醸成にこれまで腐心してきたところがあると思います。山の都総合計画のほうでもうたわせていただきましたが、この町の矢部・清和・蘇陽地区、これを貫くものは歴史であると思いますので、この町がいにしえのときに山の都であったと。これをやはり一つのアイデンティティとして目指していけるように、山都町が住民にとって住みやすくなる町、そして山の都を目指すということの一つのイメージとして、私どもは総合計画のキャッチフレーズにも採択していたところがございます。

そのような観点から、さまざま施策という……。先ほどと重複しますが、そういった視点はありながらも、やはりこの町に一番必要なのは、若い人たちがこの町で暮らしていく展望を持つということに尽きるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。

今のお話、歴史を紡いでいく山の都でありたいというふうなこと。その人たちと若い世代の取り組みがどういうふうリンクさせられるのか、していくのか、そこら辺は今からの腕の見せどころかなど。この戦略会議については、あと年度内にこの方向を、プランを確定するということですが、どのようなペースで行われるのかお伺いしてもよろしいですか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 地方創生の総合戦略につきましては、先般の全員協議会の際にも内容についてお示しましたが、本年中の策定ということで考えております。12月、今月中ですね。で、先般の全員協議会の後、地方創生の戦略会議、こちらのほうを4回目行いまして、これで一応御意見を徴したと。実は、これにつきましては諮問答申という形ではございませんで、

あくまでも幅広い分野から意見を徴して町が策定しなさいということでございますので、今般のこの総合戦略の概要につきましても、これにつきましてはあくまでも総合計画を基にその中から今般の地方創生総合戦略に優先的に向かうべきものをさらに抽出して、この御意見を賜ったと。

これにつきましては、町のほうで採用させていただくと。採択ではありません。決定させていただくと。つきましては、幅広い意見を受けて今回策定いたしますが、もう一つ重要なことは、これにつきましてはきちんと検証と見直しをしていきなさいということですので、今回つくりましたから、じゃこれからもあと4年間あるんですが、これについてこのまま行きますということではございませんで、常々、今先ほど申し上げましたような、経済対策なり子育て対策等について、やはりそれに特化していったり充実させていくという方向で、今後方向性は確認していかなければならない、実施していかなければならないというふうには思っております。

また、あわせて申し上げますけども、今新年度の新型交付金について、まだ国のほうから示されておきませんが、こちらにつきましてはこの地方創生の計画に載っているものを予算化しながら、この地方創生に充てていくという方向であります。非常にまだ、やれやれと言いながら、なかなかまだ予算の概要もはっきり示されていないという中では、少し幅広く構えているという現状がございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ魅力あるまちづくり、私たちも一丸となってやっていかなくちゃいけない問題だと思いますので、さらによろしくお願いします。とともに、この総合戦略会議とかいろんなさまざま、あるいは矢部高の町民会議、いろいろ行われていますが、それに対するぜひ議事の内容といいますか、もちろん策定の途中ですので。いろんな会は。なんです、こういうメンバーでこういうことが話し合われたよというぐらいのことは、ホームページ上にアップされてもいいんじゃないかなと。

これは各課長にお願いしたいと思っておりますけれども、やはり情報の公開——町民がどこでどういう会議があっているのかわからないと。私も気になりますので頻繁にホームページのぞくんですが、なかなかそういう会議の後のアップが……。何々会議がありますよということは書いてあるけれども、その後のフォローがなされてないような気がしています。もちろん公開すべきところ、そうでないところはあると思うんですけども、できればそういう内容というか、こういうことがありました的な報告のほうも、あわせてお願いしていきたい。それから、データポンの情報のほうも、今課長のほうにお願いしておきますけれども、よろしくお願いします。

では次に、移住・定住対策についてお伺いいたします。

人口減少をストップさせるために、各自治体は本当に都市部からの人口取り合いっこしているわけなんですね。山都町では、その対策として移住者・定住者に空き家情報を提供するために、今「まちづくりやべ」の中に山の都地域しごとセンターというものを開設されたというふうに聞いております。そのお仕事の内容と、仕事の進捗状況について課長のほうで把握してらっしゃることを教えたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この町を訪ねたい、それから住んでみたいと思える山の都づくりを目指して移住・定住にも力を入れているところでございます。

御質問の山の都地域しごとセンターにつきましては、国の地方創生のプロジェクトの先行事業として本年4月から取り組みを始めました。その一環として、この山の都地域しごとセンターということで、これは町と人と仕事をつなぐということでやりました。主に移住希望者を対象にしております。地域の人が必要とする人材育成や起業支援、店舗の紹介、そういったものを移住・定住者の方に情報を提供する。あるいは移住してこれたら、お仕事のあっせんであったり、例えば新規就農するというのであれば、そういったところに紹介をしたり、受け入れの窓口のお手伝いをしたりというようなことで、今やっているところでございます。

また、ことしの事業としては、大学生や一般のインターンシップの受け入れというようなことで、地元の企業、それから農業との連携をするというようなところで、今やっております。ただ、まだことしの4月にしごとセンターをつくりまして、「まちづくりやべ」の中に2名の人材を今確保しているところですけども、現在は移住・定住の受け入れ対策として、空き家の調査、それから情報発信、それを山の暮らし人サイトのほうにアップして、全国の方に見ていただいて興味を持っていただくといったことでしておりますけども、まだまだこれから農家の担い手の支援というようなところで、移住・定住者の方にぜひ協力していただきたいということで、こういったことについては、実際農業者の支援をしております農林課、あるいは農業委員会としっかりとした連携が必要ですので、大きなまだ課題を抱えているというふうに認識しております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。

山の都地域しごとセンターということですので、今からはそういった仕事のマッチングも大変重要な課題だと思います。私も、今課長のほうから御説明あった暮らし人サイトのほうをよくのぞきますけれども、最近5件も6件も今、具体的な写真とともに間取りも載っていて、環境もよくわかるいいページになってきているというふうに思っています。やっぱり、ああいうふうな情報発信が、先ほども申しましたが、本当に大事なこと。今それのことに大変取り組んでいらっしゃる実績がわかっていいなというふうに。これからは、やはりその仕事とのマッチング、そこら辺にも強化をして、後押しをよろしくお願ひしたいと思います。

関連して、移住・定住のことについてお話をしたいと思いますが、私はこの移住・定住でダイレクトに入ってこられる方もいるだろうし、あるいは旅行とかで来られて、あるいは農業体験とかに来られて「あら、山都町いいとこだな」っていうふうに思われる方がいらっしゃるかというふうに思うんですが、なかなか短期間でわからない町のよさというものを、今空き家を幾つか探して載せられるような実績もできてきましたが、その中の家を利便性というか、いいところを町のほうで改修をして、そこにお試し滞在のようなことの企画はできないかなというふうなことを……。これはよその自治体がやっているのを見て、これはいいなというふうに思ったわけなんです。本当に短い方では一週間とか、あるいはもう長期的には1年間ぐらいかけて、ここで本当に農業がやっていけるんだろうか、ここで本当に商売がやっていけるんだろうか、それは吉と出る

か凶と出るか……。

「あ、やっぱりだめだった」と「あ、やっぱりここに住みたい」というような方が出てこれると思うし、その中でやはり日常的にその集落の人たちとかかわることによって、「ああ、やっぱり何とかさんのおんなはるけん、ここに住んでみたい」とかいうふうなきっかけもできてくるんじゃないかというふうに思うんですね。やはり、いろんなハード面が大切なんだけれども、やはり行き着くところは本当人と人、人つなぎの部分であるというふうに思っていますので、そういう体験を通してやっぱり山都の人たちと触れ合っていただく、そういったきっかけづくりはできないかなというふうに思うんですが、課長のほうではどういうふうにお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 現在、短期滞在型施設ということで、1年間ということをやっております、これは家賃を払っていただいて1年間を基本的には前納していただくという制度でございますので、非常に……。今、延べ18世帯37名が利用されておりますけれども、非常に使い勝手が悪いというところも私自身も認識しております。今議員がおっしゃったように、本当に短期に1週間とか10日、あるいは1カ月とか、そういった形で自由にできる受け入れ体制、そういったものも必要かというふうに思っております。

やはり545平方キロもありますので、いろんなところに行ってみたい、住んでみたい、お試したいということもありますので、そういったところの仮住まいというか、そういった形でできるというのは、今課内のほうでも検討しているところでございます。で、空き家はいっぱいございますので、そういったところ利用できる所がないかとかいうことで今検討しておりますので、そういった自由裁量でできるようなお試しの体制ができるような、あるいは民宿みたいにして、農家やいろんなところでできるようなシステムづくりを、このしごとセンターでもやりたいし、幾つかはこの広い山都町ですので、何カ所かにはそういった1週間なり10日なりを滞在できるようなところを改修してやれないかということで今検討しておりますので、今回来年の予算については、その要求をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 本当に今空き家情報のほうは、本当に創造課に移る前の状況からすると飛躍的に活躍してらっしゃると思いますので、そこら辺をどんどん推し進めていただきたいというふうに思います。

そしてもう一つの提案は、同じ課で「YOU&YOU」をやってらっしゃるということで、この「YOU&YOU」とその空き家対策のマッチングですよね。もし御紹介した、結婚された、しかし町外で住まれるとか、定住につながってない部分が幾つかあるように聞いております。そういった部分も「YOU&YOU」からの空き家情報とかいうところをセットにしながら、そしてまた、もちろん就労という部分に関しても流れとしてパッケージプランのような感じで進められたらどうかというふうにも思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 「YOU&YOU」につきまして、今毎月1回のペースで

大体80組ぐらいです。年間100人ぐらいの参加者で交流会を進めております。現在まで34組の成婚が、カップルが誕生したわけですが、この誕生したカップルの皆さんと交流会あたりで飲み会とかをやって、そんなときにやっぱり議員が御指摘のように、住まいがなくて例えば大津とかから通っているという方もいらっしゃいます。やはりそういったときに、やっぱりこの受け入れ体制づくりが非常に大事だなというようなことは非常に感じております。ぜひ、そういったことをやってくれたらというような結婚された方からも御要望があります。

また、一番大事なところは、やっぱり仕事が欲しいというところがございます。「まちづくりやべ」のほうで、今人材派遣とかそういったところで事業も行っておりますので、そこの中にまさに人・地域・仕事ということでセンターをつくっておりますので、そこらあたりはもう少ししっかりと人材の確保、それから空き家の情報、そういったところをマッチングできるように、さらに力を入れていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） もう一つ、檜林課長にお伺いします。

この間から八朔であるとか清和文楽であるとか、そういう地域の伝統を守るための人材が、同時に不足しているなというふうなところもあって、こういうのも今地域おこし協力隊は2名、菅のほうに入ってもらっていますね。で、この地域おこし協力隊をもっと利用して、これは本当、国の総務省のプランですので、町の自腹ではございませんよね。なので、こういったところで…

私も地域おこし協力隊の、どういう条件なのかなというふうなことを今回調べておりましたら、ある意味地域の伝統を守るということも項目中に入っておりますので、そういったところきっかけにして、そして今若い人たちが地域おこし協力隊の中でも6割から7割が定住をしておりますというふうなデータも出ております。だから、そういう若い世代の方が定住を促すためのきっかけの一つとして、清和文楽守ってみませんか、あるいは八朔の造り物やってみませんか、神楽をやってみませんか。何かそういうふうな呼びかけをして多くの……。

やはり自治体において、かなりこの協力隊員の数においては差があるようなんですが、その呼びかけによっては、そういったのに興味があって、「あ、そういったのをやってみたい」とお試しに来られて、そのうちには、その住民のつながりが出て「あ、ここで暮らしてみたい」というふうなことも6割から7割、もしかして確率としてあるとすれば、人口増にもつながってくるんじゃないかというふうに思いますので、こういうふうな募集の仕方っていうのはいかがでしょう。可能性がありますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 地域おこし協力隊につきましては、今鮎の瀬交流館のほうで運営をお手伝いしていただいております2名の方がいらっしゃいます。本当に一生懸命頑張っていて、地域とともにその交流館の運営とともに、いろんな行事にも参加していただいて、まさに地域おこし協力隊の趣旨にマッチした活動をしていただいております。

これ本当におっしゃるとおり、自治体によって差があります。10人も協力隊をすればところもご

ざいます。今御指摘の文化を守るという点では、それぞれ八朔は八朔、神楽は神楽、清和文楽は清和文楽という地域の民俗文化として育てられた部分がございます。ただこの清和文楽にしてもそうですけれども、これだけ人が少なくなって後継者にも困るという時代に、この期に及んでは、やはりそういう外部の人に清和のことを知っていただいて、住んでいただいて、文楽の担い手になってもらうとかいうことも必要だと思います。

ですから、そういったことは里協会とも協議を重ねながら、今実際に協議をしております。その中で、やっぱり清和文楽人形芝居保存会の皆さんと意識の共通、それから財団との理解の共通を持った上で、そういった制度があることを認識してやっていきたいというふうに思っております。また、いろんな指定管理施設もあります。地域に根差した指定管理施設として青葉の瀬とか緑仙峡とか、井無田がございますけれども、そういったところにもやっぱり人手が足りない、若い人材が足りないということがございますので、その3施設についても地域おこし協力隊の制度を説明して、ぜひそういったところの受け入れ等もやっていただけないかということで説明はしておりますので、ぜひそういったことはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ぜひ、よろしくお願ひいたします。やはり、これはいろんな問題、同時的に、まあ矢部高の問題ばかり、この伝統文化の存続ばかり、やはりもう町内で担い手がだんだん乏しくなってくる中、全国発信をしていくというのは当然の流れかというふうに思っておりますので、各課連携しながらこのことを強く進めていただきたいと思いますとお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

では続きまして、このたび計画されました統合新保育園のことについてお伺ひいたします。

まず町長にお伺ひしますが、さきの定例会で新園建設についての設計予算が通りました。早速発注業者が決まっているようです。予算額2,000万円のところ1,848万9,600円で落札されたのは熊本市にあるライト設計というところのようです。8社が公募され5社に絞られた中でプロポーザル方式でこの業者を選定されたという流れだと思いますが、この業者を選定された決定打、何がよかったのかというところを具体的にお聞かせ願ひませんかでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 統合保育園の建設についてということで、受注業者の決定打ということでありましたけれども、これについては順を追って、ちょっと説明しないとわかりませんので、その辺から進めさせていただきます。

矢部地区の統合保育園の設計業者の選定においては、11月4日に熊本大学の建築関係の教授、熊本学園大学社会福祉学部の教授、保護者の代表、保育園園長ほか審査員9名で審査を行いました。技術提案書ごとに評価採点表により主観的評価を実施いたしました。評価項目は、1番目に取り組みの意欲、2番目に設計工程計画及び動員計画の妥当性、3番目に提案課題の理解度、4番目に業務実施に係る具体的提案の適格性・独創性・実現性、5番目に概算見積もり額、となっております。審査員の総合評価採点表で、評価点が最も高い株式会社ライト設計が最適者として満場一致で決定したということで伺っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） その満場一致という部分が、何がよかったのかということは、ここで公表ができないということでしょうか。町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今申し上げましたように総合評価でありますので、それを数値化して、点数化をして総合点数が高いということが最適者としての判断であったということでもあります。私はそれを尊重して、この会社に決定したということでもあります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 具体的な内容は公表というか語れないということですね。わかりました。とにかくここに設計が決まったわけですし、このプランの中にはこの間の説明にもありましたように、統合新園には子育て支援センターと病後児保育を併設するというふうなアイデアだというふうに思っております。そんなことも含めた設計がなされていくでしょうけれども、この提案を、いつどういう段階で入ったのかということは前の議会のときにも御質問があったかというふうに思うのですが、私もちょっと疑問で、子育て……。

こないだいただきました、3月に出ましたこの子ども子育て支援事業計画。これの中を何回か読ませていただきますが、本当にこの5カ年のうちにそういった方向を目指すというようなことは盛り込んであるんですが、それがどのような会議の中でっていうか、どのようなプロセスで入ってきて、しかも5年のうちにとおっしゃっていたから今回がその建てかえのタイミングであるというようなことで、一気に盛り込まれたのかなというふうなことも思うんですが、なぜそういうふうに至ったのかをもう一度伺いしたいと思いますが。これは門川課長ですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、お答えします。

先ほど設計業者の決定の部分のところににつきましては、事務局としましては設計の基本方針、それから園児が健やかに成長する保育をできる保育園機能、及び具体的提案に的確性・独創性・実現性があることが他社に比べて高い評価を得たものということで決定したものであるというふうに事務局としては考えております。

それから今、吉川議員のほうから言われました規模決定に関する議論、特に子ども子育て支援センター、それから病後児保育の併設の部分につきましては、昨年1年間子ども子育て会議の中で委員15名、それから年8回の会議の中で検討をしてきました。特に公立保育所の再編計画等につきましては、平成27年の2月27日に保健福祉総合計画策定委員会において提案し、平成27年の3月3日第8回目、最終会ではありますが、子ども子育て会議で公立保育所の再編計画も盛り込み、最終提案をさせていただいたところです。

子ども子育て支援事業計画にも掲げておりますが、統合保育園において子育て支援センター・病後児保育室を併設することによって、子育て支援の拠点としての機能をこれまで以上に十分に発揮することができるかと考えております。

この計画を策定する上におきましては、就学前の保護者348名、小学生の保護者、これは6歳

から8歳まで保護者ですが、348人のニーズ調査を実施しております。特にこの中で多かったのが保育料が高い、土日の保育をしてほしい、支援センターの土日の開放、病後児保育の整備、職場の理解、公園の整備等が多数上がっております。特に保育料につきましては、熊本県内五木村、水上村に次いで低い額と山都町はなっております。

特に子育て支援センター、病後児保育についてのアンケート結果を見ますと、センターを利用してない方が87.1%と、相談できる人は誰ですかというふうなところで、センターの相談は12.7%、それから病後児を利用したい人はどうですかというふうなところでは35.5%、子供を預ける場合の事業形態は保育園などということでは49.3%というふうなことになっております。

その結果を、子ども子育て会議の中に提案し、検討してきたところです。子育てをされてる人たちの思いを、計画の中に反映させ実践していくことが大事であると考えております。子育て支援センターや病後児保育を併設することで、山都町全体の子育ての拠点として、子育てのネットワークをつくることができ、子育て相談などの専門の機能や保育所が本来持っている機能を十分に生かすことができ、センターの果たす役割が発揮できるものと考えております。子育て中の保護者の方にとっても、地域の人にとっても、私立・公立の保育園にとっても、利用しやすいセンターになるよう取り組んでいきたいと考えております。

定員に関しましては、現在統合する4園合わせた定員165名ですが、統合後は子ども子育て計画のとおり、現在の矢部同和保育園と同じ45名でいきたいと考えております。9月末に4園の保護者に入所希望をとっておりますが、その人数等についても妥当ではないかというふうを考えております。

町としましては、今後将来のことを考えると、子育てをされる保護者や子供たちのためには保育園併設の子育て支援センター、病後児保育を併設したほうが、これからの親たちにとっても便利ではないかというふうと考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） アンケートを実施されたというようなことが、きょうは具体的に語られて大変よかったんじゃないかなというふうに思います。やはり、なかなかいつどこで出てきたかということがわからない私たちの状況でしたし、この規模決定については、しかしながら短い期間ではありますが、もう一度やはり、よくよくいろんな思いを合わせていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますし、門川課長に常々伺う……。私も前に学童保育のことも伺いましたが、本当によその町に比べて、随分とその子育て支援については金銭的な面とかでもよくされているというふうに思うんですね。で、先ほどのキャッチコピーではありませんが、本当にそれが表に出るように「子育てするなら、山都町」というふうなキャッチフレーズが自然に出てくるような、もっと工夫が必要ではないのでしょうか。

「これだけやってるのよ、これだけやってるのよ」というようなことをいつもおっしゃるんだけど、それがなかなか一般の方々、町内の方々にも及んでいないというところがあるじゃないでしょうか。ああいうふうに、高校生まで医療費が無料であるとか、大変よその町村では見られないような施策がいろいろ我が町はプランとしてあるんですね。だから、そういったところ

をもっと前面に打ち出し、本当に子育てしやすい町なんですよってというようなことを、もっともっとアピールしていく必要があるじゃないかなというふうに思いますので、今後も規模の問題については、もうちょっと考えられる部分があったらいいなというふうに、私個人的には思っているんですが、今後ともどうぞよろしくお願いします。

では、次に町長にちょっとこの件でお伺いしたいことがあります。

さきの定例会で、この新園の名称についてはどういうふうになるでしょうというふうなことを質問したときに、町長、12月には具体的なお答えをしますというふうなことをおっしゃっていたというふうに思っていますが、その方向性というふうなものは、きょうお示しができますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 保育園の名称についてでありますけども、確かに12月ごろ方向性を出したいということで話をしておりました。議会後にもいろんな話がありまして、それは一つは矢部同和保育園のほうに統合するんだけど、4園が一緒になるんですから名前を変えるんでしょうねというような意見、そしてまた変えてほしいような意見もありました。

それと、もう一つはやはり矢部同和保育園の設置の経過とともに保育とは何ぞやというところを、矢部同和保育園は担ってきたんだということから、名前を変えないでほしいという御意見も大多数寄せられたところでもございます。

いろんな考え方があつたんだということで、それはよく考えていかなければならないということをおもひまして、もう少し時間がありますので、よくよく考えて判断をしたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ということは、この新園の名前については町長が判断されると。公募されるとか、そういうふうなアイデアはないんですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） その辺を含めて検討するということであります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） わかりました。これとっても大事な問題だと思いますので、ぜひ抜かりのないように、広く皆さんの意見を吸い上げて決定していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では次に、あとちょっと問題を抱えておりますので。5番目と6番目ちょっとリンクする部分がありますので、もう一括して質問の中に盛り込んでいきたいというふうに思いますが、教育長に御質問です。

小中学校の部活動というものが、平成30年度末までには社会教育、社会体育の部分にスライドさせるものだということが、国の方針それから県のほうのホームページにも載っております。で、30年末までにということで、もう……。まあ高速が来るのも30年なんですけど、何かキーワードになっちゃってるなっていう感じがします。で、部活動を地域のスポーツに出すというふうな考え

は、私も連れ合いが長年教員をしていましたので、やはり部活動の教職員の方に対する負担というものは、もう本当にすごいものがあるんですね。もう本当に未知のスポーツに取り組みなくてはいけない先生方もいらっしゃるし、得意分野の方もいらっしゃるし、その方が異動されたらどうなるのというような問題もありますし、いろんなことを考えればやはり地域に出した方がスムーズなのかなというふうな考えはわかります。

ただ、この地域においてその受け皿がどういうふうになっているのか。そして、たったこの3年の間に、その移行というものの段階がどういうふうを考えていらっしゃるのか。やっぱりスムーズにその子供たちの運動をしたいという意欲を満たすために、それはしたい子としたくない子がいると思いますから、その自由な選択が広がるというところでは、大変いいことかなというふうにも思っておりますが、やはりやりたいという子どもの場合、やはり地域がこれだけ広いのですので、放課後どうやってそこの場所まで行くんだとかいうふうな問題も当然含まれているというふうに思います。

で、その6番目の質問にコミュニティバスの利便性はどうかということを書いておりますが、これやはり一番には、私は子供たちのスクールバスとしての機能がもっと充実されるべきではないかなというふうに思っていて、やはり希望の、例えば蘇陽地区にいる子が矢部のサッカークラブに行きたいとか、あるいは逆にソフトテニスをしに蘇陽に行きたいとかって言った場合に、とてもじゃないけど親は送り迎えができませんので、そういったところのサポートを町としてどういうふうを考えていらっしゃるのかというようなことを、まずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） こんにちは。ただいまの質問ですけれども、小学校の運動部活動の社会体育への移行ということで、お答えしたいと思います。

まず、本県におけるこの経緯から説明をしたいと思います。全国では三十数年ほど前に、小学校の運動部活動が社会体育に移行しております。現在において、熊本県を含めて四つの県が、まだ社会体育に移行してない。そういう状況にあります。

そういう中で、熊本県の教育委員会が平成26年度に検討委員会を設置をしました。そうしまして、県内の市町村教育委員会とか、それから保護者から意見を聴取しております。そのことがまとめられたんですけども、その結果によりますと、県内の市町村教育委員会の80%が社会体育移行に賛成をしております。それからPTAにおきましては45%が賛成、どちらでもよいというのが39%ということがわかりました。

この調査結果を踏まえて、県の教育委員会が平成27年、ことしの3月に基本方針を出しました。この基本方針の中に、平成31年度から小学校の運動部活動は完全に社会体育に移行すると、そういう方針を打ち出しております。先ほど、議員さんがおっしゃいましたように、30年度末までに移行するというので、31年度から完全移行ということになります。

で、本町におきましては、本年度の初めに教育委員会の会議、それから校長会の会議、その中でこの県の方針を説明をしまして、今後協議をしながら対応していくということで話をしている

わけですが、さらに5月の1日に町P連の総会がありました。で、その総会の中で教育委員会としましては、町内の小学校の部活動の状況がどうであるのか、そしてこの町内に社会体育のいろんなクラブ活動等がありますので、それがどういう状況であるのかと。そういったものを把握した上で移行についての検討会議、その準備を進めていくということで話をしました。

現在本町においては、矢部小学校がもう既に、これ30年ほど前になるんですけども、その時点で社会体育に移行しております。これ、先ほど申しました全国的に社会体育に移行する時期に、この、かつての浜町小学校ですけども、社会体育に移行して、町内のかなりの学校も1回移行したわけです。そしてそれがまた、もとに戻ったという形で現在に来てるわけですけども。矢部小学校では、既に社会体育に移行しておりますので、ほかの町内の学校については、どういう形でしていくのかということが、先ほどおっしゃられているように課題となっているわけです。

それで、町内の小学生を対象にした社会体育の実施の状況、クラブ等がありますけども、それを調べてみますと、矢部地区で6種目社会体育の運動クラブがあります。それから清和地区では1種目、蘇陽地区では5種目について社会体育のクラブがあります。それから9月の28日だったんですけども、町にはスポーツ推進委員さんという方がおられます。そのスポーツ推進委員さん方の会議の中で、小学校の運動部活動が社会体育に移行するんだということを話をしまして、移行する場合には、当然この町のスポーツ推進委員さん方もいろんな形で協力いただくわけですので、それのお願いをしたところでした。

そうしまして、10月の28日に町P連の研修会がありました。そのときにあわせて町内の小学校のPTA会長さんに集まっていたいて、そこで具体的に説明をしました。社会体育移行について。それから意見も聞くことができました。

さらに、近隣の町で既に今移行に向けて動きをとっているところもありますので、そういったところがどういう中身で今移行しようとしているのか。その辺の状況も把握しているわけですけども、そういったものも参考にしながら、じゃあ、この運動部活動、小学校ですけども、の運動活動が社会体育に移行することについては、どういうことが考えられるかということで、まず本町におきまして非常に課題となっています少子化の問題、それからいろんなニーズがあります。運動面でニーズがありますので、そういったところに対応できるというのが確かにあります。

それから先ほどおっしゃいましたように、教職員の負担軽減。それから放課後に部活動がないということで、その時間をどう有効に活用するのかということで、例えば学力充実であるとか、そういったことに生かすことも考えられますし、また、クラブ——社会体育ということで、専門的な質の高いスポーツ指導を受けられる、そういったことが期待される部分としてはあります。

ただ、解決しなければならない課題、これもたくさんあるわけですね。例えば、学校の運動部活動がなくなるっていうことで、子供たちの運動不足、それから体力の低下、こういったものが懸念されます。それから社会体育の拠点ですね、活動の拠点をどこに置くのか。先ほど言いましたように、現在町内ではたくさんのクラブチーム等がありまして、もう実際活動してるわけですけども、じゃその小学校の部活動が全面的に完全に社会体育に移行するということになったときに、先ほどおっしゃいました受け皿ということで考えたときに、どこにどういう種目の拠点を置

くのかということも課題としてあります。

それから、その拠点の会場までの移動。ほかの町の状況を見ますと、全て保護者がそこは負担するという形になっていますけども、じゃあ、そのことを本町において、それが可能なのかということで、非常に難しい問題があります。そのこともあります。それから、クラブ活動に入ることでの費用の面もあります。ということで、保護者の負担が大きくなるというのは、もう目に見えているわけですね。じゃ、そこをどう解決していくのかということについては、これから検討委員会を立ち上げることとなります。その中で、考えていくこととなりますけども、それとあわせまして、もう1つ考えていますのが……。

今話をしていますのは小学校です。小学校の運動部活ですけども、中学校の部活においても、小規模の中学校においては子供たちの数が少ないということでチームが編成できなかつたりとか、種目が限られたりとか、そういう状況がありますので、そういった小規模の中学校についてもあわせて考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

この12月に、教育委員会のほうでは各小学校回りまして、具体的にその話を相談をしています。そうしまして、それを整理した上で先ほど言いましたように委員会を設置しますので、そこで具体的に相談をしながら、31年度までには移行するというふうに進めていきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 残り時間少なくなりました。丁寧な御説明、どうもありがとうございました。

今の、本当に……。ちょっと本当に残り時間がないんですが、やっぱり子供の、先ほども言いました、本当「子育てするなら、山都町」というふうなところを前面に頑張られたらどうかなと思うんですね。だから、コミュニティーバスも本当スクールバスの部分を優先的にしていただくとか。で、本田課長にもちょっとお伺いしたいと思っていましたが、やっぱり高齢者向けとか、車がない、買い物の足がない方にはもっとほかのサービスを考えられる。小型の車でのオンデマンドサービス、そういったものを考えられていくほうが理があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、済みません、最後に本田課長、その辺の試行はしてらっしゃいますか。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。

コミュニティーバスの運行につきましては、もう山都町総合交通体系運行計画というのを18年につくって、25年3月に第二次というのをつくって、今その計画のもとに運行しております。そのときにこのデマンド交通、デマンドバスかデマンドタクシーという制度については、今後取り入れていく必要があるだろうということでは検討を行っております。その条件等もその計画の中に入れておりますので、今後さらにそれを進化した計画をつくるかといったところの中で、審議検討をこちらでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） よろしくお願ひします。最後になりますが、コミュニティーバス、年

末年始の休業についても、ちょっとお願い方々、28日からお休みになっておりますが、やはり正月の生ものの買い物とかの足には大変不便をかけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺のダイヤの見直しといたしますか、年末特急便じゃないですけど、そういったお考えもあわせて提案しながら、きょう私の質問終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時6分

再開 午後1時9分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。

ことしも残りわずかとなりましたが、ことし1年間いろんなことがありました。先月も昭和の大横綱北の湖関がなくなりました。花の二八いうことで、私と同年配でしたので、本当に自慢の人でもありました。憎らしいほど強い男ということで、最期まで理事長として土俵を勤め上げた信念の人でもありました。非常に残念でなりません。幸いにしまして、私はまだまだ活躍の場がありますので、住民を代表して質問させていただきたいと思っております。よろしくお祈りします。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤ですが、今回教育改革について質問をいたしておりましたけれども、今回初めて1番議員の吉川議員と意見がマッチいたしまして、ダブった面がございましたので、私なりにちょっと教育長にお尋ねしたいことがございましたので、質問させていただきます。

まず、先ほど話がありましたように、小学校の放課後クラブの活動が社会体育に変わるということでございますけれども、この中でやっぱり少子化に伴って生徒の数が減っております。で、蘇陽も蘇陽小・蘇陽南小とも、部活をするにしても非常に人数が少ない人数でチーム編成もできないというようなことでもございます。また、社会体育で蘇陽地区に5つもクラブがあるっていうのは、私ちょっと剣道以外には余りほかのクラブがあるというのは記憶にありませけれども、これから先いずれ、子供たち少ないわけですから、蘇陽は蘇陽地区と清和小学校の集めたところでの合同で部活をやるとか、クラブ活動に移るとかいった形なんかであれば、それぞれの学校では、これはもう非常に難しいというふうに思います。

そこで、その放課後クラブ活動についての送迎についてのスクールバスの運行。やっぱりこれがなければ、私たちの地域ではどうしても送迎が非常に難しい状況にあります。ですから、そのところを教育長に再度お願いして、スクールバスを必ずその社会体育になっても、スクールバ

スは出るのかどうなのか。教育委員会としての対応は、どういうふうにするのか、その意見をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） こんにちは。ただいまの小学校の体育部活動についての御質問ですが、先ほど蘇陽地区にそんなにたくさんクラブチームがあったのかということでしたので、まずその辺からお伝えしようと思うんですけども、現在蘇陽地区にあります社会体育クラブチームですけども、まず蘇陽ジュニアソフトテニスクラブあります。それから蘇陽軟式野球クラブ、それから蘇陽剣道クラブ、それから蘇陽ジュニアバドミントンクラブ、T&F蘇陽ということでも陸上ですね、これは。はい。が、現在活動しているところです。

ただいま御質問がありました、特に送迎の部分ですね。このことにつきましては、非常に私も、教育委員会としても心配しているところです。吉川議員の質問の中で、ほかの町村の状況を今把握しているってことで言いましたですけども、その中でかなりのところが社会体育には学校のほうがノータッチで、その社会体育に行く場合にはもう全て保護者の負担、送迎も含めてという状況になっているところが大分あります。

ただ本町で考えましたときに、非常に面積も広いし、それぞれの地域で現在活動しているところもありますし、そのことを考えますと、これは全てその保護者に送迎をお願いしますというわけにはやっぱり、これいかないだろうと思います。もしそうすれば、子供たちの中で部活、社会体育ですけども、これやりたくてもできないという子供たちがたくさん出てくるだろうし、そういうことになれば、もう子供たちの体力のことについても非常に心配される場所ですので、そこは何とかしなければならぬという思いを持っております。

そのためにも、そのスクールバス等を運行を活用するっていうのは大事なポイントになるだろうと思っています。で、この場で必ずしなくてはという点ではまだ断言できないんですけども、そのことはとても大事なことです。今後検討委員会等も立ち上げますので、その中で十分考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） やはり、地理的にも非常に特殊性もありますので、この点は、このスクールバスの運行についてはこれからの課題ということでもありますけれども、これを、課題を解決できるように取り組んでいただきたいと思います。

それから複式学級の解消に向けての取り組みについて、前回私質問をいたしましたけれども、勉強不足でしたので今回再度質問させていただきます。さて教育長は、さきの答弁の中で再配するには財源が必要であると心配されていましたが、私はその心配は要らないと言い切りました。それは財源はあるからです。先般の一般質問の中で13番議員からも出ましたが、この山都町は財政規模、人口規模からして職員の数は全国一位です。広範囲であるといいますが、北海道はまだ広い。それを抜いての一位です。ですから、職員採用を少々控えれば十分可能なところです。

関連してですが、さきの議会での答弁でびっくりしましたが、矢部の公民館に3名もの職員が

いるとの話でした。1人は再任用で、ほか2人です。再任用の人は全てがわかる人で、住民への対応が十分可能な人です。こんなにすごい人がいるにもかかわらず、ほかに2名もの職員が配置されています。私は基本的には人を配置する必要はないというふうに思います。

また、教育特区の話も出ましたが、今はその制度はないそうです。それではできないのかということですが、やっているところがあります。調べてみたら隣の高森町、既に複式解消に向け町で臨採を雇用して、それぞれ単式で授業をしています。ですから、やればできる。さきの山下教育長は、図書司書の問題が出たとき、複式解消が優先すると言われました。しかし、結果はごらんのとおりです。どう取り組まれるのか、教育長の考えを伺います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） ただいま御質問がありました複式学級の解消に向けてということでお答えをしたいと思います。6月議会でも、工藤議員さんから質問がありましたのでお答えしましたですけども、その後の状況も含めてお答えをしたいと思います。

複式学級の解消につきましては、幾つかの方策があるというふうに申し上げました。先ほど言いました特区のこともそうなんですけども、これは文科省のかかわる部分で、その募集があったときに、こちらがお願いする形になるわけなんですけども、なかなかそれは確かに難しいところがあります。

ほかに、今のお話の中にもありますように高森町のことがありました。実は高森にもことし訪問しまして、具体的な話も聞き、その学校の様子も見てきました。で、確かに高森におきましては、町の条例を変えて、そして町で職員を雇って、そして各学校に配置するということで、確かにそれをしております。じゃ、何名雇用するのかということにつきましては、複式学級がその年に何校あって、それが今後どういうふうに数がふえるのかということも非常に問題点としてあるんですけども、高森の場合には、現在の学校に配置をして、それ以上ふえたときについてはまた対応を考えるというふうなお話でした。

で、現在本町におきましても三つの学校で四つの複式学級があるわけなんですけども、もし本町も町で職員を配置するということになれば、高森と同じような形をとるとというのが一つの方策としてあります。ただし、今後も複式学級がふえることも考えられますので、じゃあ、どれだけでもその採用ができるのかということについては非常に難しいところでもありますし、先ほど町職員の数が多いという話もありましたですけど、それにつきましては、私のほうから答える部分ではちょっとありませんので。確かに、予算的にはかなりの予算を必要とするのは、確かにそうです。

それから、現在教育委員会で考えておりますのはどういう方法かといいますと、話にもありますように、町から今各学校に特別支援教諭補助、これを配置をしております。さらにこの制度を充実させまして、この特別支援教諭補助というのは、支援を必要とする子供にきちっと対応できる、そういった職員です。ですから、これをさらに制度を充実させまして、複式学級支援を目的とした複式学級支援教諭補助という形で任用をできないものかということで、今その方策を考えているところです。

確かにこの場合も、予算はもちろん必要になります。それから、この場合は教諭補助ですので、

学級担任はできません。で、担任と連携しながら児童の学習支援をすることはできます。ですから、その意味では複式学級にその教諭補助を配置することで、担任と連携しながら、かなり単式学級に近い、そういう学習を手だてをすることはできるといふふうに考えています。

それから、ほかにも、もうこれは実際に今やっていることなんですけども、いずれにしても複式学級がそういう形で解消しても、かなり小規模の学級ができるわけですよ。ですから、そういったところでの問題点はあります。ある程度の人数の中で、集団的な活動が必要であったりとか、複数の子どもたちの中でいろんな意見を出し合って学習を高めていくとか、そういう場も必要ですので、そういうことを考えまして、現在、複式学級のある近隣の学校同士で、同学年の児童を一緒にして交流学习、あるいは合同授業、これを実施しております。で、既に何回かこの合同の授業、交流学习を実施してもらっているわけなんですけども、状況を聞いてみますと、児童が互いに交流し合いながら意欲的に学習に取り組むことができているというふうには聞いております。そういう学習効果も上がっているというふうには聞いております。

で、この方法がまずあります。そして現に今、実施をしているところです。ほかにも考えておりますのは、現在本町では各学校に電子黒板等を、そういった教育機器を整備を進めています。大体本年度中にその辺はかなり充実をすることができます。ですから、そういったことと、それから光通信あたりの環境も今後整いますので、そのICTを活用してネットワークで学校間をつないで、そしてその合同で授業したりとか合同で学習をしたりとか、そういう方法も今後できるだろうというふうに思っていますので、そういったことを考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今、教育長のほうからいろんな取り組む方法もあると。まあ現に取り組んでいるところもあるというふうなことですけれども、今般教育大綱でもすばらしいものが出てきているようだけれども、要はどう実践していくかであるというふうに思います。実行すべきときは、私は既にもう来ていると。今の子供たちを考えて、それを実行に移すまでに、また二、三年かかれば今の四、五、六年生はもう卒業してしまいます。ですから、やはりスピード感を持って、やっぱり今対応すべきところは、やっぱり即対応すべきと私は思っております。それはなぜかといいますと、やっぱり不利益を被ったままやっぱり卒業してしまいますので、一日も早くやっぱりそのことについては対応していただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今、議員がおっしゃられたとおり、現在学校に子供たちがいるわけですので、特に複式学級の子供たち本当に少人数の中でおりますので、子供たちに不利益があってはならないわけですね。だからこそ、例えば今、合同で授業をしたりやっていますけども、もうできるところはすぐにそういう形で、今後も実施をしていくという考えであります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 次の質問に移りますけれども、清和中と蘇陽中の統合への検討についてですけれども、両校とも生徒数が非常に少なくなりました。高校入試においては、熊本市内校区と同じになり、郡部の定員枠が外れ、それぞれ希望する学校へ進学することも可能となりましたが、しかしクラブ活動においては人員不足からチームが成り立たず、他校と一緒に組んだり、他のスポーツクラブと合同チームでつくって出場したりしている状況にあります。

このような状況で、子供たちのそれぞれの個性を伸ばし、技術を高めるには限界があります。また、高校へ進学しても、なかなかレギュラーを目指すには至難のわざです。そこで切磋琢磨して高いレベルを目指していくためにも、生徒数が多いほうが有効であると考えますので、清和・蘇陽の両中学校を蘇陽高校跡地に統合する考えはないものか、教育委員会ではどう検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今御質問された中身は、本当に教育委員会内部でも非常に心配しながら今後のことについて考えているところでもあるわけですが、まず、清和中学校につきましては、この3年間、保・小・中連携ということで教育実践がかなり深まりました。例えば、清和文楽であるとか地域の文化を学ぶ、そういった取り組みも含みながら、県内でも本当にその成果が高く評価されているところです。現時点で、清和中学校に関しまして統合を望む声ということでは上がっておりませんが、確かに生徒数はかなり少ないです。本年度が39名です。

今後どのような学校の形がよいのかというのは、いろいろと考える必要があるわけですが、統合というのも一つの方策としてあるだろうと思います。ただし、この統合ということにつきましては、たしか前回工藤議員さんも、もうかなり統合が進んだ中で、これ以上統合ちゅうのはいかなものかということでも御意見がありましたように、非常にその辺は慎重に考える部分だろうと思います。地域がやっぱり寂しくなってしまうという状況も、心配としてはありますし、何とか子供たちをふやす方向で今考えてもおるわけですが、

もう一つ……。もう一つといますか、ほかにもいろんな考えをしているわけですが、例えば今、国とか県が推進していることとして小・中一貫校というのがあります。これにつきましても検討する必要があるだろうというふうには考えています。ただ、そのためには、やっぱり保護者の声、地域の声、子供たちの思い、いろんなことをきちんと把握しながら、その中で考えるべきだろうというふうには思っております。

それから蘇陽中学校におきましても、ことし・昨年と県の研究指定を受けまして、学力充実をテーマに研究を進めております。地域と連携した教育活動も展開しておりますし、この蘇陽中学校におきましても、保護者のほうから、あるいはその地域から統合ということで望む声というのは現在まだ聞いておりません。はい。

で、先ほど申しましたように、今後の生徒数の増加、動向をやっぱりきちんと精査しながら、将来的にどんな学校規模が望ましいのか、どういう学校の状況が望ましいのかというのは当然考えていくべきことですので、その辺は今後教育委員会会議の中で具体的に検討しながら考えてい

きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ありがとうございます。ここ山都町でできる最大限のやっぱり教育をどうすればいいか、それをやはり素早くやっぱり加速をさせていただくということが、私は一番大事だろうと思います。やっぱり考えて2年3年たてば、その間の子供たちはもう卒業してなくなるわけですから、非常に取り返しがつかないといいますか、非常に子供たちもかわいそうですから、そういうことをお願いしたいと思います。はい。ありがとうございます。

続きまして、2番の経済対策については、これはまた後で回しまして、3番に行きます。

政治と金についてですけれども、この件については、前の一般質問のとき出しておりましたけれども、時間切れでここまで行きませでした。ところが議員さんの中から大変な、何で言わなかったかというふうなおしかりを受けましたんで、これ先に今回持ってきましたんで、一般的なことで御質問させていただきたいと思います。

金権選挙が地域づくりをだめするということですが、私はこれまで5回の大きな選挙経験してきました。が、その全ては金権選挙との戦いです。それで、今回の議員選挙はやっと明るい選挙で行われることと期待していましたが、結果は残念なことにそうでもなかったように思います。

私たち議員は4年に一度町民の審判を仰ぐわけですが、私は議員の役割は町民と行政のパイプ役であると認識しています。また、議員は町長と違って決定権がありません。ですから、ひたすらお願いするしかありません。地道な4年間の活動ですが、その思いの1つでもかなえられたら地域住民とともに達成感を喜び合うことができます。こうしたまとまりと一体感づくりの中に金権選挙がやられると、地道な活動の4年間——1,460日が一夜にして打ち消されてしまいます。加えて残念なことに、これまでまとまっていた地域の輪が崩れ、仲間から外されたり、阻害感を感じたり、あるいはみずからも加わりにくくなり、地域づくりそのものが崩壊してしまいます。

私は金権選挙をする人に、まちづくりを論ずる資格はなしと考えています。これは誰がではなく、議員一人一人が肝に銘じて、断じてそういうことがないようしなければなりません。町民一人一人が公平な判断ができる社会づくりを目指さなければならないと思います。

そこで、長年地域づくりに取り組まれてきた副町長に所見をいただきたいと思います。そして、書記長には町民への啓発活動についてのこれまでの取り組みと、それから今後についてどうされようとするのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） ちょっと難しい質問ですが、確かに私地域づくりを長く担当してきましたが、地域づくりでうまくいっているところというのは、やはり議員言われるように地域の一体感、まとまりがあって、みんなで意見を出し合って地域を論じながら進めていくところが、地域づくりとしていい成果を上げていると思います。その中で、お金の問題で地域の輪が乱れたりすると、なかなかその地域づくりというのはうまく進めていくことはできないのではないかと

思います。これについては議員のおっしゃるとおりだと思います。やはり、お金によらないきれいな選挙、それはやはり地域づくりにもつながっていくのではないかなと思います。

○議長（中村一喜男君） 選挙管理委員会書記長、坂口広範君。

○選挙管理委員会書記長（坂口広範君） お答えをいたします。

議員先ほどからおっしゃっておりますように、金品を持って有権者に投票を依頼する、または取りまとめを依頼する、こういった行為というのは買収でありまして、いわゆるおっしゃっていますような金権選挙というべきもので、公職選挙法に対します違反行為であることは明白であります。あつてはならない行為だというふうに認識をいたしております。

昨年の県内の議員選挙におきまして、有権者に投票を依頼をして現金を渡したとしまして、議員が公職選挙法違反で有罪判決を受けたと。こういった報道がまだ記憶に新しいところでもございます。

また、選挙運動期間中かどうかに関係なく、選挙での当選を目的としまして、有権者に対して金品を渡したり、食事やお酒を提供したり、旅行やコンサート等に招待すること。こういったことも買収罪に当たります。違反した場合は、罰金ですとか、禁固・懲役などの刑罰が課せられます。それに加え、当選無効や選挙権の停止などの処置もとられるということでございます。

本町では、国政選挙・地方選挙にかかわらず、国や県または警察機関と連携を図りながら、公正な選挙の推進に向けて取り組みを進めております。具体的には、選挙前の立候補者説明会におきまして、事前運動と選挙運動につきまして公職選挙法に基づく、これら運動の制限ですとか、寄付の禁止について詳しく説明を行っておりますとともに、警察署からも法令違反について説明を同時にいただいております。

また町民に向けましては、町のホームページに選挙のコーナーを設けまして、寄付禁止のルールの掲載ですとか、選挙時には投票日等の周知に加えまして、寄付や買収等の禁止行為を具体的に記載したチラシを作成をしまして、全戸に配布を行っております。そのほか各区長さん方にも、選挙運動の制限について説明または文書を発送しまして、公正な選挙の実現に向けて御理解と御協力をお願いをしてるところでございます。

最後に、加えて職員に対しましても、政治的中立の理念に基づきまして、公務員としての地位を利用しての選挙運動の禁止についても、注意喚起を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） わかりました。

次に、選挙制度の盲点と対策についてということで出しておりますけれども、選挙制度が改正になりました、以前は不在者投票という制度がありました。それが期日前投票となり、いつでも投票できるということになりました。このことによって、特別な理由がなくとも自由に投票ができることになり、投票率も上がっているというふうに思っております。

大変便利になった反面、それを悪用するやからが出てまいります。それは日ごろボランティアとは非常に縁遠いと思われる人が、高齢者を次々とその期日前投票に連れてきます。1日何人も

連れてきます。クマバチが通うごつ連れてきます。これは、役場の職員も選管もみんな見てわかることですが、見て見ぬふりです。みんなですね。どう見てもボランティアで連れてきているということではないように思いますけれども、みんな知っとるけれども知らんふりというのが現実にあります。

そこのところで書記長、この期日前投票への、いわゆる何ていいますか、足というわけにはいきませんが交通手段、それについてはどう考えておられるのか、それに対する対応をされておられるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 選挙管理委員会書記長、坂口広範君。

○選挙管理委員会書記長（坂口広範君） はい、お答えいたします。確かに、期日前投票が最近になって非常に大きな効果を上げているというふうに私どもも認識をいたしております。そこに、議員おっしゃいましたように高齢者の方等お連れいただいているというようなことも確かに認識はしておりますけれども、そういったお連れいただいた方々に対しましては投票所内には入れませんので、投票の秘密は確実に確保されているというふうな認識をいたしておるところでございます。

また交通手段ですが、確かに交通弱者の方につきましては、非常にこの期日前という期間にあっても投票所まで来られるその交通機関というのが、なかなか厳しいという状況もございますけれども、これについては、ちょっと具体的には対策ということまで考えておりません。ただ今後、投票区の数等の統合も視野に入れて考えていかなければならないときに、これは必ず課題として出てまいる問題ですので、こういったことにつきましては、ただいま選挙管理委員さんともども検討を始めたというところでございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 十分、今後、委員会で検討していただきたいと思います。

それから、第三セクの運営についてのそよ風パークの施設の分散化と委託について伺います。

山都町には道の駅が三つあり、それぞれに物産館があります。高冷地野菜はたくさんありますが、残念ながら都会の人たちが買って帰りたいと思う高級感のある品物がありません。メロン、イチゴやブドウ、桃など果物を含めてですが、こういった特産品があれば物産館ももっとにぎわいを増すものと考えますし、売り上げも上がるはずですが、しかし、それには多額の資金と技術が必要となります。

そこで、そよ風パークの農園のハウスについては、この十数年剥がれたままで作付もなく放置されたままになっています。これを活用できないものかと考えます。これを利用して、町内の新規就農者や意欲のある農家に貸し付け、生産を促すというものです。ブドウや桃など、すぐには実になりませんが、その間県の新規就農給付金の支援を受けながら、5年後には本格的な生産に入るなど、方法はあります。

しかし、今の条例では第9条に、使用の権利を譲渡したり転貸ししてはならないと規定してあります。ですから、このままではそよ風遊学協会以外の人には使用できないと厳しく制限されているわけです。これを可能にするためには、この条例を変えるか、委託の方法をそれぞれ分散化し

て委託するかしかできません。

町の考えを伺いたいと思います。町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 特にそよ風パークの施設の分散化ということで、御質問がありました。

園芸施設が今活用されていないというのは、私も承知しております。その中で言われましたように、果物等があれば、物産館として非常に目玉になって購買意欲も増すということであると思います、そのためには資金だとか、その技術、これがなければならぬと。そのためにも早く分散化をしていろんな技術が導入できるように、そしてまたいろんな分野の方々が入れるようにという御質問だったというふうに思います。

非常に今、遊休施設について、活用をやっぱり進めていかなければならぬというのは、私も十分わかっております。この辺について、仮にこの、今遊休施設でありますんで、その辺だけの分散化が可能かどうか検討はして、そしてまた報告をしたいというふうに考えます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） せっかくある町の施設でもありますし、意欲のある新規就農者もたくさんおるとお思いますので、ぜひ活用できるよう、契約等もありますので、町長のほうで判断をお願いしたいというふうに思います。

それでは、高速道路を見据えたまちづくりということで質問を上げておりますけれども、高速道路の山都側インターの名称は山都か矢部かということですが、高速道路の工事は急ピッチで行われていますが、山都町側のインターの名称がまだ明確ではありません。中島地区の看板には御船山都間と記されておりますが、期成会などの資料では仮称矢部インターというふうな、書いてあるところもあります。どちらなのか、町長に伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） インターの名称でありますけども、これはもう基準というところから、最初説明を申し上げたいと思うんですが、名称については、わかりやすく簡潔なものであることというのが一つあります。それから、一般利用者の利便を考慮して、所在地を明確に示すものであることと。その次に、道路標識でありますので、判断しやすいものと。その次に、他の地名・施設等と混同を来さないというものであること。最後ですが、関係市町村及び関係機関の意向に十分配慮し決定するということがあります。

小池高山インターチェンジというのが九州中央自動車道では、この熊本県側では初めて設置されましたけど、当初は小池インターチェンジ、これは仮称でありますけども、そういう名称だったと思います。しかしながら、益城町と嘉島町、御船町、非常に近いところで設置をされましたので、その関係者が協議をされて、小池高山というインターチェンジの名称になったという例がございます。

一番、私は大きいのは、その地名をあらわして、そして周辺地域の方々が満足される、納得される名称であればいいのではないかとこのように考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今では、まだ名前は決まっていなくてもございますけれども、私は、これ提言ですけれども、矢部にも歴史がありますし、また山都も合併した新しい町の象徴ということの名前ですから、どちらもいいと思いますけれども、ただ私が思いますに、高速道路の地図を見たときに、阿蘇にあれだけの観光客が流れるのに、阿蘇インターというのはありません、どこにも。ですね。ですから、阿蘇には年間1,400万とも1,500万ともいう入り込み客がありますが、阿蘇には熊本インターからも行かれますし、益城インターからも、御船インターからも行かれます。どこからも。

しかし、ただ阿蘇インターちゅうのはないということですので、一目瞭然にわかるインターというのは、これは阿蘇山都町とダブリますけれども、阿蘇山都インターであれば、これは一番わかりやすい、一目瞭然にわかりやすい名前だというふうに思います。立野の渋滞を避けて、1割の人が利用しても140万の人が入ってくると。入込があると思いますし、また南九州の宮崎鹿児島ルートから来れば、やっぱり阿蘇に行こうと思えば、阿蘇山都インターでおいて阿蘇に向かって、阿蘇に登って大分に抜けたり、熊本市に抜けたりというルートが生まれてきます。

そこで、やはりよくこの山都町も、人がやっぱり集まったり、人の交流がなければ、私は経済は生まれんと思います。ですから、このチャンスとして、このインターの名前を阿蘇山都インターというふうにすれば、仮に地図を見ながら間違えておいても、1割の人がおいても、140万の人がこの矢部インターでおけるといことになりますので、経済効果をもうはかり知れないというふうに思います。

また、今山都町では町を広く知ってもらおうということで、農産物の産地形成PRを図っていますが、どんなにすばらしいポスターやすばらしいタレントを起用することよりも、私は一番いいのは共販の箱に産地は阿蘇山都町って書くのが、私は一番これはもう誰が見て、全国東京行ってもどこ行っても、これは阿蘇山都町と、阿蘇の近くでできたんだなという、これはわかります。しかも、阿蘇は世界農業遺産でもあります。これから、やはりTPPなどで世界との競争が始まりますし、また観光面では、仮に1割の人——140万の人がおりたとしたときに、入り込んだとしたときには、矢部阿蘇公園線の早期開通にも弾みがつくというふうに、私は思うとります。

ですから、この非常に名前は大事なもんだというふうに、町の名前というのはそれから思うと大事なものと思いますし、将来を見据えたとき、町名を阿蘇山都に変えることは町の経済を無限大に押し上げる効果があります。これは、一番いいことは町名を変えることはお金がかかりません。ただです。1番議員が言いました、この町はこれだというあれが、キャッチコピーちゅうか、それが無いというふうに言われましたけれども、私はただで世界と戦えるまちづくりであれば、そらあ見事なまちづくりができやせんか、とんでもないようなまちづくりができやせんかなというふうも思います。

ですから、ぜひその弾みとして、インターを阿蘇インターにしていきたいというふうな思いでございますが、この……。まあ町名変更については、区長さん方からも今度要望書が出ておりました。また地域の青年農業者からもそういう声が随分と出ております。ですから今後、総務委員会に委託されておりますけれども、どうなるかわかりませんが、町長どうでしょうかね、太

っ腹でどんとこらあひとつ阿蘇山都インターというふうな思いはございませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） インターの話から、かなり幅広くお話がいただきましたが、まず私が言い忘れたことがありますので、まずそれを押さえておきたいというふうに思いますが、正式名称の決定については、国土交通省から各関係自治体に協議が行われることはもう間違いございませんけども、決定されるのは、名称の決定は、九州ブロック道路標識適正委員会ということで決定されます。そちらのほうで決定されますので、こちらのほうについては、最終的な決定権はありませんので、その辺は申し添えておきます。

それから、議員が以前の議会で阿蘇という名称を使ったほうがいいんだということがございました。それで、その御意見を受けて、今ロゴマークを、ことしはつくらせてもらったんですね。その中で、これはもう今認証も受けましたけども、ロゴマークの頭に阿蘇山麓の町ということで入れるようにして、その認証を受けました。そういうことで、御意見いただいた分については、こちらのほうでもしっかりと取り組んでいるということをお伝えをしたいというふうに思います。

ただ、この町名を変えるとかいう話になりますと、やはり山都町が誕生しまして10年であります。やはりこの10年ちゅうのは、やっぱりなかなかまだ認知を得るためにはなかなか難しい。山都っていう名前を聞いただけで、やっぱり農産物が安全安心なんだというようなことを認知いただけるように、しっかりと努力をしていくということも重要な点であろうというふうに思います。

高速のインターチェンジの名前からということでもありますので、の意見でございますので、今の御意見、関係機関のほうとも少し協議をしながら、最終的にはいろんな方面の御意見を賜りながら、私どもがどういう名前で行きたいということは国交省のほうに要請するということでもありますので、そういう御意見は伺っておきながら、しっかりと検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、官民連携によるまちづくりということで、せっかく高速が来ます。いよいよ便利がよくなって、こういった避暑地といいますか、こういった環境のすばらしいところに、やっぱり休みの日は来て、ゆっくりと涼しいところで本を読んだり、あるいは町内散策をしたりというふうなことも、私は十分考えられると、便利がよくなれば、と思います。しかも、体育館の移設が前回の議会のほうで、町のほうで、執行部のほうで、移転も、ほぼ移転建設をするというようなことになっておりますので、せっかく体育館を移転して便利のいいところにつくっていただくなら、そこにもう図書館も、今の場所では非常に狭くて、いろんな不都合もありますので、その体育館に併設できないかと。図書課も。併設できないかということがあります。

今、佐賀のほうだったですか、民間と連携して建物は当然町がつくれますと。後の運営については民間でやりましょうということで、官民連携で今図書館が進んでおります。やはり図書館をつくっても、その中の毎年毎年新しい本を買ったり維持していったり、いろんな経費がかかります。しかし、そういうことを民間に委託することによって、民間のノウハウといいますか、そう

いうものが十分発揮できるというふうに思いますので、この点、体育館と併設したところの図書館づくりということも、私は専門性を発揮できる非常にいい場所じゃないかなというふうに思いますので、この件について町長、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 図書館のことです。その前は、官民連携というお話がありましたので、特にPFIという名称で言われている事業について、今これも検討はしております。これはいろんな施設について、この図書館だけではなくて、やはり民間活力を導入したということでもあります。ただその建設だけじゃなくて、今言われているのは、後の維持管理のほうも、議員がおっしゃったようなことも含めて検討しているわけでありまして、まだ、その辺のどういったふうな活用ができるかっていうのは、結論はまだ出ておりません。研修等を進めながら、どれに見合っていくか、どういう検討が必要なのかというのはノウハウとしては今もらったというところであります。

あと図書館については、以前の経緯を見ますと、平成9年、10年に元裁判所であったところでありまして。その購入を始めております。それから平成15年、16年に増改築工事が行われ、平成18年にホール等の整備が終わり、まあ完了したということでありまして。で、その当時のこれ議会のほう、当時の議会のほうでも、相当その場所については論議があったというふうに聞いております。やはりその利便性を考え、そしてその、例えば高校が近くにある、中学校近くにある、役場が近くにあるだとか、そういうことの利便性を考えての場所の決定があったというふうに承知しております。

もちろん、この町立体育館と一緒にあわせて、併設してはどうかという御意見でありますので、これ新たにつくるという話になれば、それは一緒につくったほうが効率的であると思いますが、いろんな意見を踏まえての図書館が今設置してあるんだということは、やはり前提として考えておかなければならないというふうに考えております。そういうことで、今のところ町立体育館と図書館を一緒にあわせた形の施設ということは考えていないということでありまして。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） これについては、これまでの経緯もあるようでございますけれども、よそがやって非常にいい成績といいますか、を上げております。ですから、そういうところも見て、やっぱりせつかくなら、もうよそからの高速道路ができれば、やっぱりもっと多くの人たちがこの町に訪れて利用する機会が多くなると思いますので、御検討お願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、総務課長、あ、これ町長かな、経済対策にある、効率ある財政運用についてですけれども、これについてはもう時間がございませぬが、これは前回は建設常任委員会でも審議しておりました社会資本整備の減額の件です。ことしも2億6,800万を減額補正をしております。9月補正で。このときに減額だけでは非常に経済も冷え込んでおるし、仕事もないということで、何とかこれは景気回復をせにゃいかんということで、道路新設改良に7,400万という予算をいただきました。組んでいただきました。

結果から行きますと、新設改良については過疎債が実際は一番につきやすい事業でございます

ので、7,400万といたしますと、事業費にしてみますと大体7億4,000万の総事業費になるというふうに思います。ですから、これだけ社会資本整備が非常に予算が厳しくなってくれば、財政運用として7,400万の一般財源を持ち出すということにすれば、過疎債・辺地債を借りながら7億4,000万の事業費をやったほうが町の経済対策にもなるというふうに思いますので、今回質問させていただきましたので、これは私……。町長の答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 公共事業費のことでありますけれども、この公共事業費を類似団体と比較しますと、1人当たりの決算額は本町は約2倍近い数値になっております。そして、とりわけ道路橋梁整備費、これについては類似団体に比較しますと4倍以上の決算額であります。要するに、この町は非常に社会資本整備には昔から力を入れてきたということでありますので、その辺は御案内のとおりであると思っておりますけれども、再度言わしていただきたいというふうに思います。

ただ、効率的な財政運営ちゅうのは、地方財政運営の基本原則であります。最少の経費で最大の効果を出すということであります。そういう中での御質問でありますけれども、今将来を見据えた、このまちづくりということを進めるについては、今総合戦略を立てております。これをやっぱり確実に進めるということは一番重要なことであろうというふうに思います。そういう中で、ソフト事業が主であります、この総合戦略は。

ただ、ソフト事業だけではいけないと。やっぱり並行して社会資本整備なんかも、やはり重要であると。これはもう、あわせてしっかり進めていかなければならないというふうに思いますんで、今議員がおっしゃった過疎債の活用というのは、その中で最右翼になると私は考えておりますので、その辺はしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） これをもって、8番、工藤文範君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時7分

再開 午後2時17分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） みなさん、こんにちは。ちょっと今走ってきましたので、ちょっと息苦しいところがありますが。去年も私の一般質問は12月8日でした。12月8日は、ボーナスの日と誰か言った人もおりましたけれども、74年前この国が世界を相手に、無謀な戦争に突入した日ですね。その反省から、私どもは平和憲法を持って、70年間、他国の人を殺さず、また、この国

の人たちが殺されない、そういう平和を享受してきました。しかし最近はかなり、新たな戦前が始まったというような状況にもなっております。世界各地では、もう憎しみと暴力の悪循環。これによってひとときも、小さな子供やお年寄りが命をなくす、守られるなんていう状況じゃなくなってしまうている。非常に私は悲しいことだと思います。何とかこの悪循環を断つ。これが国際社会の喫緊の課題だろうと。温暖化問題とこの憎しみと暴力の悪循環を断つというのは、人類の未来がかかっている。これは孫たちの未来がかかっているというふうに思うわけです。

3日前でしたか、図書館で原節子の「わが青春に悔なし」という映画がありましたので、久しぶりに、私、見ました。これは黒澤作品です。あの戦前戦中、この時代に生きた若者たちを、京大事件を背景にしながら描いております。良心に忠実であることがいかに難しいか、あの時代は生命をかけなければなりません。それを見て、また新たなそういう時代を迎えてはならないと、私はそう思った次第です。

それはさておきまして、今度は2点通告いたしております。三セク問題と教育・保育の問題です。あとは質問台から項目ごとに質問してまいります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この前、三セクの診断結果を私どもは説明を受けました。この商業簿記については、私どもはかなり疎いものがありますが、私は単純にこれまで総売り上げから仕入額を引き、そして販売管理費を引く。その足し引き計算で三セクの経営状況を見てまいりました。診断結果も全く同じですね。経営実態を図るために、私は前町長時代からずっとそのことを言ってきました。本業のもうけはどうなっているのかと。幾ら仕入れて売り上げが幾らあって、経費が幾らかかったかと。単純にそれだけを見なさいと。ところがずっとこれは赤字なんですね。ずっと赤字です。この赤字が常態化していることを、改めて専門の経営診断をやっていただきました。

そのことについて、町長どういう感想を持ちましたか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 経営診断、予算化していただきまして経営診断やらしていただきました。この対応というのを、うまくいってればこの経費診断はいらないと。やっぱりうまくいってないから経営診断をするということをやっているわけですが、その対応について正確な分析をしないと、その対応ができないというのが基本であろうと思います。そよ風パークを中心に、やはり赤字が大きいところがかなりございます。やっぱりそこ辺の判断、どこあたりが改善をしていかなければならないのか。そういうことについては、よくわかったということでもあります。私どもは、余りにもこの経営について、やっぱり、むとんちゃくとはいいませんが、もう少し管理をすべきだったなということを、今回の経営診断を見て痛切に感じたところであります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 担当課長は、どう受け取りましたか。これ委嘱した企画課長、それに山の都課長、お二人から聞いときます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。三セクの経営診断につきましては、過去にも数回やったことがございますが、今回は特に財務指標を一つの視点としてお願いしてきたところでありますので、それぞれの経営分析につきましては財務の観点から、特に結果的には収益性・安定性・安全性というところでどうだという判断もいただきました。今回の、特に主要三法人といえますか、についてのところについては、大きな課題がその財務視点からも見られたということでは、単なるこういうところを経営改善すればいいということではなかった部分、共通項として見つけることができているというふうに感じております。

それぞれ、これについてはまた、先ほど町長が申しましたとおり、町長の指示を仰ぎながら担当課とも、ともに改善に向けてなり今後の方向について検討してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 今回の経営分析につきましては、日ごろ我々は、この予算もそうですけれども、単式簿記で通常なれておりますので、本来の経営複式簿記、このことについて専門の方の御説明、そしてこうこうこうなんだということについての説明を受けた後で、それぞれの五つの施設の経営について詳細に分析の説明結果をいただきました。これを見ますと、やはり我々日ごろ民間の会社の経営のあり方、そういったものが非常に欠けている分はかなりあるということを改めて認識したところであります。

また指定管理ということで、甲と乙の関係で、やはり乙に対して、指定管理施設に対して自主性を慮るというところもございましたけれども、この累積赤字、それから経営の根本的な赤字、そういったことがありますれば、やはり町としても積極的に介入していくということも非常に必要だということも改めて感じました。

また損益の分岐点というような説明も診断士のほうからありましたけれども、我々はそういう日ごろからその損益の分岐点、これが赤字になるのか利益になるのか、そこらあたりをしっかりと認識するということが非常に大事だということが改めて感じてまいりました。

企画政策課のほうで経営分析をしていただきまして、今後はそれぞれの施設に対するかかわり方は、当然11の指定管理施設を持っております山の都創造課でありますので、今後の対応については、この27年度内にそれぞれ各施設との協議の中でまた取り組んでいき、それから議会のほうにも御報告したいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） お三方の反応は、これはもう一般的なことなんです。当然のこれ、受けとめすべきですね。本田課長のほうからは、今度は特に財務について見てもらったということですが、今まで財務について詳しく突っ込んだ分析をしなかったということのほうの問題なんです、実は。

それは、どこから来ているかといいますと、一口に言えば親方日の丸。委託している組織は、これは町長がトップになっている、町がつくっている組織なんです。団体なんです。だから、民間団体じゃない。三セクというのは、民間の長所、行政の長所、これを合わせて新たな第三の組織をつくって経営を任せようと。どうしてもお役所がするのは、いわゆるお役所的で親方日の丸

になってしまって、いわゆる市場経済原理が全くわからんのではないかという考え方から三セクというのをつくった。

私は今、この町のこういった施設を便宜的に三セクと言っていますが、これは三セクで何でもありません。行政セクターそのものなんです。通潤荘が若干、いわゆるJAと商工会が入っています。これは入っているだけです。どれだけ経営に専門性発揮しているかって、そうじゃない。我が家の品物をどれだけこれに取り込んでもらおうかという意識のほうが強い。これはJAや商工会の皆さんが聞けば、大変私に抗議がかかってくると思いますが、これは事実ですから。それを言っときます。

本当に、いわゆる商人としての感覚を働かせてもらうならば、こういう状態になってない。通潤荘の赤字は、これは去年の赤字が幾らあったかな。毎年償還金が7,000万だからならないんですね。償還金は全部町におんぶされております。その上で、この売り上げは一向に伸びない。そして赤字が……。通潤山荘の赤字は、去年は2,100万円ですよ。2,100万。ただ、ここには委託費は入れてない。もっとひどいのはそよ風遊学協会。これは見かけの営業損失は493万円。ところが、これには委託費の3,500万だったかな、これを売り上げに入れて、だから赤字を小さく見せておる。実質営業赤字が3,900万円。

私どもが商売の実態を見る上で、一番わかりやすい見方はこの営業収支なんです。冒頭に言いました営業収支。どれだけ仕入れ、どれだけ経費がかかって、売り上げが幾らあったか、差し引き幾らだと。単純なそれだけなんです。これは前の町長に私は随分言ってきましたが、前行ってみたら、この前物すごく繁盛しよったとか。たまさか、土曜・日曜・祝日、そういうときに行ってみて、少し車が余計来ていることで、そういう見かけの状況で、これは見てきておる。だから、今の町長時代になってそのツケをこういう形で払わなきゃならなくなっているということ。今の執行部に私は気の毒だと思いますが、これはやむを得ない。行政の継続性からしても、今の執行が私から叱られるのは当然です。そういう思いで聞いてください。

それで、この診断士のその診断の結果、収益性・安定性それから安全性、三つの柱と本田課長言いましたね。まず、収益性はどうでしたか。これは三つのセクターを押しなべて、大体の感想でいいです。榎林課長、いいですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） 3施設を押しなべて申し上げたいと思います。経営診断士の分析からしますと、非常に収益性が悪いということでもあります。売り上げについては、それぞれ主要3施設それなりの売り上げは上げて頑張っているように見えます。ただ経費の面、それから人件費の面、非常に原価率が悪いといったことは御指摘を受けております。

で、やはり議員も申し上げられましたとおり、三セクという特殊な団体ですので、こういう管理委託料があるというところが、普通の民間会社でありませんので、そういったところも含めて分析していただいて、判断を今していただいて、今度またそれぞれの施設にまた説明、それから協議をするわけですが、やはりそこらあたりが非常にコストが高い、それから人件費についても、この施設で約、大体それぞれの施設で40人抱えておりますけども、人間の数としては多す

ざる。ただ人件費をその40人で割ってみたときにはそうでもないということで、そこらあたりがやはり効率的に運営ができていないという指摘は受けております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 1人当たりの売上額が、単価が非常に低い。これ民間に比べると。それから、この今の話のように、仕入れ原価が高い。特に仕入れ原価が高いのは物産館です、どこでも。特にそよ風、じゃなくて、文楽館のこの原価は高いと。そういう指摘になっています。これは、地場の産品を売るわけですから、ある程度この生産者のことを配慮して仕入れるのは当然です。だからといって、赤字が垂れ流しになることを全く無視してするわけにはいきません。この尻は町民の税金で賄うわけですから。ここを忘れちゃならないんですよ。

三セクを論ずれば、必ず波及効果を言います。経済的な波及効果。雇用の場だと。しかし、町民の税金を使って毎年毎年何千万もの赤字。ここでは、何千万以上ですよ。約……。トータルでは1億近くなりますかね。こういうのを町民に負担させていいのかということです。これが、この季節変動や一時の経済変動の結果であればいいけども、これは趨勢としてこうなっている。趨勢という言葉、わかりますかね。そういう傾向でそうなってしまうと。それを、一つも問題にしてこなかった。

これは、企画課長、あなたがつくった総合戦略を見ていましてね、三セクのことは全く入っていない。一般論として観光振興を図りますと。非常に大事なことなんですよ。忘れてしまっている。私は先ほどテロの話や、あるいはあの第二次大戦に突っ込んでいった話をちょっとしましたね。これは、もっと深刻な福島原発の問題もあります。そういうことをみんな、みんな忘れてしまう。日本人の曖昧な性格でしょうか。ノーベル賞の川端康成がスピーチのときに「あいまいな日本の私」というスピーチをやっていますが、日本人のそれが特徴なんです。それが、あなたたちにもそっくり移ってしまっておる。そういうふうに私は思いますよ。

総合計画の中に、これだけ深刻な問題を抱えておる三セクのことを全く触れていない。委託費だけでも年間全部で7,000万か8,000万ですね。8,000万近く委託費を支出しているんですよ。委託費をもらって、それでも足らずに赤字を出すというのは、どういうことなの。一にも二にも私がずっと言い続けてきた意識改革がなってない。自分が一つの会社を立ち上げて、経済社会に打って出るといときは、物すごい、人生全部かけてやるわけですから。そうでしょう。ここには何の痛痒も感じてない人たちが漫然とこれまでやってきていると。私は全部とは言いません。少なくとも、この責任者、町の執行部も含めて責任者たちの責任は非常に重いと。

私は合併以来このことずっと言い続けてきたけれども、全然それは変わってない。この前言いましたように、まだ言うのかと、あいつがまた言っていると、恐らくそういう受け答え、受けとめだろうと思います。私は1万6,000人の代表の一人として、これは言わざるを得ない。本来の三セクの形態になってないということ。そこも含めてどうするのか。あなたは、先ほど何とか考えると言いましたが、町長、この三セクの組織そのもの、どういうお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 三セクについては、議員が言われたとおり公が収益を目的とするとい

うのは難しいものがあります。民間でも、この地方においてはなかなか資金力という点で、そしてまた、それだけの利益が上がるということがなかなか難しい点において、これは企業が進出するというのはここに難しい点があると。だから両方の不足する面を補完し合いながらやるというのが三セクのあり方だろうというふうに思います。

ただおっしゃったように、これが赤字を生むということでは、やっぱりそれでは一つの、この全体にわたった税金の使途というならまだわかりますけども、一部の面についての一般会計からの支出を伴うということでは、町民の理解というのは非常に難しいものになる。これは経済性というのは一番こう、何をおいても問題になろうかというふうに考えております。

今回の三セクの診断において、やっぱり短期の借入れというのは運転資金ということで、それは各三セクは努力しながら、いろんなイベントを打っていただくか、自分たちの運営を考えるわけですから、これはいたし方ないとしても、やっぱり長期の借入れが減らないということでは、これはやっぱりその経営自体に問題があると言わざるを得ないです。やはり、そこは例えば10年なり、10年で返済をするというような計画を持って、この経営の改善に取り組むということが必要だろうというふうに考えますので、その辺は強調しながら管理をしていきたい、指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 安全性のところで、この分析の結果、そよ風遊学協会は、このままでは企業活動をする意味が薄くて書いてある。私は、意味はないと思っているんです。非常に控え目に意味が薄いと。今、町長は10年計画で、例えばの話ですが、返していくということは、これは委託料入れずに、さっき私が言った営業収支で黒字になったとき、初めてそれが可能ですね。その共通認識は、皆さん持つておきましょう。それを、なかなかそういう前任者のときは持つてもらえなかった。だから、ずるずるずるずるこういうことになってきている。

ただ、この運転するフォローの面だけが、私は赤字・黒字と言っているんじゃないんで、一方で建設の償還が全部一般会計からやってきているんです。そよ風だって約30億かかっていますかね。これ全部一般会計からやってきている。合併したときに3億4,000万かどれだけの償還金がありましたね、年利償還金が。

今、償還金がピークに来ているのが通潤山荘です。約7,000万ですね。ここは年間1万8,000人の入浴客だったかな。それから……。あ、宿泊が1万8,000人、入浴が16万人、それからレストランが4万5,000人は来ます。そういう能天気な計画から失敗している。だから、毎年の7,000万ぐらいはへいちゃらみたいな話でした。あのとき。だから、私はそれはとても難しいと。それだったらここは徹底した独立採算にしないと、ここだけが独立採算です。だから、委託費もこれには入れてない。ですから、通潤山荘の経営はパークに比べるとずっと苦しいんです。パークや文楽館に比べると。

ただ文楽館についても、このままいけば10年ぐらいで基金は食い潰してしまうという指摘があります。文楽館は合併したころ1億ぐらいの基金を持つておりました。これは当然使っているんですよ。この民俗芸能、伝統芸能を維持していくためには必要です。だから、これは文化施設

として別の考えを私は持つべきだと。ずっとこれは言い続けてきました。本当は、最初から文楽館は収益性を度外視しなきゃならないから、それを補うために物産館というのが同時に出てきたと思います。あの当時の甲斐村長さんの私は構想を聞いて、非常に私は感銘したことがあるんですよ。しかし、そのことが非常にマンネリになって、もうこの物産館も毎年毎年赤字だということですね。実質文楽館はトータルで4,910万円だったかな。去年は。4,000万ですよ、赤字は。

そういう、あれやこれや考えますと、非常に私はこの分析結果をもっとシビアに受けとめてほしい。それと、この診断士の人たちは、本当だったらもっと厳しいことを、表現を使ったかもしれませんが、私から言わせると非常にこれはソフトな表現です。可能な限り、こういう形でやってみなさいということですよ。普通だったら、これはもう成り立ちませんよと。こういう状態と。だから会社としては、これは成り立ちませんよと本当はいうところを、このままじゃ企業活動をする意味が薄いというような言い方ですね。一例を挙げれば、そういうふうな言い方です。ずっと見てみますとね、非常にかなりの気を使った表現をしておられるというのが私の印象です。

これまで私が言ってきたことは、全部裏づけられている。当社の業績低迷の原因は天気が悪かったからとよく言われる、というようなこともここに書いてあるんですね。これはどこだったかな。そういう言い方で逃れる。これは一次的な要素を、それを固定的な原因にしてしまうと、それを当然の理由にしておるということは、もうまかり通らないということだろうと思います。

三セクのこと、まだまだ申し上げたいことありますが、要はやっぱり関係者の意識改革が第一ですよ。そして一つ私はびっくりしているのは、これを見てみますとね、27年度、これはパークの場合です、一つずつ言っていきたいんですけども、これは象徴的にパークを捉えて申し上げてきます。26年の決算。これは4月当初で、勝手に借入れた金を3,500万、4月……。私どもがここで委託料、議決しました。議決した途端に、それは右から左に借金払いに充てているんですよ。こういうのは町のほうに相談がありましたか。それについて、ちょっと聞いておきます。あるいは備品購入も含めて。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、榎林力也君。

○山の都創造課長（榎林力也君） お答えいたします。

そよ風パークの先ほどの借入れの話につきましては、当然承知しておりました。ただ、償却資産のことにつきまして、備品のことにつきましては相談がございませんで、決算のときに気づいた次第でありました。そこらあたりは、やはり当然、指定管理施設の委託者である町に対しては丁寧な説明と相談が欲しかったというふうに思っておりますし、そのことについては厳しく遊学協会のほうにも申し上げました。

また、借入金につきましても相談のあった部分、それからなかった部分とありましたので、そこについては社長それから役員を呼びまして、詳細、いつ借りてどうやって返すのかということまできちっと、そこらあたりは説明をいただきましたので、今後は、いずれにしてもそういったことについては、必ず重要案件ですので相談なりあるいは取締役会できちっと説明をいただきたいということで、厳重に申し入れをいたしました。

それから関連で、3施設について議員のほうからも御指摘がありましたけれども、この3施設

は似て非なるものでございます。通潤山荘につきましては、社長が町長でございますので、当然役員会・取締役会については町長みずから出席しているんなことについても意見を申し上げます。

また昨年御指摘も受けましたので、虹の通潤館につきましては、役員体制の見直しそれから民間の活力を入れるということで、民間会社のほうから支配人を来ていただきまして、経営感覚をぜひこの通潤館のほうに、山荘のほうに導入していただきたいということで、役員体制も3名から6名に変えまして、これまで業者会につきましては、やはりそれぞれの納入業者の内輪の会議のような形で、むしろ利益を守るというような体質も確かに御指摘のとおりでございました。

それを、やはり支配人も変わらして、そういった形じゃなくて山荘を支えていただく業者会になっていただきたいということで、支配人のほうにも、当然民間から来ておられますので、そこらあたりは御指摘いただきました。取締役会の中でも、それぞれの業者さんの燃料それから食料品の納入につきましても、業者会みずから努力していただくようにということで、この原価の引き下げについては努力していただいております。

また文楽館につきましても、これは清和文楽の里協会という村が設立したいろいろな経緯がございますので、一口に説明はなかなか難しいですけれども、御指摘ように、やはり農村文楽を守るということにつきましては、やはり……。あるいは直営ですること一つの方法かもしれません。そういう御指摘もございましたけれども、現在の時点では文楽の里協会がございますので、文楽の里協会のほうで、そこらあたりはきちっと文楽を守る、それから物産は物産館として利益を上げて、農村の利益向上に資していただくということで、また改めて組織体制も自治会・評議委員会とございますので、そこはきちんと今取り組んでいただいております。

また遊学協会につきましても、今後そこらあたりはしっかりと取り組んでいただくということで、再度仕切り直しでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いつも同じような答弁をいただきますがね、一向に改善されていないところが問題です。やっぱり意識改革がなされていないということが第一です。特にこのパークの場合は、民間会社だったらこの資本金1億を食い潰して超過が4,000万余りあるんですよ。それをどうするのかということもあるわけです。だから、言うなれば、もうこれが破産会社なんです。破産会社は管理されないかん。それを勝手に借金をしたり、黙って大型の備品を買うとかいうことは許されない話ですよ。それを後づけで、この報告書というのは、これはあなたたちが、言葉は悪いですけども、なめられているんですよ。そこを強く言っておきます。

非常に担当は、この三セクをする面ではつらいところあるんですよ。つらいところ。場合によっては「泣いて馬謖を斬る」、それがあなたたちの使命ですよ、町長。私は責任者なんか更迭すべきだと思います。パークなんかは。もうずっと創業時代からの体質が余りにも私は根深いと思っております。

先ほど、工藤議員から遊休地の活用の話出ましたね。このパークについても、これまでも幾つか提案をしてきていますね。レストラン部分、何部分。やっぱり分割するところは分割する。で、農地なんかも真っ先にさっき提案があったように、私は切り離して別の活用法を考えるべきだと。

もう時間がありませんので、次に入ります。

教育大綱が今度出ました。教育大綱の説明は企画課でやりましたね。この説明。そこに一つの私は……。その法律が変わって、町長がこれまで独立組織であった教育委員会のことにも介入できるということになったあらわれかなと。ただこれ、私は全部見ながら、私は結論から言うと、可もなく不可もなくいうところでもあります。さっきも出ましたように複式の問題とか課題は、これには書いてないんです。全然。そして生きる力とか、郷土への誇りとか、当たり前のこと書いてある。

郷土への誇りも、これは合併するときに「自慢できる郷土」という表現になっておりました。これは合併協定の中で。自慢と誇りは違うよと。自慢は非常に排他的です。誇りはそれなりの意味がありますね。いわゆるアイデンティティーがしっかり持てることが誇りだろうと思うんです。だから、この郷土愛、誇りを持たせるのは結構なことですが、これ一つ指導を間違ふとある種のナショナリズムにつながっていくんですよ。私どもはそういう教育を受けてきましたから。

だからそういうところとか、この努力目標のところ、学校教育の努力目標でいろいろありました。これは教育長聞いてくださいよ、一昔前だったら、同和教育・人権教育が入った、平和教育が入ったんです。同和教育・平和教育。ところが、これは人権意識を高めるといふようになっております。まあ、それはそれでいいでしょう。しかし、平和教育などは全くないですね。

私どもは……。こないだ子供の生活作文をお聞きになったと思うんですが、子供たちの書いている作文はどういうことを書いているかということ、思いやり、命を大事にすること、そういうことを……。そして暮らしを見つめるということ、これこそが私は同和教育の成果だと思って受けとめたんです。毎年生活作文を読ませてもらっていますけども、こないだの……。人権作文もまた別に教育委員会やっておられるようですけども、これもすばらしいですが、これを押しなべて言うと、この町がやってきた教育の成果がきちんと出ている。しかし、この計画の中にはそのところが非常に薄くなっているという感じがします。

そして教育長、この努力目標のところでは、一言で言うならばわかる授業、楽しい学校なんです。これをどう目指すかということです。子供たちが学校に行って理解してくれる仲間がいる、そしてわかりやすい授業してくれる先生がいる。一人一人にわかりやすい授業をする。これが同和教育の本旨だったんですね。非常に同和教育について曲げた捉え方をされておりますが、同和教育はそういった、いわゆる総合教育ですから。人間どう生きるかという力をつける総合教育ですから、そういうところをどうしてきちんと打ち出さなかったかなというふうに思います。

その辺のところを教育長、どうでしょう。ちょっと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 教育長いいですか。教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） ただいま中村議員から御指摘受けました部分というのは、基本的な部分で非常に大事な部分であります。今回、町の教育大綱の中には、具体的な文言としては例えば同和教育であるとか、人権教育であるとか、平和教育という言葉は、それが入っていないというのは確かにそうです。しかし根底の部分には、そのことが現在までもずっとこの町では大事にさ

れてきたし、そのことはもちろんこれからも大事な部分として、そこは認識しております。

この教育大綱というのが教育全般の、学校教育それから生涯学習含めて全般的なところですけども、まさに先ほどの生きる力、それが一体どういう中身なのかというのを確かに示した部分ではあります。ただ具体的な文言としては、そのことは含まれていないということではあるんですけども、実際の努力目標なり、それは学校教育も、それから生涯学習の目標の中にも、そのことにつながる部分はこれまでも出てきましたし、それはこれからも変わらない部分でもあります。ただ文言ということでは、確かに御指摘の部分ですので、そこは受けとめております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 文言に出てこなければ理念がわからないんですね。ここに挙げてあることは、全部これまで同和教育が取り組んできた大きな柱でもあるわけです。その中の一つの成果としては、特別支援法というのができて支援学級、これは同和教育の中では一番大事にしてきたことなんですね。非常にハンディを持った子供さんを中心に据えて、そのことで周りの子供たちも力をつけていく。本物の生きる力、人としてのどうあるべきかも学ぶということです。だから、気持ちとしてはそう思っていると言っても、あなたが変わったならば全然それはスポイルされてしまうという心配をします。

ついでに言っときますが、私がなぜこれを言うかということ、最近保育所の統廃合もめぐって同和と聞いただけで、そこに一つの、何か偏見といいますかね、それが起きてくる。もともと同和という言葉は同胞一和という、これは昭和天皇の言葉だそうですが。書経からか何かとった言葉ですね。だから昭和と同和は年号の候補にもなったんですよ。年号の候補に。で、最終的には昭和が。「百姓昭明にして、萬邦を協和す」という言葉から、その書経からとったそうです。最終的にはそれをとった。今の平成だって書経からとっていますかね。

ですから、同和という言葉に対して非常に忌避感がありますが、それが私は理解できないと。企業の名前にも同和何々、同和火災とか同和工業とかいうのは年号の問題から、当時は年号が変わったときに、そういう新しく出てきた企業がそういう名前をつけている。昭和だってそうですね。昭和アルミとか昭和何々と。大企業がそういうふうなつけ方をしております。

だから、これを偏見を持たずに素直に見てもらおう。同和保育所というのは私は基本は共生の理念だと思うんです。自然との共生、人と人との共生。つながり合うという、そういう理念があるんです。それを簡単に捨てるようなことがあっては、私はならないというふうに思います。そのために、部落の子ばかりじゃなくて、いわゆる障害児や貧困家庭の子供さんたち、当時保育の場から疎外されてきた子供を中心に据えた新しい保育所として立ち上げた。この歴史、そしてその意義、これを皆さん知ってほしいと。関係者の福祉課あるいは教育委員会はその辺の啓発もぜひお願いをしたいと思っております。

話が急に飛躍してきましたが……。しばらくいいです。三セク……。何か……。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） そこはしっかり受けとめていきますので。わかりました。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） また三セクのことに戻りますけどもね、楢林課長、大変御苦労ですが、本当に現場の意識改革、意識改革を強く求めてくださいよ。その前にあなたたちの意識改革、町長以下、この三セクを持っていることでは、もっともっとそういった意識を持ってほしいと。

さっき形態が違くと、似て非なるものという話でしたけども、いや、似て非なるものじゃないんですよ。それは全部町がつくった施設。そして、ただ通潤荘だけが直営という形。で、町長がその社長になっていると。そよ風も文楽協会も、これは町長はあくまでも理事の形です。しかし最終責任は委託管理をしている責任者でもある。だから、町長は二役持っているんですよ。私は町の責任者です、いや、私はこっちの責任者です。その使い分けにはいけません。もう一体なんですよ。そういう意識を持ってください。こういう形にしてしまった、それを認めてきた我々議会の責任もあるんです。

ずっとこの辺の見直しを、ずっと言ってきました。だから、合併直後でしたか、初めて委託管理という制度ができてきたときに、もう少しその辺を詳しく論議しようと、我々じゃわからないと言ったら、その時の議長が「それば言いよったならば、いつのこつかわからん」ということで審議を打ち切った。そのとき私と藤川議員は議長に終わってから猛烈に抗議したんですよ。物すごい大事な問題だと。今後ずっと尾を引く問題だと。何ちゅうこつかと。議長権限で、ぱっと議論を、審議を打ち切って、さっさと進めてしまった。そういういきさつがあるんですよ。

これは、こちらから委託するということは、全くの第三者にすることならわかりますよ。自分が使ったお手盛りの会社なんですよ。当時固有名詞出していいでしょうか。あそこの、今イルミネーションで一生懸命やっている……。再春館、こどもたしか手を挙げたんですよ。委託管理。しかし、当時の町長の考えで自前の委託組織に任せようとなったんです。私どもは民間に委託させるということで、今の従業員を全部首にしろということじゃないんですから。大前提として、今の従業員を必要最低限は再雇用してもらうことを大前提にしながらこの論議してきているんですよ。そこ忘れないでほしいと思うんですよ。

これがあるように利益率が低い、管理費が物すごく高いと。どのセクターも。どの組織も。法人も。管理費が高い。売り上げは全体で約6億ちょっとなんです。全体で6億ちょっと。6億ちょっとなのに、これは償還金が全く払う必要もない。全くただですから。ただで施設を借りた上に赤字を出すということ。これはちょっと常識では考えられない。民間だったら喜んでこれを引き受けますよ。家賃払うかわりに逆に管理費をもらえる。ただでここで企業活動ができるわけですから。どう考えても、一般の市場経済の社会からはかけ離れた考えなんです。やっぱり親方日の丸だなと。そういうことで行き詰まったセクターがあちこちあって、この閉鎖されていったと。

全国で成功している例というのは、非常に少ないんです。中には大変な道の駅があって、繁盛しています。熊本県内でも宇土なんかはそうでしょう。宇土さいさい館かな。そういうところは例外としてありますけれども、どこでもやっぱり親方日の丸でじり貧になっている。しかし、山都町のこの3法人ほどではないだろうと思うんですよ。どう考えても。

だから、このパークについては経営見直し、余剰施設の見直しがまず一つ必要ですね。それから責任者には私は責任とってもらおうと。それくらいの荒治療をしないと意識改革にならないと思

うんですよ。それから文楽館については、私は文化施設である文楽館は別に考えて、そして今のこの物産館、これについてはもっと経営感覚を呼び入れてほしいと思います。それから、せっかくつくったテントハウスなんか、これは大変蒸し暑いし、結露はするし、何でああいうのをつくったかなと思いますけれども、これは清和時代につくられたからそれは言いませんが、ここもやっぱりどうかしなきゃならんでしょう。あのままじゃいかんでしょう。

で、通潤山荘は、少しは……。支配人を変えたといいますが、ここはシティーホテル並みの宿泊料となっております。それで果たしていいのか。ただ、パークについては、この診断士が単価が安過ぎると。こちらから売る単価。宿泊料ももっともっと高く取れと。どれだけだ……。3割ぐらい。そういう指示をしていますね。果たしてそれで営業が成り立つのかということも、これは実態を知らないで、この診断士は言っておるといふふうに私は思いましたが、この辺も十分論議してみてください。しかし、今販売単価、宿泊料を含めて、これが非常に安過ぎるといふ指摘は検討する必要があるといふふうに思います。

とにかく三セクの問題、それから教育大綱の問題。教育大綱については、教育長がその理念をきちんと踏まえていくと。同和教育や平和教育、これは教育長が一番力を入れている環境教育も含めて、いわゆるそこにあるのは共生の理念ですから、これは忘れないでください。町長も忘れないでください。人と人の共生、自然との共生、そして保育所はその原点ですから。子供たちは人とかかわり、自然とかかわりの中で、自我が芽生えていって人として成長していきます。それを大事に育てていくと。そういう保育論を打ち立てて、就学前教育として位置づけて県下をリードしてきたのが同和保育所であるということも、ぜひ皆さん認識してほしいといふふうに思います。

最後に町長、この三セク問題について、もう少し何か答弁したいところがあれば、あるいは副町長も初めてこっちに来られて、この三セクの実態に触れてどうだったのか。地域づくりにかかわってこられたということですが、私も熊日の地域づくりの「ひのくに応援大賞」の審査員を七、八年やってきました。これ見てきて、成功しておるのは行政から金をもらってない、自前で、自分たちの意思でやっているところが成功しているんですよ。もう二言目には補助金を、補助金と言うのをどうかなと。こういった甘えの構造を生んできたのも戦後の日本の政治の、これは一つの病であらうかなと。それをやっぱり立て直していくというのが大事だろうと。

だから、一言ずつ町長と副町長、聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 三セク問題については、この施設の設置者として、そして株主として、そしてまた指定管理の委託者として、もっと積極的に経営の管理について関与をしていかなければならないし、それをよく見定めていって適切な対応しなければならないといふふうに考えております。そしてまた、長期借入等の問題についても、黒字を出すということが大前提にあります。そういうことをやっぱり私どもが基本に考えて、そういう考えのもとに管理をしっかりとしていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 三セクについては、まだ指定管理の期間が若干残っています。そんな中で改善の余地は探ればまだまだあるのではないかと思います。また、そうする中で執行部と三セクとのコミュニケーションが今まで不足していたということも明らかになりました。お互いに連携を密にして、これから改善の余地探っていければと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 教育長はわかっておるとは思いますけれども、私が平和教育や同和教育を言うのは、やっぱり学ぶことは誠実を心に刻むこと、教えることはともに希望を語ること、ともに希望を語れる、そういう教育の町にしてほしい。そういう思いから少し辛口の意見を言わせてもらいました。

終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後3時16分

12月9日（水曜日）

平成27年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年12月3日午前10時0分招集
2. 平成27年12月9日午前10時0分開議
3. 平成27年12月9日午後2時41分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
 - 日程第1 一般質問
 - 4番 後藤壽廣議員
 - 日程第2 議案第69号 山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第70号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
 - 日程第4 議案第71号 山都町税条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第72号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
 - 日程第6 議案第73号 山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 日程第7 議案第74号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について
 - 日程第8 議案第75号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士

山の都創造課長	檜 林 力 也	農林振興課長	藤 島 精 吾
建 設 課 長	江 藤 宗 利	農業委員会事務局長	山 本 祐 一
環境水道課長	江 藤 建 司	健康福祉課長	門 川 次 子
そよう病院事務長	宮 川 憲 和	老人ホーム施設長	小屋迫 厚 文
隣 保 館 長	西 田 武 俊	学校教育課長	田 中 耕 治
生涯学習課長	藤 川 多 美	地籍調査課長	藤 原 栄 二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。

最近、町のほうでもイベントがたくさんありまして、11月21日、女性の会がありまして、その後、蘇ジョレーヌーボーとあか牛まつりがありました。いずれも行ってみまいたけれども、女性の会におきましては、男性は私を含め4名か5名程度の出席でした。あとは全部女性の方でした。非常に女性のパワーを感じまして、きのう吉川議員も話しましたが、非常に女性の力強さを感じた次第です。その後、蘇ジョレーヌーボーとあか牛まつりのほうに顔を出しまして、そこでは、役場の若い人たち、あるいは地域の若い人たちが一生懸命接待しながら頑張ってくれました。役場におるときよりも、こちらのほうが元気があるのかなというふうな感じさせましたし、役場でも、あのくらいの笑顔で仕事をしてもらおうと、もっと町が発展するんじゃないかなというふうに感じましたし、ぜひあのパワーを職場のほうでも生かしてもらえたらというふう感じた次第であります。

きょう一般質問で、最後になりましたけれども、数多く質問があります。最後まで行き着けないかもしれませんが、執行部側におかれましては、適切に簡単に答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） じゃあ、まず、集落営農の実施状況について、町長の昔からの主な柱でもありますところでありまして、集落営農につきまして、今現状はどのような状況になっているのか、どのように推進されているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。

では、後藤議員のお尋ねの件でございますが、集落営農の実施状況ということでお尋ねがございました。この事業につきましては、先ほど議員からありましたように、町長の主たる事業の一つでございますが、平成25年度から、熊本県の重点モデル事業として4地区採択され、また、山都町の営農推進事業については、二つの自治振興区と、現在、十の集落が実施しております。全体で2自治振興区、12集落において取り組みが始まっており、集落数にすると30行政区、全町の20%に取り組みが進んでおります。それぞれの地域で、その地域の実情に合った取り組みを、国、県、JAなど関係機関と連携しながら、現在進めているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 実施している地域は全体の20%、30集落ということですね。12と2ですね。ですが、そのする中で、問題点も多々あると思います。私も現場のほうからいろんな話を聞いておりますけれども、主な問題点という点がどういうものかということと、あと1点は、農業振興につきまして、集落でやるということは、非常に年寄りが多い集落が多ございまして、なかなか事務的なこと、段取りがうまくいかないようなところもあると思います。そういう中で、町においては、作物もたくさん、トマトとかたくさんあります。無農薬するところもあります。そういう河川の流域別集落とか、作物別集落とか、そういうのも今後取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに感じているところで、これは前回も質問いたしましたけれども、その今抱えてる問題点とそういう作物別とか、そういう流域別とか、そういう点についての検討はされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お尋ねの問題点等についてでございますが、まずその前に、現在行っております事業の活動事例の中で、成果と申し上げますか、そこを二、三申し上げたいと思います。

活動事例としての例を申し上げますと、協業組合の設立によりまして、米の販売、経理、労務管理を一元化し、農業経営の集約化が図られ、作業の効率化が図られた。さらに、共同機械の導入による経費、労務の効率化、稲作の共同作業化により夏秋野菜、これはキャベツ、トマト等でございますが、こちらへの労力配分により、生産の拡大、強化が図られ、農家の所得が向上につながったという事例がございます。

また、機械利用組合を母体とした法人化を目指しておるところもあり、具体的な方向が見え、また、さらに、営農のみならず、法人化による加工所建設後の加工品の販売など、6次産業化を視野に入れた活動も始まっております。

加えまして、農地の集約化も非常に進められ、農地中間管理機構を媒体とした農地集積交付金の交付を受け、共同利用機械の購入や法人化に向けての準備金としているところもございます。

現在抱えております課題についてでございますが、集落営農での取り組みが始まり、地域営農、地域での話し合いのきっかけづくりができたところでもあります。しかしながら、さらに高齢化が進むなど環境の変化は著しく、早急な対策が必要なところです。

まだ未着手の集落につきましては、高齢化や後継者不足等のため、事務補助が必要な地域もあるようです。高齢化が進み、担い手不足が深刻な地域については、集落間、これは自治振興区の範囲等となりましようが、連携体制の構築を進める必要があるようです。

また、やまトークでの説明を進めるほか、交付金事業での事務体制についての自治振興区等を単位としたアンケート等を取り、現状把握を行い、今後の推進の参考にしたいと思います。

で、お尋ねがありました件でございますが、流域、それから作物別等のこの提案につきましては、議員からも前からあったとこでございます。

この集落営農につきましては、最終的に経理の一元化をし、そして、そこで生まれた収益、そして労力等を地域に配分する、また、機械の共同利用等によりコスト削減を行うということで、この方式について、なかなか全国でその取り組みをしてあるような事例も少のうございます。

本町におきましては、1団地に抱える農地の面積も非常に少ないということで、この流域というよりも、作物別、例えば、現在取り組みが整っております、もみ種子組合、また農業の主体となります稲作、これを中心としたそういう協業組織をつくり上げるというような方向性は今後見出す必要があろうかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これについては有機農業の集落営農について、地域活性化基礎交付分の中でもうたっております。有機農業販売を拡大しなくちゃいけないということと有機農業に取り組む拠点がなく、組織化に支障を来しているというふうに明記してあります。

ということは、行政のほうとしても、そういう組織化ができてない、拠点がいないということは十分理解されているというわけですので、ぜひ今後、光ケーブル、あるいは高速道路等々も整備されていく中で、行政が特に6次産業につきましては、行政が音頭をとってやるべきじゃないかなと考えておりますし、なかなか1戸1戸ではできないところもあります。特に高齢化になってくれば、そういうことができないので、早急にそういうところの6次産業の販路拡大、あるいはその一元化というものは、行政のほうがかちと音頭とってやって、整備していってほしいというふうに考えているところであります。

また、29年度には生産調整も廃止になるわけですね。で、また今まで生産調整していなかったところも、また農地として出てくるわけですので、そちらのほうも、やっぱり行政のほうとしてどのように対策をしていくのか、地域にわかるように明確に農業振興を図っていただきたいし、今、60代、70代の人が高齢化する時代だろうと私は思います。若者も当然必要じゃありますけれども、60代、70代がきちんとした農業経営をやっていくことによって、農業が安定することによって、若者が帰ってきて、農業やってみようかという夢のあるような地域をつくる必要があるわけですので、ぜひ今の地域のパワーを源に頑張っていけるような農業政策を考えていただきたいと思います。そこら辺について、いろんなイベントもやっておられますようですけども、決意をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 現在、集落営農を進める中で、その定義というものが一つご

ざいます。これは、集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内のおおむね過半数の農家が農地利用、あるいは農業生産過程の一部、または経理の一元化、その全部について共同化、統一化する合意のもとに実施される、その営農形態ということであります。

この営農形態を進める中で、今議員がおっしゃいましたような6次産業化、それから生産調整の終了後の取り組み、こういうものも一緒に進めていくようなことが必要になるかと思えます。

こういうものを含めながら、現在いろんな事業も取り組みを行っておりますが、活発に事業展開されておるような、そういう協業体もごございますので、さらに支援を進めてまいりたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 農業振興はいろんな問題があつて大変な時期と思えますけれども、今が正念場と思えますし、ぜひ行政が音頭をとって、きちんとした農業政策ができるように頑張っていたきたいと思えます。

続きまして、もう課長はそこにおいでですので、4番目の森林山村多面的機能発揮対策について、町の姿勢についてちょっとお尋ねしたいというふうに考えております。

この森林山村多面的機能発揮対策事業については、今、山都町でおおむね10カ所の地域がやっております。これは、熊本県ではおおむね50%が山都町でやってるわけですね。基本的には、この事業につきましては町も手伝っているところもたくさんあります。が、しかしながら、山都町におきましては、これは全部地元でやっているわけですね。で、地元でやっているということで、職員がおるところはちゃんとできております。が、しかしながら、なかなか職員ももう高齢化しておりますので、書類が事務事業がなかなかできない状況にあつて、やりたくてもやれない、情報が流れてないというところもあろうかと思えます。

これにつきまして、今、町で、町に来ている交付金は全部で大体2,600万ほど年間に来ております。で、これで町がノータッチちょうことになってきますんで、県森連に直接、私も行ってやるわけですけど、行ってヒアリングなんか受けてくるわけですけども、そこら辺の町の今後の対応について、どのように考えていらっしゃるのか。私、一度だけ町のほうに陳情書を出して、ぜひこちらのほうのサポートをしてほしいというふうに出しましたけれども、返答はありませんし、そこら辺の、これは農林水産省のやってる集落営農じゃなくて、農地・水ですね、対策事業等々と同じで、林野庁が出した農地・水にかわるような事業でありますので、ぜひこれは役場のサポートがなくちゃ、なかなか事業がうまく進まないというふうに考えております。

それにつきまして、町長なり、課長なりどちらかで、今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

森林山村の多面的機能発揮対策についての町の姿勢ということでお尋ねでございますが、その前に、概略、事業の概要を御説明申し上げたいと思えますが、森林の手入れが行われなくなったことで、特に竹の侵入等による里山林の荒廃が非常に進行していると。地域の住民の方が協力し

て、里山林の保全管理や森林資源の利活用を実施していく体制を整えることが、現状として非常に不可欠な問題です。このため、平成25年度から、森林山村多面的機能発揮対策交付金が交付されております。現在、先ほど議員が言われましたように、自治振興区単位で取り組まれております多面的機能支払交付金事業の竹林型というふうに言いかえることができるかと思えます。

本町での実施状況でございますが、平成27年度において、熊本県内、現在31カ所、取り組みがされておりますが、そのうち、この山都町で、26年度からの継続が7カ所、それから新規に3カ所ということで、現在10カ所、事業が行われております。後藤議員の地元でも、東竹原森林活動組織において率先して事業に取り組まれ、里山保全、それから侵入竹林の整備、教育環境の整備等に積極的に活動を行われておるところであります。他の地域においても取り組まれておりますので、山都町としましては、現在45.35ヘクタールの竹林が整備され、先ほど言われましたような交付金が、数千万、2,000万円弱の交付金が交付されているようなところですよ。

竹林等の整備によりまして、タケノコの生産にも結びつくほか、作業道の整備、それからチェーンソーや草刈り機などの機材の購入、炭焼き小屋の整備、まきストーブの購入、さらに有害獣の被害防止対策など、集落の環境整備にもつながります。

山都町においては、約1,300ヘクタールの竹林が存在しますが、そのほとんどが放置林となっております。広報やまと等に掲載し、事業の広報を図っておりますが、まだまだその広報力が足りないかもしれませんが、今後も積極的な取り組みを推進したいと思います。

現在、山元の値段も上昇しておらず、非常に収入が見込めない時期でございますので、その対応として、竹林も必要な整備を進め、少しでも環境整備、それから農家の所得向上につながるように今後も進めてまいりたいと思えます。

先ほど言われました、事務的な補助でございます。現在、役場の職員が地域に入りながら、特に中山間地の直接支払、それから農地・水多面的機能等の支払事業の事務を兼ねておるところもでございます。ただ、この竹林の改良につきましては、交付金事業ということで、事務会計を当然すべく、そういう事業でございますので、規模は若干小さくなりますが、資料の整備等を踏まえて、ぜひ地元でそういう体制も踏まえながら、この事業に取り組んでいただくよう、さらに広報等も進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 東竹原のことも言われましたけれども、東竹原、下山、仮屋、島木、柚木ですね、下矢部、いろんなところが町全体で取り組んでいる事業ですね、これは。ほかにもやりたいところはたくさんあるわけなんですよ。でも、なかなか事務的にできない。今、藤島課長が言われたように、農地・水にしても、中山間にしても、こういう事業にしても、やっぱり高齢者だけじゃなかなか事務的にできないから、もうやめるというところも多々あるわけなんです。で、先般も言いましたけれども、その事務的サポートをするような体制づくりを役場はすべきじゃないかというふうに思いますし、できんとはしようがないとか、今、課長が言われました、地元でやってもらいたいと、ところが、もう今地元で、そういう事務的、パソコンを動かしてやって、ヒアリングに行ってしまうということは、なかなかできない状況にある地域も多々あるん

ですよ。

そういう中で、これ、後でそのほうに話も進めていきますけれども、退職される方が、ことしは再雇用される方もいらっしゃるわけですが、そういう組織化をしていきながら、そこで現場にいて、サポートできるような体制づくりを、今後考えていく必要もあると思いますし、後でこの話はしますけれども、この多面的につきましても、本来ならば町が補助金出せば、そのの交付税として7割、8割は見返りがありますよというふうになっております。ただ、そこまでは言っていないわけです。ただ事務的なサポートをするような体制づくりは整えてほしいという話をしているわけですので、そこら辺も前向きに検討していかれてほしいという話を今しているわけですので、ぜひできるところはやるが、できないところは、もう事務的できんけんしようがないという話じゃないと思います。そのところは町としても方向性をきちんと出して、ぜひ頑張っていくような姿勢を見せてほしいというふうに申し上げているわけですので。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 事業の概要と、それから事業の必要性については、御理解いただいたと思いますが、この事業の推進に当たりましては、県森連の専門技術員等を踏まえて、現地で説明会は行ったり、また、受益者の方々においては、県森連のほうに赴きいただきまして、事業の内容、そして事務手続についての御説明は、その折々あっていると思います。ただ、御相談の窓口として、それぞれ本庁、それから支所等ございますので、その中で十分対応ができるような、そういう体制につきましてもは整えておく必要があるかと思っております。御指摘のとおり、十分配慮いたしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この事業につきましてもは、非常に地域の人に関心があるし、私も現場に何遍か行きましたところ、やっぱり今、畑の中にもどこにも竹が生え込んできて、大変な状況になっておりますので、できるだけ町のほうもそれを見きわめて、そういう箇所をできるだけ少なくして、環境整備も整えていただきたいというふうに思います。

続きまして、実は、平成26年度事業の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）実施計画書で、基礎交付分で26年度の予算であった、後半、補正で上がってきたのが、繰り越しで27年度にすると、明許繰越をして27年度にするという話になりまして、これ、4,500万程度ですか、4,620万7,000円を繰り越して事業を実施しているわけですね。その中で、ちょっと気になるところが4項目ほどありますので、その実施状況等々について、ちょっとお尋ねしたいなと思っております。

まずは、農林振興課がやっております農産物PR事業、これは552万円ですね。目的は、消費者が求める安心・安全な農産物を広くPRすることにより、販路拡大と農業経営の安定を図ることになっております。で、目標指数は、新規就農者10名ということになっております。

これにつきましても、もう12月ですので、大体方向性が出た。この指標については3年後をめどになっております、この指標について。これについて、実施状況と問題点、課題等がかなり私も現場に行って話を聞いたところ、あるような気がいたしております。正直なところ、今のところ

に、今のこの事業について、状況なりをお聞かせ願いたいというふうに思います。よろしくお願
いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 27年3月の補正予算によりまして、先行型ということで予算
措置をさせていただきました。

地域住民生活等の緊急支援交付金事業の地方創生の先行型でございますが、今、議員の御指摘
の農産物のPR事業についてということで内容を御説明申し上げますが、その一つが、山都町の
農産物のブランド化推進事業という形で行わさせていただいております。農産物に付加価値をつ
けて、情報発信や販路拡大に取り組み、本町農産物のブランド化を確立するための取り組みを各
関係機関と連携し推進しております。今まで、トータルとして、町として、そういう試みをやっ
ておりませんので、こういう事業を今現在進めております。

事業を推進するに当たりましては、プロジェクトチームをつくりまして、これは各関係機関の
担当レベルでございますが、事業に精通したアドバイザーの指導を受けて検討を重ねております。
月1回のプロジェクト会議については、町一体となった情報発信や販路拡大の方策について、長
崎県の平戸市の先進事例を参考にしながら検討を重ね、拠点づくりと知名度アップを重点的に議
論しております。同時に、農産物を加工した新商品開発講座を7月から9月にかけて計6回開催
いたしました。実際にパッケージデザインされた商品が10点上り、現在連携をとっております山
の都創造課が実施いたしました小倉駅での山都フェアで非常に好評を得たところでもございます。

それから、現在までの事業の成果としましては、プロジェクト会議では、次年度に向けて町一
体となった取り組みについて具体的な議論がなされております。拠点構築の方向性も見え、出荷
協議会なるものを町として作り、窓口を一本化してほしいと、その中で営業活動を進める。ま
た、商品開発講座は非常に好評だったため、農産物を原料とした新たな商品開発に向けて、次年
度以降も継続させた取り組みを行うこととしております。

さらに、九州イオン、福岡の岩田屋との新たな取り組みが始まっております。事業の成果があ
らわれ、さらに販売促進に力を入れてまいりたいと思いますが、販売促進の結果ということに捉
えております。

この中で、ポスターとのぼりもつくったということを以前申し上げましたが、農産物のPRを
するためのポスター・のぼりを作成しております。7月に行いましたイオンでの販売会やエー・
シー山都、現在の4Hクラブでございますが、11月に行った販売会などで活用し、さらにJA等
の各種団体が販売促進や物産フェアを行う際に、ひときわ目を引くように、あらゆる催しに利用
させていただいております。イオンでの販売会では、その後の取引につながっております。

また、成果として、付加価値と知名度が高まり、生産額の向上につながり、収入がふえれば、
おのずと後継者が育つということにつながります。指標値として抱えております新規就農者とし
ましては、現在、就農支援給付金対象者が既に12名、また、その他に新規就農者として5名就農
していらっしゃるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これ、現場のほうの話も一応聞いたところで、問題点も多々あるけれども、今すぐに結果を出せということじゃありませんので、今、成功したというお話はどんどん、どんどん出てきましたけれども、問題点もたくさん抱えていると思いますよ、この件につきましては。

これ、まとめて三つともいきますけれども、その次が竹林活用事業ですね。これは、荒廃する竹林の資源を竹細工や竹炭、竹粉を利用し、利活用することにより、環境保全と新たな産業を創出する。事業費526万7,000円、新商品開発2品目というふうに書いてあります。これは多分、島木でやっているのと思います。それと、3番目に有機農産物販売拡路事業ですね。県内最大の有機産地である米、茶、高冷地野菜の生産を実施すると。これらの拠点がなく、組織化をする必要があるということで、これにも180万、新規取引者2社というふうな、農林課のほうで予算事業を計画されて、実施されております。

大体おおむねもう終わりに近づいているかと思えますし、目標指数については、31年目標ということでもあります。ただ、補助事業でこれだけやっているわけですので、問題点も私は現場のほうに話ば聞きに行きました。そしたら、いろいろこういうところも問題もあるということがありましたんで、今の実施状況について、詳しく実施状況と今後の取り組みについての、まだまだこの事業は終わらないと思います、今からが正念場と思えますし、これについて方向性と今の状況を教え願えればと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 先ほど申しましたように、山都町一丸となった農林産物等の販売促進戦略、これにつきましては、現在改めて進めているところでもございます。非常に遅いという御指摘もありながら、急ピッチでその事業の確立に向けて進めております。

まず、先ほどお尋ねがありました竹林の活用事業についてでございますが、事業主体は、議員がおっしゃいましたように、山都町の竹資源利用活用協議会でございます。林地の荒廃化が進み、放置林地の増加は森林環境の悪化を招くとともに、里山の生活に大きく支障を来しています。ほぼ全域において、この竹林については厄介者扱いされてると、そういう状況ではないかと思えます。また、有害獣のすみかともなり、農地や農作物への被害も発生しており、その整備が非常に促されているところでございます。

荒廃した竹林の整備に当たっては、そこに発生する竹を資源とし、加工した竹の粉や竹炭を利活用することにより、新商品の開発と環境保全、新たな雇用促進を目指すことを目的としているものでございます。この事業につきましては、全国に先駆けて、本町の竹資源協議会が今取り組んでおるところでございます。

事業としましては、竹林の整備を行い、伐採された孟宗竹を竹の粉に加工し、生産された竹の粉は、用途として土壌改良材、また家畜の飼料や水産業への飼料として販売をすることとなっております。今年度は最終的に50トンの生産量を見込んでおります。

成果としましては、竹の粉の発酵資材としての活用で、これは特殊肥料でございますが、熊本

県に既に登録が本年度済みしました。また、実証データを現場で検証中でありますので、米、野菜へ投入することより、食味や成長ぐあい、加えて病害虫に強い作物へ成長することが確認されつつありあす。有機、無農薬を推進している我が町としましては、この支援が可能であり、さらには鉢物への育苗の施用も検討されているような状況でございます。また、飼料としましては、来年度まで家畜の飼料として熊本県で登録の見込みであり、指標とした二つの商品化は既にできつつあるというふうに申し上げていいと思います。

さらに、竹の粉を施用した農産物のブランド化へつなぎ、販路拡大を進める、そして、肥料、土壌改良剤、そして飼料、それから食料の添加物、こういうものにステップアップしていく、そういうふうな形になろうかと思えます。

年間、持ち込まれる材料としましては、竹の品質の均一化が必要でございますが、持ち込み量が安定すれば、生産加工される竹の粉も安定して供給でき、収入も安定するものと期待され、雇用の安定化につながると思えます。

また、森林、竹林として整備された場所におきましては、タケノコの生産により、農家の所得にもつながっているというふうに思われますし、先導的に町のブランド化を進めていきたいと思えます。

大変恐縮でございますが、こちら手元に商品名、パンフレットでつくらせていただきました。地元の竹の協議会がつくったわけでございますが、ヤマトタケルという商標登録でございます。こういうものが非常に今、地域の活性化の中で進められているということで、支援はさらに進めていく必要があるかと思えます。

また、2点目の有機農産物の販路拡大事業でございますが、これは、生産組合有機農業協議会の肥後やまと会への助成でございます。我が町の食の原点として、有機農業に取り組み、活動されており、現在36名の会員が登録されております。組織力の強化と運営やイベント経費を支援することにより、有機農産物の品格と産地をアピールすることによりまして、山都町の農産物の牽引役として、その役割を果たしていただく、これを目的としております。

活動内容としましては、研修会や広報活動、これはシール作成等も含んでおります、さらに販路拡大活動も行われております。

現在までの成果でございますが、販路拡大活動においては、組織単独での活動に加え、ブランド化事業とタイアップをしながら実施しております。成果としまして、九州イオン、それから福岡の岩田屋の2社と有機農産物のコーナーを新たに設置していただけるなど、新規の取引が始まっております。

食の安全志向から、今後はさらなる事業拡大が見込まれるため、組織強化と栽培品目の安全、そして供給をさらに定着させ、今後もさらなる取引拡大に向けて、事業を推進する予定です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、この先行型、地域創生先行型でやって、農林課のほうで三つの事業をやっておられます。これについて、今、方向性、実績等について述べられましたけれども、

これ、行政だけで把握するのじゃなく、広く地域の中に広めていって、これが町の一つの方向性であるということの認識が必要なわけですね。そのやった人たちだけが納得するのじゃなくて、それを結果として受けとめて、それを広報していきながら、山都町全体にその意識を高めるということが非常に必要だというふうに考えております。

そこら辺の今後の報告会等についても、町の方向性、この事業をすることによって町の方向性が見えてきたならば、それをみんなに知らしめて、そういう会員がどんどんふえていくように、竹にしても、この有機農業ですか、そちらにしても、そこにとどまらず、どこまでやっていくのか、どこまででもやっていくような、その姿勢が私は必要だろうと。それこそが、今から先の山都町の柱となるような事業をされたわけですから、そこら辺を、これにとどまらず、本当の農業振興はここから始まるんだという意識を持って、集落営農も含めて、やる必要があるんじゃないかなと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 現在進めております、この地方創生の事業等につきましては、庁内一丸となって、議員よくおっしゃいますように、オール山都という姿勢で取り組む姿勢でございます。また、この中心的な役割につきましては、企画、そして山の都等も含めて、横断的な認識を強めて、今後一体的に進めてまいりたいと思いますし、また、この事業の成果につきましては、企画等を中心に、今後広報等も進めながら、農林サイドもその中に加わり、全力で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、同じ基礎交付分の中で、今度は山の都創造課長のほうにお尋ねしたいわけですが、山の都創造課につきましては、先般より不要看板の撤去につきまして早急に対応していただきまして、まことにありがとうございます。なおかつ、ふるさと納税につきましても早急な対応ができて、非常に実績を上げているということに関しましても、質問した建前上、お世話になりました。まだ残されていることは、高速道路が開通するのにインフォメーションセンターをつくってくれんかという話をしましたけれども、何の返答もないまま、今にとどまっておるところでございます。

この場を借りまして、お礼と、また一言申し上げましたけれども、この事業の中で、山の都知名度アップ対策事業、山の都の知名度を上げることにより、地域ブランドの確立を図り、地域物産品の価値を高めることにより、販路拡大と町民等の町への愛着につなげる。予算は990万、地域ブランド商品10品目ですか、これ。これについて実施状況と結果と課題についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 説明いたします。山の都創造課では、山の都のブランドを売っていくということをテーマに農林課と連携しながらやっております。その中で、認知度、知名度をアップしていくということで、今回先行型で取り組んでまいりました。これは先行型全体10項目にかかわることでございますけれども、その中の一つとして取り組んだわけでございます。

その中で、やはりまずは自分たちの住む町の資源がどうなのか、そして、その資源をどう生かしていったらいいのか、そして、それをどう全国に発信していったらいいのかということ、この三つのホップ、ステップ、ジャンプということで、1年間、計画をして取り組んでまいりました。

まず、地元の恵まれた自然、それから食材、そういったものをまず知ることということで、おの食と農と観光を結び合わせるということで、食農観光塾ということでJTBと組みまして、塾生を募集して、25名の塾生が集まりました。これは若手の農業家、トマトや野菜やいろいろなものをつくっている若手の農業家、そして飲食店の経営主、それからガソリンスタンドとか、多種多様な若い世代の人たちに集まっていただいて、山都のよさをまずは勉強しよう、そして、その資源を使っていく、そして、いろいろな食と農と観光をつなげていこうという、この塾をやりました。5回にわたってやっておりますけれども、今4回が終了しましたけれども、彼らは本当に熱心で、12時半から始まりまして6時半ぐらいまで、みっちりいろいろな先進事例、あるいは先達の人たちの講義を受けたりと、そして、夜にはまた自分たちがつくった食材を、それを提供する飲食店の若手と一緒に、その食材を使った食品を使って、試食しながら宴会もして、交流もしてということで取り組んでおります。そういったことで、やっと山都全体のいろいろな地域にいる若手のみんなと一緒にやっていくんだというところが、やっていける段階になってきたというふうに思っています。そういったところで、ブランドづくりをやると。

そしてまた、ブランドをどう売っていくかということで、若手の職員たちと、やっぱりきのうもお話がありましたとおり、山都町のキャッチコピー、あるいは山都町のイメージアップということで、そういうブランドをつくっていこうということで、きょうお手元にも、このローカル・アイデンティティーということで、これは町民手帳というふうに考えていただいても結構かと思えます。山都町の総合戦略は各世帯に分厚い2冊の資料が配っておりますけれども、その心を一つの簡単なイメージとしてまとめたものがこれでございます。これには、このブランドをつくっていく中では、若手の職員の中でもいろいろなアイデア等がございました。そしてキャッチコピーもつくっていったらどうなんだというようなところもございましたけれども、まだまだキャッチコピーまでは行きませんでしたけれども、ヘッドコピーとして「阿蘇山麓の町」と。きのうもそういう御意見がございました、南阿蘇の外輪の南の玄関口にある山都町を売っていこうということで、そういったことで、こういう手帳をつくりまして、売っていこうということで取り組んでおります。

そういったところが、この認知度アップの事業として取り組んでいるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） なかなか話はわかります。が、非常にこれは厳しいところがあるんですよ。実際現場にこれを生かすということになってくれば、山都町に来て、ブランド化して、ブランド商品つくりましたといっても、どこで、いつ食べさせるのか、どこに行ったら売ってあるのかとかいうときに、これは絶対表に出てないんですよ。ですから、23人でいろんなことをやった、話した、よか話ができ、それで終わっちゃだめなんです。それを、今度、生産者、販

売者、売る人たちが皆一つになって、町がそれを一つに共有するようなことは地域づくりの根源にあるわけですから、話はした、予算なつこうたで終わってちゃんちゃん、これじゃ困るわけですよ。ですから、今から先、いろんな商店街があります。もう商店街もシャッター街もかなり出てきました。旧蘇陽では飯食うところありません、実際。ラーメン屋が1軒あるだけ。清和も2軒程度しかないわけですよ。まあ矢部に若干ありますけど。そういう中で、どんどん、どんどん衰退していったるわけですよ。そんな中で、やったことが現場にちゃんと根づくようなことをするのが行政なんです。話はした、よか話ができ、いい人が来らした、それじゃだめと私は思います。ぜひ、それを今後、その地域の中にどう根づかせていくのか、このブランド化するのと一緒に、どう地域に根づかせていくのかということを中心に考えていただきたいし、それをみんなでも共有していただきたいと思います。

その取り組みについては今後が大きな課題となってくるとは思いますけれども、そのところを決意をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御指摘のとおり、そこが一番大事になってくるところでございます。この食農観光塾で5回の講義を行って、はい、それで終わりましたということではなくて、これからが新しい、じゃあ自分たちで具体的に、農家の人はどういいものをつくっていくか、それから飲食店はその食材をどう工夫してお客様をお迎えするか、そして商工会とか観光協会は、後に、もう一つの事業のほうでありますけれども、商品をブランド化して、売れる商品づくりをして、それぞれの商店、それから各物産館で売れるものをつくるということでパッケージから、その中身が一番大事ですので、中身とパッケージということで、今取り組んでおりますので、そういったことを広げて、山の都のブランドとして売っていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） よろしくお願ひしたいと思います。

その次に、物産品の開発販路事業ですね。これは230万、商品化5件。商品開発した山都ころっけ、栗菓子等の特産品を販売しているが、安定した販売につながっていない。特産品開発と販路支援を行うことにより、町内事業者の経営力向上と観光産業の振興を図るという目的で230万、商品化5件の計画が出されております。

これにつきまして、実績と問題点と課題をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この点につきましては、これまで町がやると、コンサルを使って、いろんな商品の開発をしましょうということでコンサルを使って、商店街の皆さんを呼んでというのが今までのやり方でした。今回の230万の事業につきましては、自分たちが考えて、自分たちのアイデアで売れる商品をつくっていきたいということで、観光協会のほうから提案がございました。それで、商工会と観光協会と一緒に、それぞれのお店に工夫をしていただいて、自分たちの商品として、今それぞれのお店が、売れる商品づくりちゅうことでパッケージ

をつくる、そして当然中身もそうですけれども、今10種類ぐらいできております。その中から、今度の14日に、また、その試食会、それからパッケージについての検討会等行いますけれども、その中で絞り込んで、これは売れるんじゃないかということについては商品化していくということで今やっておりますので、3月までには、そういう商品が最低でも五つか六つはできるというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これですね、産業課、あるいは山の都創造課あたりでやっております。これらの事業につきましては非常に一体感が必要と思います。それは、山の都創造課だけじゃなくて、産業課も町長、総務課含めた町全体で取り組む仕事じゃないかなと考えておりますし、副町長におかれましては、いろんな地域づくり等を各市町村やってこられております。ここら辺で、副町長の今までの経験、実績等から見て、この事業に対してどのように今後展開していった方がいいのか、よかったら、アドバイスの的なものがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 議員御指摘のように、特産品づくりは、ただ単に農政だけとか、山の都だけということじゃなくて、それぞれの課が連携しながら、農業と観光を結びつけるとか、あと広報につなげていくとか、あとのうもありませんけど、民間の活力、特にそういった商品開発あたりは、女性の豊かな感性というのが非常に生きてくると思いますので、民間の力も生かして、官民一体となって、また役場においては、オール山都でやっていくということが重要だと思います。御指摘のとおりと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 時間がちょっと押してきましたんで急ぎますけれども、今、副町長が言われたように、副町長、町長を中心として、この事業には取り組んでいただきたいし、ぜひ結果を出していただきたいと。これにつきましては、今後、随時追求していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、建設課長のほうにお伺いしたいと思います。

前々から何遍か質問がありましたけれども、建設課の町道管理につきまして、高い木枝を切るのにアタッチメントをつけて切るという、購入計画をあるとかないとかいう話がありまして、結局没になったと思います。それで、その件に関しましては、ことし、当初、昨年ですか、150万程度の予算を組んで、マイクロバスの通るところだけは切りましょうというようなことで進められたと思います。

私も、実はうちの前が町道ですので、自分で切ってみました。何遍か落ちながら切ったわけですね。どうも木が太くなったんで切り切らんとおっしゃったんで、森林組合に頼みましたら、4万円ほど取られました。これはやっぱり早急に、町道の維持管理に関しては早急にやらなきゃいけないと思っておりますし、もう高齢化だけになってきましたんで、地域は。買わんとならば、年間1,000万なり2,000万予算取って、1回切れば、もう5年、10年切らなくていいわけですよ。ですから、そこらのところの計画はぜひ持ってもらいたいし、もうこれはやるというふうに言って

もらいたいぐらいの勢いで私は言っておるわけですが、そこについて建設課長、何か計画がございましたらお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。社会全体が車社会になってまいりましたので、安全・安心な道路の交通を確保することが、町道の管理者としても一番大事なことでありたいと思っております。

維持管理に関しましては、巡回・目視が一番重要なことであります。特に、道路の穴ぼこ、それから視界不良という点につきましては、広範囲な面積でございますので、巡回・目視といいたしても限界があるところでございます。特に、穴ぼこ等々がある部分につきましては、地域の区長さん、または被災地の近所の方からの通報が重要な情報源であります。対応につきましては、危険度の判定を伴いまして、修繕等の判断を行って、対策を講じておるところです。

高木枝の除去につきましても、前回、藤原議員のほうからもお尋ねがありまして、町長からの指示もありまして、機械の購入等を検討してはどうだろうかということで検討をしたところですが、購入いたした後の維持管理、それから機械の搬送、そういうことを考えますと、どうしてもやっぱり業者さんの機械を利用したほうがいだろうということで断念した経緯がございます。

高木枝につきましては、年に数回、区長さんから、どうしても立木については除去してくれという申請がありますので、その場合につきましては、ピンポイントで除去作業を行っているところです。議員御指摘のように、面的に除去するというのが理想でございますが、現行では、通行に支障のある部分を除去するというのが現状です。台風または集中豪雨後の巡回については、風倒木の除去、土砂崩れの除去作業等、的確な判断で除去をしているところです。竹林の繁茂が非常に進んでおります。それから、それと伴いまして、灌木が大きくなっているという路線も多々あります。

本年度につきましては、蘇陽地区でシノメダケの除去、ササダケの除去を面的に視界不良の部分を除去している状況でございます。ほかにも修復をしなければならない路線も多数ありますので、高木枝のみに予算を持つという部分については、ケース・バイ・ケースもありますけども、今後、維持の面から、そこについては検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この高木枝については早急にやらないと、木が大きくなるんですよ、ああいうところの雑木は。で、私ものこを持って、チェーンソーも持って、切ったんですよ。片づくるとまで、ほんなごと手間がかかるもんだけん、一遍切つとけば、もう5年ぐらい切らんでいいわけですよ。早急に、そのようなところは高齢者ばっかで、もうし切らっさんですよ。ですから、ぜひそういうところは検討していただきたいと思っております。

時間がありませんので、これ結構でございます。

続きまして、実は職員の再雇用につきまして、かなり10名程度、今後どんどんふえてくるだろ

うというふうに考えております。そこで、今、先ほどから質問もしましたけれども、農地・水のサポートとか、あるいは竹林事業のサポートとか、集落営農のサポート、中山間のサポート、事務的サポートをする必要があるわけで、行政職員じゃなかなかできない、そこまで現地まで行くことができないようなところもあります。そして、なおかつ、今後はデスクワークというよりも、むしろちょっとした町道の維持管理、公園の管理、樹木の手入れ等々、いろんな現場サイドの仕事があるというふうに考えております。

で、私も職員の方に、どぎゃんですかて聞いたわけですが、デスクワークがいいですかて聞いたところ、いやあ、もうデスクワークはねという話で、まあ、そらそうでしょうね、50の人が課長をしょって、60の人がおったら、何か使いにくいだろうなとも思いますし。そういうところを考えていくと、やっぱりデスクワークのみならず、いろんな公園の管理とか、トイレの清掃管理とか、そういうちょっとした道路の草刈り、グラウンドの整備、あるいは町道の管理するなら、見張りが前と後ろおって、交通整理しなくちゃならないわけですね。そうすると、今後10人、15人になれば、一つの部署として、各課からの情報を集めて、そこで対応していくような体制ができないのか。なおかつそれは各課の情報を得て、何か情報、これお願いしますと、まあ看板の撤去作業でも一緒ですよ、そういうところがあったら、そういう作業ができるような体制づくりができないのかということを考えて、役場の退職する前の職員に聞いたら、どぎゃんですかちゅうたら、デスクワークよりもそっちのほうがええという話もありました。

ですから、そこら辺のところは、総務課長、いずれ我が身となると思いますけれども、そのところを、今後の対応について、どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。

再任用職員の業務に関します御提言ということをいただいたと思っております。再任用制度につきましても、御案内のとおりですけれども、意欲と能力のある人材を幅広い職域で最大限活用して、職員がこれまで培ってきました多様な専門的知識または経験、これらを積極的に活用して、組織活力の維持を図っていくという制度でございます。

本町においては、現在、税金や負担金等の徴収事務、それから窓口業務、地籍調査等業務等、具体的に例示をいたしまして、職員の希望や業務の状況、これらを踏まえまして配属を決定をしているところでございます。

ただいま議員から御提案がありました現場サイド等の業務につきましても、確かに検討する内容かなというふうに伺いました。これから後、十分再任用職員の希望、それから職域の拡大ですとか、働き方の多様化のための工夫、そういったこと検討しながら、今後考えてまいりたいというふうに考えます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 60で退職するわけですね、職員。そうすると、それまでにやっぱり現場に25年、30年と豊富な経験を持った皆さん方です。もう当然、現場にいて、地元の人たちともコミュニケーションとって、話したりすれば、どういう地元の人が不満があるのかとか、情報の

キャッチにもつながるし、いろんな面で効果が出てくるというふうに私は考えます。

でやっぱ、退職する人ちゅうが、何人か聞いてみたわけです。どうですかちゅうたら、いやあ、それぜひやってみたいということもありますし、ぜひそういうニーズに応えるような、四角四面じゃなくて、ニーズに応えるような退職者の再雇用制度も検討いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） もう、あと時間がありませんけれども、書いておりました社会福祉協議会云々かんぬんというふうに書いておりました。社会福祉協議会におかれましては、独立する組織ですので、あんまり私が言うところではありませんけれども、今現在、役場から1名の出向をさせておりますね。これ、社会福祉協議会、独立機関でありますけれども、今後について、なお職員を送り込む必要があるのか。

もともと、介護保険法が始まって、なかなか難しかろうというところで、旧蘇陽時代に派遣したわけですね。その後、一時期は2名ほど役場から行っていた時期もありました。ただ、もう今後について、職員の削減を凶らにやいかんというような時勢になりまして、もうあと、今行つとる職員があと1年かちょっとと思ひますけれども、今後の方向性についてはやっぱり明記して、やるのか、やるとしたら、福祉経験者がある人じゃなくちゃ、なかなかとつけみにや人がいて、とつけみにやことを言うのは、向こうもたまがりますので、そこら辺の方向性をやっぱりきちんとおいて、もうやめますよと、来年からはもう頑張ってくださいというふうにするのか、そこら辺の方向性について、町長のお考えをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 社会福祉協議会の御質問ですが、社会福祉協議会というのは、民間の社会福祉の活動を推進することを目的とした団体でありまして、営利を目的としない民間組織です。よって、行政にはできないこと、そしてまた民間でも難しいということ、その間を業務をやっていくということが、今その業務を委託をしているというような状況であります。

事務局職員の件でありますけれども、今事務局長のほうで役場のほうからの出向という形があります。あと1年ということになりますので、その期間に、私は社会福祉協議会のほうで事務局長をつくってもら、そういう移行期間だと考えて、しっかりと体制強化をしてもら、ということが重要であろうと思ひます。

それと、なおかつ社会福祉協議会と行政が、少しかぶるところがありはしないか、その辺の精査もやりながら、業務全体をお互いに検討し合うということも大事だろうということをお示ししております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ありがとうございます。やっぱり方向性をそう出すことによって、社会福祉協議会の職員の皆さんも責任感を感じて、今後の取り組みがきちんとできるというふうに信じております。町長からそういう話を聞いて、現場のほうにも伝えてあるということで、安

心いたしました。

これで一般質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第69号 山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 静かにしてください。日程第2、議案第69号「山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第69号について説明をいたします。

山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正について。山都町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることとする。

平成27年12月3日提出。山都町長。

提案理由です。山都町ふるさと応援寄附条例に基づく寄付金を、基金に積み立てることなく必要な事業に充てることができるようにするため、同条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

これにつきましては、説明を新旧対照表の裏面の図にて説明をしたいと思います。最終ページになるかと思えます。

現行の条例では、寄付金を財源として事業を実施する場合、寄付金を一旦ふるさと応援基金に積み立てた上で、取り崩しを行う必要があります。具体的には、一般会計の歳出予算に基金積み立てを行いまして、その後、歳入予算、こちらに繰入金として計上します。その金額を歳出予算の財源として充当するという手続を踏むこととなります。これが、今見ていただいております現行の図でございます。寄付金を一旦積立金として、そして事業実施する場合は、歳入で繰入金、そして事業費の予算充当するということでございます。

これを、今回の改正案では、寄付金に積み立てることなく必要な事業の財源に直接充当できるようにするというものでございまして、このことによりまして、速やかな事務処理と同時に、迅速な事務執行につながることを期待されるというものでございます。なお、活用後の寄付金につきましては、これまで同様、積み立てを行っていくということにいたしております。

この改正内容に沿って、本条例4条中の文言を改めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第69号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） ふるさと納税というのが名目ですね。ごめんなさい、私はふるさと納税ということで思っておりました。ふるさとに税金を納めるということ。ここでは寄付金としての扱いになっております。ちょっとニュアンスが違いやしないかと思って尋ねております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議員、今お尋ねになりましたふるさと納税、これがイコールふるさと寄付金というお考えで結構かと思えます。制度として、納税をしていただくということになると、税金として取り扱おうと、そして控除もあるということでございますので、制度としては納税制度ということでございます。町としましては、それを寄付金として受け入れて、活用しているということになりますので、そういった御理解でお願いしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「山都町ふるさと応援寄付金条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第70号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議案第70号について説明をいたします。

山都町職員勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。山都町職員勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めることとする。

平成27年12月3日提出。山都町長。

提案理由です。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

ただいま申し上げました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布をされました。この法律といいますのは、地方公務員について、人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための所要の措置を講ずることがその主な内容とするものでございます。この法律の改正の中で、職務給原則、つまり職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないとし、また、等級別基準職務表には職員の職務の等級の分類の基準となるべき職務の内容を定めていなければならないと規定されております。この原則を徹底するために、今回、等級別基準職務表を定め、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したものでございます。

それでは、これも新旧対照表でごらんいただきたいというふうに思います。

新旧対照表の1の1、それからめくっていただきまして、6分の1、これにつきましては、改正法により削除されました条項に伴う繰り上がりということで御理解いただきたいというふうに思っております。3条で等級別基準表ということで名称を変えております。

めくっていただきまして裏面でございます。6の2ページでございます。ここからが現行の級別職務分類表、これが現行でございます。下段の表が改正後の等級別基準職務表ということで、改正する表でございます。見ていただきますと、現行の分類表におきましては、3級、それから4級の両方の級に課長補佐ですとか、支所課長等の職務が分類されておったり、本来同種の級に配置をされるべき職務が同様に3ないし4級に配置をされていたりということで、必ずしも職務の実態に即したというものではございませんでした。今回、法改正が求めております職務と責任に応ずるものとした改正趣旨に基づきまして、適正かつ厳正に等級別基準職務表というものを定めたところでございます。

残り6分の3から6分の6の表につきましては、それぞれ医療職の給料表等々、そういったものについて新旧対照表をつけておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第70号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 直接は関係ございませんけども、勤務時間についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

通常8時半から5時までが通常というふうに心得ておりますけども、よく庁舎の前を通ると、夜遅く電気がついたりする場合があります。業種によって非常におそくなる業種もたくさんあるかと思いますが、そこらあたりの、いわば私に言わせれば超過勤務、残業ですよ、そこらあたりはどのぐらいまで認めておられるのか。ただ、それが恒例化的になってはおらんかという懸念もございますので、そのあたりのことはどうお考えなのか、お知らせいただくならと思っております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず前段、勤務時間につきましては8時半から5時15分までとい

うこととでございます。

なお、時間外勤務手当の件についてお尋ねがございました。現在、予算編成の際に、一応上限というものを定めて編成をしております。これは、職員1人当たり25時間ということで、当初予算の予算編成には、それで当たっていただくということを原則といたしております。ただ、災害復旧事業、また会計検査等々、当初予算時に捕捉できなかったような事案が生じた場合には、それぞれ補正予算等で対応していくという形にはいたしております。

なお、特に時間外勤務につきましては、おっしゃったように恒常的な形にならないように、担当、それぞれ課長等のほうできちんと指導していくという体制になっております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 新旧対照表で、現行の4級のところに主幹の職務がありまして、改正後はそのまま入っておると。それと、5級には審議員が来とるということでは納得しますが、改正後の4級に参事というのが新たに掲載されておりますが、これはどういった職の関係者かということと、4級には審議員が今度はおらんとですか。その二つです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 2点ございました。まず1点目の参事の職務ということでございますが、先ほど来、出ておりますように、再任用職員の職を参事ということに位置づけをしております。それから、5級には審議員ということで、今回その職務に応じた、職責に応じた職務ということで配置をいたしておりますので、この表のとおりでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号 山都町税条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第71号「山都町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、甲斐良士君。

○税務住民課長（甲斐良士君） 山都町税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第71号、山都町税条例の一部改正について。山都町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年12月3日提出。山都町長。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日にそれぞれ公布されました。

これに伴い、山都町税条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次に、平成27年度の税制改正につきましては、現下の経済情勢を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税制の改正が行われております。これによりまして、平成27年3月31日に専決処分を行い、平成27年6月10日に本議会の承認をいただいたところでございます。

今回の提案につきましては、地方税法改正により、地方税法施行令、同施行規則の一部も改正されましたので、これを山都町税条例に反映させるために、その一部を改正するものです。

それでは、条例の改正点について説明をいたします。新旧対照表をごらんください。

第8条から12条及び18条、23条の改正につきましては、下線の部分が今回の改正内容でございます。また8条から12条につきましては、徴収猶予に係る徴収の方法、申請、また職権による換価の猶予、徴収猶予に係る担保等の規定、金額、猶予の期間等を定める改正でございます。第18条及び23条につきましては、地方税法改正に伴います新法規定を適用するために、全文の法及び令に言いかえる改正でございます。

次に、新旧対照表の次に改正の概要を添付しておりますが、この内容につきまして、改正点の要点を説明申し上げます。

徴収猶予に関する規定の整備でございます。現在の国税徴収法の規定では、督促を発した日から10日を経過した日までに完納しない場合には、財産の差し押さえをしなければならないという規定がございました。現行のままでは、納税者または特別徴収義務者につきまして、正当な理由があっても納税できない場合でも、国税徴収法の第47条の規定が適用されまして、これまで法的に救済措置を受けられない現状にありました。

また、今回の改正によりまして、地方税法第15条の徴収猶予の要件等の規定を山都町税条例に反映をいたしまして、納税の公平性を図る改正でございます。

以上、税条例の改正につきまして説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第71号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号「山都町税条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定 について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第72号「山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第72号について説明をいたします。

議案第72号、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり定めることとする。

平成27年12月3日提出。山都町長。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例を制定し、既存の他の条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして、住民票を有する全ての個人の方に個人番号、これをいわゆるマイナンバーというふうに申しますけれども、これが割り振られまして、先月、個人番号の通知が行われたとございます。本町におきましては、11月の末までには全世帯配送が終了したということでございます。

この個人番号の行政事務への利用につきましては、平成28年1月から開始されることとなっております。マイナンバー制度と申しますのは、個人番号を利用することによりまして、国の行政機関、または地方公共団体、それらが保有する個人情報を効率的に照合、確認することができるようになり、より公正な社会保障給付ですとか、税負担が確保される一方、社会保障給付の手続等に必要所得証明書等の添付書類が不要となるなど、国民の負担が軽減されるということが目的とされております。

この個人番号の行政事務における利用につきましては、マイナンバー法により、個人番号を利用できる事務、社会保障、税、災害対策と申します国の法律に基づく全国一律の行政事務で、いわゆる法定事務と呼ばれるものでございます。これが規定をされております。

そのほかに、自治体の行政の効率的な運営に寄与することを可能とするために、法と同様の趣旨において地方公共団体の条例に規定することにより、個人番号を行政事務に利用できる旨規定がなされております。

今回の条例は、その規定に基づいて制定をするものでございます。法の趣旨にのっとり、個人番号を利用できる範囲を具体的に定めて、その利用範囲を条例上明確にし、その適切な取り扱い

を確保するための必要な措置を講じることなどを今回条例で規定をしております。

それでは、条例の内容について説明をいたします。ページをめくっていただきます。

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。平成年月日、山都町長でございます。

この条例の第1条から第3条までは、それぞれ条例の制定趣旨、それから用語の定義及び町の責務について規定をしております。

続く第4条は、個人番号の利用範囲について規定をしているものでございますが、この条文には、先ほど述べましたように、法定事務以外で本町において独自に個人番号を利用できる事務、いわゆる独自利用の事務、それと本町の機関内で特定個人情報の情報連携を行う、いわゆる庁内連携の事務について定めているところでございます。

前段の独自利用の具体的な事務につきましては、4ページめくっていただきまして、別表第1に記載をしております。これらが、町が独自利用の具体的な事務というものでございます。このうち、庁内連携の具体的な事務につきましては、もう1ページめくっていただきまして、別表第2に記載をしているところでございます。このことによりまして、社会保障の給付の情報を相互に授受することなどができ、住民の利便性の向上ですとか、行政の効率的な運営に寄与することが可能となるというものでございます。

次の第5条、これにつきましては、同一地方公共団体内の他の機関、具体的には教育委員会と町長部局等をいいますけれども、こちらへの特定情報の提供について規定をしたものでございます。

別表第1のうち、具体的には、その次の2枚めくっていただきまして、別表第3に記載しておるところでございます。これにつきましては、教育委員会の事務である就学援助費において、町長部局から個人番号と結びつけられた税情報等を、いわゆる特定個人情報と言われるものを入手する場合などがございます。

あとは、附則におきまして、番号法の施行に伴い介護保険条例及び税条例の関係条例の一部改正を行っているというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 余り気が進む制度じゃないわけですけども、聞いておきます。

まず第一に、今、この個人情報案内が行ってますね、各家庭に。これ全部済んだかというのが一つ。

それと、お年寄りで写真を添付しなきゃならない義務があるみたいに思っておられます。写真添付のメリット、デメリットですね。これ、年寄りは、今から写真撮りに行かにやんどかいうふうに慌てておりますので、そこを第2番目。

3番目に、これは今5条関係でも出ました、教育委員会と町長部局の情報交換ですね。もう一つ、個人の町に対する未納が随分あるんですね。給食費、保育費、あるいは町の農災あたりの一

部負担、そういうやつ、非常に未納がある。これを突合するときは、これをどういうふうにご利用するのかと。そういう場合に、非常に利便性があるんだということでこのマイナンバーがあるとと思いますが、具体的にはどういうふうな使い方をするのかと聞いております。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、配付の件でございます。11月の22日から配送が始まりました、同11月の29日に全世帯に配送が終わったというふうに報告を受けております。

次の写真添付の件でございます。これは、若い方ですと、スマホ等を利用して、それらで申請をすればと、写真につきましては、そういったことで代用といたしますか、申請できるということでしょうけれども、お年寄りにつきましては写真添付が必要になってくると同時に、申請をしていただくということが必要になってまいりますけれども、この写真添付ということで、やはりこれにつきましては、1月以降、マイナンバーのカードが交付をされてまいりますけれども、これにつきましては、写真があることによって、本人確認のための身分証明書等としても活用ができるというふうになっておるところでございます。デメリットにつきましては、ちょっとそこについては、私どももメリット面でしか捉えてはおりませんけれども、今後、そういったデメリットの面が出てまいりましたら、きっちり対応しなくちゃいけないなというふうに思っております。

それから、未納情報ですね。これらについて、どういったふうに今後突合させていくのかということにつきましても、そういう銀行の預金口座等々の情報等含めて、今後、詳しい取り扱いについては参るということでございますけれども、現時点では、未納情報について、どういったふうにこれを活用していくかということについては、まだ現時点ではそういった具体策について検討はしていない、本町については検討してないということでございます。済みません、答えになってませんが、そういったことでございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、もう1点、教育委員会との5条関係。

○総務課長（坂口広範君） えっと……。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） まず、ほとんど私が聞いたことは満足に答えができませんよですね。

恐らく、デメリットは総務省言わんだろうと思います。セキュリティ会社ないしあるいはこれを非常に警戒して受けとめている学者あたりは、それ研究なさっていると思うんです。ですから、あなたが今メリットしか言えないのは当然でしょう。しかし、そこが問題ですね。私たちだって、どういうことが想定されるのかということをやっぱり知っておく必要があります。いろいろそれはマスコミでも言われておりますけどもね。

それから、この写真添付について、本人識別の大事な要件になるということでしょうけれども、年寄りにその必要があるのかと思うんです。それはどうですかね。年寄りは非常に悩んでいるですよ、それを。これは写真撮りに行って、写真を張ることになるのかと。もう個人番号が確定すれば、本当はそれで完結してるんですよ。私どもはそういうふうにとめております。12桁の番号でですね。わざわざ写真までということは必要ないんじゃないかなと。恐らく、社会活動

を盛んにする人たちは、写真が必要な場面は確かに多いと思いますね。パスポートがわりにもなるだろうし、いろんなことでこれが大手を振って通っていくと。

そういう場合に、一番、さっきいったデメリットは、この写真を張りかえて成り済ましということだって予想されないことでもないんですね。もう既にこのマイナンバーによる詐欺事件が、これは未遂に終わっているのかな、何万件と今出てきてますね、これを使って。早くこれをしないとあなたは今後大変税金がかかってきますよとか、そういう言い方で、番号を教えなさいと、私のほうでやってやるからと、そういうようなことですね。それが今度は銀行預金とリンクした場合、成り済ましで引き出されるおそれだってあると、私そう思うんですよ。

これは今後、現場としても十分まだ研究して、勉強して行ってください。恐らくそういうデメリットが出てくる。まずはお年寄りの写真の問題。それは写真は添付しなきゃならない義務があるのかどうなのかは、はっきり町民に知らせてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず前段の想定されるデメリット等、そういったことにつきましては、今最後におっしゃいました詐欺事件等をきちんとアンテナ高く捕捉しながら、対応を見きわめていきたいなというふうに思っております。

なお、写真の件ですけれども、現在、今お手元に届いておりますのは、通知カードと言われる紙のカードでございます。これ12桁の番号が割り振られておりますけれども、これを、いわゆるマイナンバーカード、プラスチック製のカードにする場合に申請をして、その際に写真が必要だということでございます。この通知カードをお年寄りの方が、議員おっしゃいましたように、今後利活用される場面があるのかということにつきましては、それぞれ御本人さんのいろんな年金関係とか、そういった事務等を、済みません、見らないとわかりませんが、とりあえずこのマイナンバーカードを必ずしもつくらなければならないということではございませんので、これは希望制でございますので、希望される場合に、写真が必要になってくるということでございます。

今、私ども総務課のほう、町のほうで言っておりますのは、非常に大事な、通知カードというものは今後必要になってくるものでございますので、大切に保管をしていただきたいということをお願いしております。そして、そのマイナンバーカードが真に必要なときに申請をしていただくと、随時申請していただくという形を進めているということでございますので、必ずしも、すぐすぐこの通知カードの書類が来たということをもって、写真をすぐ添付して申請しなければならないというものではございませんので、あくまでも申請、必要だと希望される方が、それを申請する際に写真が必要だということで御理解いただければというふうに思っております。そのことで、また広報もしていかなければならないと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） この条例をつくる時、条例を作成するとき、これはひな形があって、こういうふうにつくりなさいというようなひな形があってつくられたのか、町単独でつくられた

のか。もし、この条例をつくるとき、どういうことに留意しながらこの条例をつくられたのか、お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） この条例制定につきましては、国の法律が今回施行されたことに伴いましての条例制定でございます。いわゆるこれは法定受託事務ということになりますので、国の制度を町がきちんと執行していくという形になります。よって、国のほうからひな形といいますか、そういった法の趣旨とひな形というものは提示をされておりますので、それを参照しながら、町の実態に応じて今回制定をしたと、町の事務ですね、必要な事務、独自利用の事務について検証して、今回制定をしたということでございます。

あとは……。それでよろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） ひな形だったならば、何も感情がなく文章をつくっていったということですね。いろいろお隣さんからも出ておりましたが、この個人番号というのは物議を醸し出した条例でもあります。これの運用、個人の情報が全てとは言いませんが、それなりに相当の量が入っております。なくしたならばというような、拾ったやつを悪用とかということまで、累々言われておりますが、運用に当たっては十分に注意していただきたいと思います。もともとこの番号自体が、国、県、あるいは市町村のほうの立場ですれば大変便利なものがございます。しかし一方、私たち住民の人たちからすれば大変危険なものでもあります。そういうことを踏まえながら考えてもらいたいと思いますが、先ほどの足りない部分、何を考えられてやられたか。本当にこれはいいばいと思ってつくられたのか、これは問題が多かねと思ってつくられたのか、それも含めて。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど、提案理由の後に説明いたしましたけれども、法の同様の趣旨において、地方公共団体のそれぞれの実情に応じて条例を制定するということが、これ定められておりますので、そういったことで、本町の利用事務、これは重要なことで、個人番号の利用範囲を定めることですので、非常に重要な条例でございます。そういったことで、中を十分検証しながら、今回表にあらわしておりますような事務について、きちんと精査をし、そして適正な利用を、取り扱いを確保するためのものということで御理解をいただければなというふうに思っております。

それから、いろいろマイナンバー制度自体のいろんな御心配等々もおありになるということは重々私も承知をいたしております。先ほど中村議員からもありましたような、通知カードが来て、これ一体どうすればいいのかというような御不安もあると思いますので、そういったことも、きちんと我々としましては周知、また広報を行っていかねばならないというふうに考えておるところでございますので、以上でよろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時59分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第73号 山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第73号「山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第73号について説明をいたします。

山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙とおりに定める。

平成27年12月3日提出。山都町長。

提案理由です。本町行政機構の改編を平成28年4月1日より実施することに伴い、複数の条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

先週、議会開会日の行政報告及びただいま提案理由で申し上げましたように、平成28年4月1日より本町行政機構の改編を実施いたします。

今回整理をいたします組織のうち、主なものは次に述べます3点でございます。

まず、1点目は、現行の総合支所を支所方式とすること。

2点目は、山都町立隣保館の名称を山都町人権センターへ変更し、当該センターの所管を健康福祉課とすること。

3点目は、農業委員会事務局の所管を農林振興課とすることでございます。

ページをおめくりください。

山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。平成年月日、山都町長でございます。

今回の条例につきましては、ただいま申し述べました名称や所管の変更に伴い、関係条例の整理を行ったものでございます。

第1条の山都町公告式条例の一部改正から、2枚めくっていただきまして、第10条の山都町清和研修センター条例の一部改正が、これら名称の変更、所管の変更等に係る該当部分として変更を行うものでございます。

今回の条例の制定につきましては、昨年の9月定例会及び10月の全員協議会で議論、決定をいただきました機構改革の見直しに基づきまして議論を重ねてきました結果、最終的に行政改革推進本部会議にて最終案を決定をし、提案の運びとなったものでございます。

1点目の総合支所を支所方式とすることにつきましては、さきの9月定例会及び今回の定例会の行政報告にて説明をしたとおりでございます。

次の山都町立隣保館の、まず名称につきましては、隣保館が社会福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる人権と福祉のセンターとしての位置づけから、人権センターという名称に変更を行うものでございます。また、隣保館の所管につきましては、社会福祉施設である隣保館の役割や業務内容、それから、今後の活動等を勘案した結果、本庁組織として、健康福祉課の所管とすることが適当であるとの判断に基づくものでございます。

最後の農業委員会につきましては、その職務内容等から、農林振興課への所管といたすものでございます。

この改編によりまして、執行機関全体の有機的かつ系統的な構成を図りまして、能率的、一体的な行政機能の発揮に努めてまいりたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 再度、確認する意味で質問をいたします。本町の一般会計が125億6,100万、特別会計が70億3,600万で、合計すれば196億円強の予算で運用されております。その中で、健康福祉課が執行する予算は100億円を超えております。その健康福祉課に人権センターを置くとする条例案であります。

もともと、健康福祉課は保健衛生と福祉課を重ねた課で、今でも大変な仕事の量であります。それに人権センターを重ねることが妥当なのかというふうに思っております。なぜなら、これまで隣保館においては、相談事業がかなりウエートを占めておりますし、その専決権者は今回の条例改正案においては健康福祉課長になってきます。仕事量の観点からも心配しますが、この件についてはどうですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま御質問の件についてお答えいたします。まず、重ねると

いうことの表現ございましたけれども、これは一応所管にするということございまして、何も中に統合してしまうというようなことではございません。隣保館自体は現存いたしますので、今の位置に館として、さっきおっしゃいましたような相談事業等を行っていくということについては変わりはありません。その所管として、健康福祉課が一番妥当であるという判断をいたしましたところでございます。

なお、また非常に予算面から、大変健康福祉課の事務量等増大しているということの御指摘もでございます。現在、健康福祉課におきましては、御案内のとおり課長補佐制度を入れまして、その職務についてきちんとした対応をするように努めているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 統合ではないと、相談事業はそのまま続けると言われました。そして、課長補佐がおると言われましたが、専決権者というのは課長であります。その責任の度合いからしましても、やはりかなりな量になってくるといふふうに私は思っております。

基本的には、人権センターといいますのは総務課の所管であろうかというふうに思っておりますが、そのような議論があったのかお聞きします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 冒頭申しましたように、昨年9月の定例会、それから、その後の全員協議会の中で、議員さんのほうからもいろいろ提言をいただいたところでございます。中で、健康福祉課の所管であったり、教育委員会という所管が適当ではないかというような御意見等もいただいてきたところでございます。もちろん総務課というところも、私どもとしましても議論の中で検討してきたところでございます。ことしの夏前ぐらいから、関係各課ということで、隣保館を筆頭に、総務課、それから健康福祉課、教育委員会、この4課で協議をずっと重ねてまいりました。その協議内容を行政改革の幹事会のほうに戻しまして、そしてキャッチボールをしながら進めていくという作業を行ってきたところでございます。

確かに、人権センターといいますか、隣保館の所管につきましては、県内見ましても、いろんな課にまたがっておるといいますか、いろんな課で所管をしております。総務課もでございます、健康福祉課もでございます、町民課もでございます、教育委員会もでございます。そういったことで、本町にとって、組織、機能をいかに有機的に発揮していくためにはどこが一番妥当であるかという議論を行いまして、先ほどの提案理由、その後の説明に申し述べましたように、健康福祉課が一番適当ではないかということの判断をしたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） そのような説明は前回もお聞きしましたが、再度確認をします。幹事会で論議されまして、その結果を本部会に提案され、本部会において納得されたということでもありますか。それと、それを踏まえた条例改正案なのかということです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 開会日の行政報告の中で、総合支所の組織化についてということ

でスケジュール案をお示しをいたしました。その中で、これまでの4月から以降の行政改革幹事会、それから本部会議ということを示明をいたしております。当然に、この条例に出すということにつきましては、そういった会を経てからでないとお上程できませんので、最終的には行政改革の推進本部で決定をしたということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今回の件につきまして、私も赤星議員と同じく、こういう大変な、どこの課もそうなのかもしれません、特に予算的な面から見てもやはり健康福祉課はとても大きい部署だと思っておりますので、そこでこの人権センターの機能が発揮できるかということをお一つ心配しております。

それと、もう一つは、総合支所のあり方ですけれども、これが、逆に言えば、今度は総合支所長という立場の方がおられなくなり、いろんな業務が本庁のほうに集中してくるのではないかと。もちろん人員削減ということもあるかと思えます。しかし、きょうの一般質問にもありましたように、やはり地域の清和地区及び蘇陽地区については、一番頼りにしていくのは支所という立場であると。そこで、私たちの頼りになる地域班といいますか、率先して自治振興区、あるいは地元のそういったさまざまな事業を手助けしてくれることが大切だというふうに思っていますが、そこら辺のカバーをちゃんとできるのかということをお一応確認させていただきたいことと、それから、先ほどの隣保館が人権センターになるという話ですが、今、総務課長がお答えになって、もちろん総務課長が全部掌握されているということでしょうけれども、当事者である隣保館の館長と福祉課長からはお話しは伺えませんか。お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、今、前段の2点についてお答えしていきます。予算的な面ということで、非常に先ほども申し上げましたけれども、膨大な予算、また事務量を今抱えて健康福祉課もおるところでございます。それに加えて、今回、人権センターということで、新たな事務が発生するということでの御懸念ということでございますけれども、これにつきましては、第2次山都町の総合計画の中でうたっております、全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進ということでは、これは全庁的な取り組みというのは必要不可欠でございます。それぞれの今現在の部署部署で、総務課においては啓発部門、それから学校教育課においては学校同和教育、それから生涯学習においては社会同和教育の面で、これはきちんと体系を組んで当たっていくということには、これまで同様、間違いのないところでございます。

それから、総合支所から支所化へということでの、これもまた御懸念ですけれども、これも総合支所の組織化についてということで行政報告の中で述べたとおりでございます。業務の本庁実施及び支所課の廃止に係るもの以外は、極端な人員減とならないよう十分配慮しますということをお明記しております。それから、支所長につきましては、課長級ということで、そこでのいろいろな専決権については、ある程度配慮していきたいなというふうにお考えているところでございます。

なるべく、また御指摘もありましたように、本庁にまたいろいろ事務的に多く移行するということがありますけれども、これについても、今年度入りまして、それぞれ支所と本庁の中で、今、業務の連携、それから提携等について鋭意4月1日目指して協議を進めているところでございますので、これにつきましても、住民の方にそういった不安がないような状況で、4月1日を迎えたというふうに思っております。

一番最後の部分につきましては、それぞれの課長のほうから申し述べさせたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 当該課長、答えますか。

隣保館長、西田武俊君。

○隣保館長（西田武俊君） 隣保館の西田です。今、それぞれの課としてはどういう考え方を持っているのかということでしたけども、先ほど総務課長からありましたように、行革本部で確認をしました。その確認をした時点での経過を申し上げたいと思います。

隣保館は昭和51年に、いわゆる同和問題を解決するための拠点施設として設置をされています。開設以来、地域住民の皆さんの理解と信頼を得ながら、先ほど総務課長からありましたとおり、生活上の各種相談事業を初めとして、環境及び保健衛生、福祉などの改善向上に向けて、教育や啓発の充実にも重要な事業として隣保館が窓口になり、関係行政機関につながりながら事業を推進してきたという経過があります。

隣保館の業務については、社会福祉事業法で隣保館等の施設を設け、無料または低額な料金でこれを利用させること、その他、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものというふうに位置づけられております。

本町の隣保館事業については、それらの今言ったような事業を包み込んだものであり、福祉の一部と。だから、健康福祉課にかわって、福祉の一部というような矮小化するのではなくて、今後とも、これまでやってきた実体的差別の解消や心理的差別の解消に向けて、また教育・啓発の推進に向けて、全庁的に、行政総体として取り組んでいくということには変わりはないということとであります。

したがって、健康福祉課が隣保館業務を抱え込むということではなくて、隣保館の所管を移すということであって、隣保館業務については専任の館長及び職員を配置し、児童館についても今現在隣保館と一体となっていていろんな取り組みを行っていますけども、それもこれまでどおり、人権と福祉の拠点施設として機能を発揮してまいりたいと思います。

また、同和問題を初め、女性の人権、障害者の人権、子供や高齢者の人権など、さまざまな人権問題における差別の解消に向けて、努力をしていく所存であります。これが、行政改革本部で確認をした事項であります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 隣保館の所管ということで、健康福祉課のほうにというふうなことで説明がございましたが、総務課、隣保館、それから健康福祉課、数回、お話し合いをした中で、今、総務課長、隣保館長が言われたような形で、初めは、健康福祉課として、本当に受け

て大丈夫だろうかというふうなことから話し合いは始まっております。その中で、全庁的に、今説明がありましたように、全庁的に人権の部分においては総務課、それから生涯学習課の今やられている部分については生涯学習課、福祉に関する部分は健康福祉課というふうな形で、これから活動する部分におきましては全庁的にみんなでやっていくというふうなことで、健康福祉課のほうもそれで受け入れたというふうなことです。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 各課長、ありがとうございます。

先ほど来、全庁的に、全庁的に、もちろんそういうことだと思います。ということは、最終的には、やっぱり町長が全体を把握し、責任を持ってやっていかれるということの理解でよろしいでしょうか。この行革に対しての町長の決意といいますか、こういうふうにやっていきたいんだということを一言お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 行政改革全般にわたっての話にもなりますけども、人口減少に伴って、そしてまた合併の合併算定が、この普通算定のほうに、一般算定のほうに変わってくる、地方交付税も下がってくる。そのときに、私どもが一番考えなければならないのは、この町の将来のことの財政的な負担をどういうふうに検討していくかということは非常に大きな問題であります。その支出の割合に占める人件費というのは非常に大きいものがあるというのは議員も御案内のとおりでありますけども、やはり人件費を抑えていくというのは一番考えなければならない。ただし、住民サービスというのを低下させてはならない。そこのつり合いといいますか、調整といいますか、その辺は一番難しいところであります。

総合支所を支所にするという話のところも、どこにその負担の割合を持っていくかといったら、やっぱり人が動かすわけですから、ここについては、新人職員を手当てするなんていうことはしないでいこうと。要するに、そこではわからない、本所に行かなくてもわからないなんていうことは住民さんのほうに負担がかかるわけですね。そういうことを対応するだとか、先ほどもお話がありました退任する職員の再雇用、この問題なんかも一番行政を詳しく知っている人たちであります。この人たちも、総合支所から支所になるわけですから、そういうところにもできるだけ配置をしていくようなことが考えられないか、いろんなことを考えながら、清和、蘇陽、両総合支所が今まで果たしてきた役割を、行政サービスの低下をこれは発生させないように、これを十分、行政全体でサポートし合うという仕組みが何よりも大事だというふうに思います。

それから、隣保館のほうについては、隣保館の成果説明書、見てもらうとわかるとおり、一番大きいのは生活相談なんです。この生活相談については、高齢化しております。よその地区よりもはるかに高齢化しております。若い人がいないんです。それは、高齢化したことにより、いろんな相談事がふえてくる。それは保健とか福祉だとか、そういう問題、生活そのものについても相談がございまして。そういうところが直結するのは健康福祉課なんです。これが総務課であっても、担当が総務課であっても、それは健康福祉課にすぐつなぐという事情が相当数出てくると私は判断をいたしました。実態として、それを対応できるのは健康福祉課が一番ウエートは大

きいんだと私は実態としてそういうふうな判断をしまして、そしてまた人権の問題、このことについては、余りにも今まで、例えば生涯学習課だとか、学校教育課、こういう教育委員会部門に余りにも頼り過ぎていた部分を私は反省しなければならない。やはり行政が主体的に、教育部門じゃなくて、行政体の部門としてもしっかりと担っていくということは、一課だけでは難しい、非常に難しいものがあります。行政総体で当たっていくというのは当然のことです。

そのことは踏まえつつ、そういう判断をしたということでもあります。何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今、お2人の議員さんからの質問、私はもっともだと思うんですね。私もそういう疑問は持っております。ただ、我々議会は、往々にしてブレーキとアクセルを同時に踏む傾向もあるんですね。なるべく合併協定どおりに3分の1は減らせという圧力はかけます。実際、それに基づいて改革しようとする、私どもは総論賛成、各論反対になりがちです。私は反省を込めながら言っておりますが。ただ隣保館につきましては、私は今2人の議員さんが言いましたように、行政総体としてやること、人権の問題というのは、隣保館の中の福祉の一部分として、いわゆる恩恵を、福祉を施すというような矮小化されたものではないと私は思うんです。これは非常にいわゆる部落差別がこれだけまだ残っておる中で、部落の人たちの人権を軽んじることにもなってしまうと。しかし、こういう論議を経て、ここまで来たということであれば、やっぱり隣保館の位置づけを、今後きちんと明示していくということが大事でしょう。このままでは、福祉課の1係という図式になってしまいます、きょうの段階ではですね。だから、今、町長のその答弁のような、後半の部分のようなことであれば、きちんと位置づけをもう少し明示をしてほしいと、詳しくですね。

国が、これまで同和問題をどこで扱ってきたかということ、総務省です、ずっと。これは、部落問題は国の責務であり、行政の責務であり、国民的課題だということでこれをやってきた。だから、それを推進するには、総務省が一番責任を持ってきたんですね。決して厚生省ではなかったんです。そして各課と総体としてやってきたと。やっぱりその考え方は、隣保館が人権センターになっても踏襲していただきたい。そして、決して1係として矮小化させていくということにならないように。あなたたちが執行部の間は、そういうことはならないでしょう。こういう論議を踏まえながらやっておるわけですから。しかし、将来はどうなるかわからない。それを考えると、きちんとした位置づけが必要だというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 繰り返しになりますけども、今の生活相談ということが業務の中で一番大きいんだと私は今考えておりますけども、総務課の所管になったとしても、総務課が、なら健康福祉課の担当だから、そこにという話は、これはなく、やっぱり二つの課で動いてしまうという話になってしまいます。そういうところも踏まえると、やっぱり健康福祉課だという判断をしたということは繰り返しの答弁でありますけども、今、中村議員がおっしゃった、新たな隣保

館改め人権センターとなった場合の役割、これはこの条例の下にある組織、機構の事務分掌等で、係の……、機構の条例の下にある……、要綱ですね、中で、きちんと明示をしなければならないと、それは思っております。それが、これは大きな影響があるのは、担当が異動した場合に、何を根拠にやるかといったら、この要綱であります。これを見て、自分たちの仕事を、これはやっぱり縦割りと言われたらちょっと語弊がありますが、自分たちの本当の仕事は何だということを見詰め直すときに、必ず職員だったらやる仕事であります。そして、それのほかに、見えない部分はどういうことがあるのかという把握をしていきます。そのときにも、大きな意味合いがあります。職員のためにもなりますし、対外的にも理解度が、そういうことなのかということでもわかりやすいということでもあります。両方の意味合いがありますので、その辺はしっかりと要綱で定めていくということが大事だろうというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。蘇陽支所の農業振興について、総務課長にお伺いをしたいと思います。

蘇陽地区は森林組合が阿蘇森林組合であります。また、農協も阿蘇農協であります。清和・矢部地区とはまた異なった状況があります。そういったことを含めたところの人員配置、配慮してあるのかどうか、考えておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの総合支所の件で、特に蘇陽総合支所の今の実態と特徴的なお話をなさったというふうに認識をいたしております。

これにつきましては、特殊事情というようなことから、やはりそこは何らかの配慮をしていくべきであろうということは思っております。あとは、相対的なといいますか、人員配置の中で、それが可能かどうかということも検証しながら、そして、本庁との事務のやり取り、どこまで事務を本庁が担っていくのかといったことも含めて、今それぞれの所管課のほうで、先ほど1番議員の御質問に答えましたように、本庁と総合支所の間でやり取りを行っているところでございます。あらかた整理のほうはつきつつあるというふうに認識をいたしておりますけれども、そういったことも踏まえて、人員配置のほう、これから具体的に入っていくという作業に行きたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） そういったこともぜひ配慮して、職員配置をお願いしたいというふうに思いますし、また、職員のたらい回しにならないように、これだけはぜひお願いをしておきたいと思っております。非常に優秀な職員をやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） ちょっとお尋ねなんですけども、隣保館が所轄が健康福祉課というのは、それでもよろしいんですけども、9月の決算審査のときに、隣保館でいろいろ話を聞いた上

に、決算審査ということで出しております、そのときに厚生常任委員会は、隣保館は総務課が望ましいというようなことを掲げてやっております。その後、会議をされたときに、この辺のことを参考にされたのか、全然無視して進まれているのか、その辺のことをお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどの私の説明の中で、昨年9月の定例会、それから全員協議会というお話をいたしました。で、その後、確かに今藤澤議員おっしゃったように、厚生常任委員会の決算報告書の中で、今、コピー持っておりますけれども、総務課が望ましいというような表現であったところが……、失礼しました、総合的に見ると総務課の要素が多いという表現でございました。実は、そこもちろん勘案したところではございますし、その前、前年は、実は同じ厚生常任委員会の決算報告の中では、同じ方向にある社会教育の中での位置づけが望ましいというような御意見もいただいております。ですので、そういったことで、この4課、教育委員会、総務課、そして健康福祉課、それに隣保館ということで、十分にそこあたりを考慮しながら話を進めていったということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第74号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第74号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

それでは、予算書、まず歳出から説明をいたしますので、13ページをお開きいただきたいと思います。主なものを説明をさせていただきます。

まず2款総務費1目の一般管理費でございます。恩給及び退職年金で1,100万円の減額をいたしております。これは、当初4,320万円の計上をいたしておりましたけれども、今回負担率が変更になりまして、減少をいたしました。その分の追加費用を今回減額補正をしたところでござい

す。

続く、13節の委託料36万1,000円でございます。これは、人事評価研修業務の委託料ということで追加補正をいたしております。これにつきましては、評価の客観性、それから公平性を確保するために、複数の評価者、これが関与して評価を決定するということが非常に大事なことになってまいります。そのためにも、評価者の評価能力の向上につながるような研修が必要だということで、明けて28年の1月と3月に、係長級以上の約60名に対しまして、評価者としての研修を実施をするということで、この業務委託を計上をいたしたとでございます。

続く、5目の財産管理費です。工事請負費で203万円を計上いたしました。町有地の災害復旧工事費でございます。これは、県道島木上寺線沿いにございます旧矢部町のもと焼却灰の埋立地でございます。ここが大雨によりまして崩壊をいたしまして、隣接地に被害を与えたということで、今回のり面工を行うということでの予算を計上いたしております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては6万3,000円、これは分収造林の負担金でございます。大川造林組合分収の処分に伴うものでございます。歳入が、上の12ページの生産物売払収入ということで8万9,000円ございますけれども、この8万9,000円の7割を、この造林組合のほうに負担金としてお支払いするというところでございます。九電の送電線の支障木伐採に係るものでございます。

続く、11の企画費です。103万6,000円の補正予算計上です。乗車人員の減に伴います対策補助金の増加ということになっております。熊本バスに対します当初1,831万4,000円の計上に対しまして、今回この金額を追加計上したものでございます。

それから、14目の情報費です。備品購入費としまして79万5,000円を計上いたしました。内訳としまして、電算機器等購入費に58万4,000円、番号制度用機器購入費として21万1,000円でございます。まず、この電算機器等購入費といいますのは、個人番号カードを交付します際のパソコン、端末ですね、これを1台購入するというものでございます。それから、2番目の番号制度用の機器購入といたしますのは、これは顔認証システム機器と申しまして、1月から実際個人番号カードを交付するのは窓口のほうで交付をいたします。で、これは先ほど来、午前中、中村議員のほうからありましたように、成り済ましというものが発生する可能性がございます。来庁者と個人番号カードの顔写真を照合をする必要がある場合に、どうしてもこの顔認証システムというものが必要になってくるということで、これは厳格な本人確認を行うための機器ということで、1台を購入予定でございます。

ページめくっていただきまして、14ページです。

2款4項の1目選挙管理委員会費です。109万円の委託料を計上いたしました。法制度改正選挙システム改修業務委託料でございます。これは、主には選挙権の年齢引き下げに伴いますシステムの改修を今回行うものでございます。来夏の参院選から、この年齢引き下げが実施されるということでございます。

3款の1項3目の障害者福祉費でございます。扶助費として1,489万1,000円。内訳としましては、障害者自立支援給付費で1,473万6,000円、日中一時支援事業ということで15万5,000円計上

いたしております。これはサービス利用者の増ということで、国・県支出金特定財源の欄に1,116万7,000円、これは国が2分の1、県が4分の1負担をするものでございます。

続く、10目の臨時福祉給付金給付事業費です。これは、平成26年7月の消費税率の引き上げに伴います影響を緩和するという目的で給付事業を行っているものでございます。1人につき6,000円ということでございますが、このページの15ページの一番下に子育て世帯の臨時特例給付金事業費というものがございます。こちらも消費税の引き上げに伴います児童1人につき3,000円の給付という事業でございますけれども、ここの事務費のやり取りでございますので、3、2、6目の子育てを同じ金額を削って、それから3、1、10の臨時福祉金のほうに計上したということで、組み替えでございます。

それから15ページ、3款2項の1児童福祉総務費です。減額の890万円でございます。これは子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育所運営費の経理についての改正も行われております。延長保育促進事業等が運営費に振りかわったということでございますので、私立4園分の890万円を減額計上いたしまして、次に説明します児童措置費のほうに含めたということでございます。これも制度改正に伴います運営費、これは19目で3,100万円計上いたしましたけれども、この負担金の増と、ただいま申しあげました特別保育事業の補助金が振りかわった分ということで合計の3,200万円の計上を行ったところでございます。国・県支出金も、これも国が2分の1、県が4分の1の補助ということになっております。それから、児童福祉施設費につきましては、嘱託保育士の報酬の不足額、当初4,000万円計上いたしておりましたけれども、696万円、3月までの見込みで不足するということの計上でございます。

それから、19節の負担金補助及び交付金で100万円計上いたしております。これは、保育園の閉園実行委員会助成金ということでございます。来年3月には白糸保育園、菅尾保育園が2園となりますけれども、1園当たり50万円の実行委員会の助成金を計上いたしたところでございます。内容につきましては、記念式典、それから記念誌、記念碑等の作成等に充てられるということでございます。これはやり切りではなくて、実際の清算によって実支出を行っていききたいというふうに考えております。

続きまして、16ページです。

4款につきましては簡易水道特別組合の繰出金を計上いたしております。

5款1項3目の備品購入費です。給茶機の購入費です。これは、現在、矢部小、蘇陽小、蘇陽南小の3校に給茶機が今設置をされております。今回は潤徳小、矢部中の2校につきまして、この給茶機を購入しようというものでございます。本町の特産品でありますお茶を飲む機会をつくって、子供のころから茶になれ親しんでもらうという、地産地消につながる取り組みの実施を行うということでございます。おおむね県が2分の1補助を行うというものでございます。

続く、19節の負担金補助及び交付金です。2,889万2,000円です。内訳が、農地中間管理事業機構集積協力金に2,376万6,000円、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金に101万6,000円、攻めの農業実践緊急対策事業補助金に411万円でございます。これはいずれも全額県費ということになります。

まず、農地中間管理事業機構集積協力金ということですが、これは、農地中間管理機構、熊本県の農業公社でございますけれども、ここが農地を貸したい方と規模拡大を図りたい担い手農家の中間的な受け皿となりまして、農地を集積、それから集約化を進めるためのものという制度でございます。農地の貸し借りの新たな仕組みということで捉えていただければというふうに思っております。この中に、三つの協力金というものがございまして、地域集積協力金ということと、経営転換の協力金、それから耕作者の集積協力金ということで、本町にあっては、今現在集落営農に取り組んでおられます橘、それから鍛冶床、仮屋、長田地区等々がこれらの集積協力金のほうを受けて、実際に実施をされていくというものでございます。

4目の畜産振興費です。環境保全型農業総合支援事業補助金につきましては、三角の275万円を計上いたしております。全額県費ですので歳入も同額を減額いたしております。当初、成君堆肥生産組合のほうで事業申請やっておられましたけれども、生産組合のほうからの事業取り下げの申請が参りましたということで、今回は当初予算計上額をそのまま減額をしたというふうにしております。

続く、台風被害の畜産経営復旧緊急支援補助金です。7万5,000円です。台風15号によります自給飼料作物の再生産に係ります支援補助金事業というものでございます。7万5,000円、これも全額県費でございます。

続きまして、18ページお願いいたします。

6款1項5目の山の都づくり事業費です。これは、ふるさと寄附金の謝礼品、それから郵送料等を主なものとしまして、1,296万7,000円というふうに計上いたしております。その他につきましては、ふるさと寄附金を計上をいたしたところでございます。

8款1項1目の常備消防費です。19節の上益城消防組合負担金です。減額192万1,000円でございます。消防組合起債の普通交付税の算入率が確定をしましたことに伴います今回変更ということでございます。基準財政需要額が変更しましたので、その分の各構成町村の割合が変わっておりますので、負担金もそれに応じて変更したということでございます。

それから、19ページの頭になります委託料でございます。山都町の防災マップ作成委託料ですが、これにつきましては、今年度防災マップを更新する、平成20年に今作成をしておりますものの更新版を計画をいたしておりました。ところが、県の土砂災害防止法に基づきます基礎調査というものが28年度末をもって完了するというので、この県の土砂災害防止法に基づきます内容というものが、非常に本町の防災マップに必要な不可欠な部分でございましたので、これも県の土砂災害防止法の基礎調査、この完了と合わせて、再度作成を行っていききたいということで、今年度計画しておりました防災マップの金額につきましては、一旦取り下げをしたいということで金額を計上いたしたところでございます。

9款2項3目給食管理費につきましては、調理員の補助非常勤の職員の報酬を計上いたしております。職員2名につきましては産前休暇等の取得に伴います非常勤職員が増員になったというものでございます。

それから、9款3項の2目学校振興費です。需用費としまして1,161万8,000円を計上いたしま

した。これは、平成28年度教科書改訂に伴いますもので、これは4年に1回改訂が行われます。今回は中学校用の教科書、それから指導書、教材費ということでそれぞれ計上をいたしております。

給食管理費でございます。調理員の補助非常勤職員報酬ということで、当初6名の予定であったものが、一定期間5名で済みましたということで、その間の不用額を今回計上いたしたとでございます。

あけて、20ページをお願いいたします。

9款4項の1目社会教育総務費です。19節としまして三角の106万1,000円計上いたしました。矢部高校進学者助成金というふうに計上いたしております。当初予算で100名分、200万円計上いたしておりましたけれども、実入学者の48名分の金額、それらを勘案しまして、今回確定額ということで減額の計上を行ったとでございます。

10款の1項農林水産施設の災害復旧費です。これにつきましては、8月に発生をいたしました台風15号によります被災した農地、それから施設等に係ります復旧費を計上いたしたとでございます。国・県支出金のところの4,133万5,000円ですけれども、これにつきましては、農地が76%、施設は87.5%の補助を見込んでおります。それらにつきましては受益者負担金ということです。これにつきましては、農地が17%、施設が7.5%で受益者負担金を計上いたしたとでございます。

続く、21ページの10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費でございます。これにつきましても、同じように8月に発生しました台風15号によります被災した公共土木施設について計上いたしたとでございます。この国・県支出金の部分の3,468万4,000円につきましては、3分の2、66.7%の補助率で計上いたしたとでございます。1,730万円につきましては、後で説明します災害復旧事業債ということで計上をいたしております。

続く、22ページからは、給与明細書で、23、24までは款項別の給与明細書となっております。とでございます。

続きまして、歳入をお願いをいたします。9ページをごらんください。

歳出の部分で、予算の部分で、財源として説明しましたものを除きますと、この9ページ一番上段の地方交付税が説明をしておりますので御説明いたします。

今回、補正額として、3,937万9,000円を計上をいたしました。よって、補正後が64億4,973万5,000円ということでございます。説明欄に書いておりますように、特別地方交付税ということでの見込み額を計上いたしておるとでございます。これによりまして、平成27年度の普通交付税の決定額は60億8,046万8,000円でございます。26年度が61億8,685万7,000円ですので、約1億円程度減額を、27年度の決定額は減額をいたしております。

特別交付税の部分につきましては、本日の熊日の新聞にも載っておりましたけれども、まだ12月交付決定分が本日計上されたところでございまして、残る3月の交付額を見ないと、計上はできないものですが、昨年の金額を見越しまして、今回補正後3億6,926万7,000円の補正後予算ということで計上をいたしたとでございます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の追加補正でございます。この債務負担行為といいますのは、将来にわたります地方公共団体の債務を負担する行為でございます。今回は、平成28年度の指定管理料の更新に係ります青葉の瀬交流施設、それから緑仙峡のフィッシングパーク、生涯学習施設緑川清流館及び井無田高原キャンプ場の3施設につきまして、平成28年度から32年度までの5年間の指定管理料を計上したものでございます。

続く、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正です。歳出で説明をいたしました公共土木施設災害復旧事業費に係ります計上でございます。公共土木災害復旧事業債ということで今回計上いたしましたものが、今回地方債補正として反映をしているところでございます。

それでは、表紙の次をごらんいただきたいと思います。

平成27年度山都町一般会計補正予算。平成27年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,590万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表、債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表、地方債補正」による。

平成27年12月3日提出。山都町長。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第74号の説明が終わりました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時03分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの総務課長の説明の中で、訂正がありますので、報告いたします。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 訂正箇所につきましては、16ページをごらんいただきたいと思います。16ページです。

5款1項の3目農政費のところ、私が給茶機の購入費の購入します学校名を潤徳小と矢部中

というふうに申しあげましたけれども、潤徳小と清和中の誤りでした。大変申しわけございませんでした。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 議案第74号の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まず総務費のところからお願いします。13ページですね。11番企画費のところ、地方バス運行等特別対策補助金、熊バスの利用者が減ってるための何かというふうに御説明があったと思いますが、もう一度その辺を教えてくださいたいのと、やはりきのうから出てますコミュニティバスとの兼ね合いとかもございませぬと思いますので、今後のそういう交通の手段というものについて、どういう展望を持ってらっしゃるのか、今の時点でお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、情報費、電算機のところ、これ新政策のシステム上ということですが、パソコンの値段ですが、58万4,000円ですかね、これ、1台ですね。私たちはパソコン1台に五十何万円もかかるというイメージがちょっとわからないんですが、どういう機能をしょって、こういうものを買わないかんのかというところを御説明願います。

それと、ページが15ページ、民生費です。ここのところもう一度、申しわけございませぬ、何か理解が。民生費ですね、次は、15ページ。民生費のところ、保育園の負担金補助及び交付金のところ、その前後の何か組み替えでしたっけ、何かそういうふうな御説明だったと思いますが、そこら辺のもうちょっとわかりやすいというか、私の頭が理解についていけないんですが、申しわけないですが、先輩議員の方から怒られるかもしれませんが、その辺もう一度、御説明お願いいたします。

それと、もう1点は教育費です。19ページ。ここに4年に1度の教科書改訂に伴う教師用の教科書、これは電子黒板等々に対応しているものということで、1,000万円を超えるような金額が上がってきておりますが、これも、これから先の、教育長も電子化は大変大切なのだと、そういう合同での学習とか、そういうところで、遠隔地との学習とか、そういったところで有効なのだという御説明もありましたが、こういうものを入れることによって、やはり保守・点検、いろいろな、機械ですので不都合もあらわれてくるかなという不安もあります。こういったところの必要性についてといたしますか、今後、他方では、他の地域、町では、いろいろ子供たちにもタブレットを持たせての授業がさまざまされていますが、我が町ではどのような展望を持ってらっしゃるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 13ページの地方バス運行等の特別対策補助金の補填についてのお尋ねの部分につきましては、私のほうでお答えしたいと思います。

この補助金につきましては、実は、公共交通施策で、うちの町は確かにコミュニティバスを運行しております、これについては自家用運送をやっておりますが、それ以外に民間バス、これ

につきましては、本町においては熊本バス1社が該当します。

で、この路線といいますのは、一つには、国庫補助路線といいまして、熊本から馬見原まで行く分ですね、辺場経由、美里経由もございますので、全部で4系統あります。それから、もう一つ、町単で補助しております地方バス運行補助というの、これもやっております。それぞれ、地方バス、地方が単独で出ておりますのが、本年度で813万8,000円、それから国庫補助がついております生活交通路線維持補助金、これが今般は1,121万1,000円ということで、昨年がこの生活交通路線の維持の国庫の助成金については924万3,000円でしたものですから、この変更分が増額になったということでございますが、コミュニティバスにつきましては、あくまでもこの山都町内の交通手段の確保という意味での施策であります。こちらの民間バスについては、ですから、この町内の利用者が、例えば嘉島の大型店舗とか、それから熊本市内への通院とか買い物とかに行かれる道の確保ですので、熊本市を含む関係市町全てで、これはプールして事業者への赤字補填と言うとあれなんです。欠損については基準に基づいて補助しているというものでございますので、若干コミュニティバスの運行と、町内についてはその辺の関係は論議できますけども、この補助金につきましては、ほかの関係市町も出てくるということでもあります。

今、公共交通の対策につきましては、決してコミュニティバスだけでも解決しない、先般の一般質問でありましたように、デマンドだけでも解決するものではないし、民間路線バス、もしくは自治体においては鉄道とか、電車とかも関係するということで、やはり今、総合施策の中で公共交通対策を考えていくという必要があると思います。国のほうも、この生活交通路線についての維持については、どんなに小さな町であっても、バス路線等の維持は必要なものと位置づけております。それにのっとった趣旨でございます。

ちょっと長くなりますけども、今般なぜ負担金の増額が出てきたかといいますと、実は過去3年のキロ単価が、3年分の平均でやるんですが、今般の予算を組むまでは、214円9銭でした。これが、27年度、ことしの補助金を算定するに当たって、228円20銭とキロ当たりの単価が上がったことに伴い、各関係自治体と事業者である熊本バスとで、その分の負担をするということの差額が今回の補正予算でお願いした分となるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、私のほうからは、同じく13ページの情報費の件につきましてお答えをいたします。電算機器等購入費ということで58万4,000円を計上いたしましたことでございます。これは、もちろんパソコン自体の金額だけではございませんで、実は、パソコン自体、それと当然一体化したディスプレイがございますけれども、それもかなり特殊な大きなものを今回用意をするということにいたしております。単純に言いますと、そのパソコン自体の金額といいますのは、大体30万程度ということになっております。それから、じゃあ残りの金額というのは、これは、この端末の設置業務ということで、オンライン化いたしますので、この分の設置関連の業務の部分も含んで、今回備品購入費ということで上げさせていただきましたものですので、金額がこのような金額になっておるということでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 3款民生費2項児童福祉費の1款、2款のところなのですが、特別保育事業補助金のほうは、本年4月から子ども・子育て支援法が施行されて、補助金だった部分が下のほうの運営費負担金のほうに入ってきたということで、三角になっております。

それから、この補正につきましては、昨年3月の当初予算では、国からの指示が遅く、延長保育補助金が加算金の中に入ったということ、それから、それぞれの加算がどれくらい上がるか等を把握することができなかったために、はっきりした加算金については、7月までははっきりできなかったのもので、そのまま見込みで払っていたというふうなところなんです。特に、今回の加算金につきましては、上がった分が延長保育分、それから延長加算分、それから主任保育士の加算、事務雇い上げ加算、処遇改善加算等により、ほとんどの部分で加算のほうが上がっているために、こういうふうな金額になりました。

それから、浜町乳児保育園の運営費負担金のほうが2,100万円ほどになっておりますが、これは、浜町乳児保育園においては、昨年より、年間延べ80人の入所児童の増加により、運営費が上がっているというふうなところなんです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） それでは、御説明をいたします。今般、中学校の教科書が4年に1度の変更ということで、上益城を一つの教科書の採択地域として採択をされたものです。平成28年度から使用するものになります。

金額はかなり高いわけですが、教科書につきましては、ほぼ生徒用と同じということで単価は安いんですが、指導書がその教科書に準拠してつくられるものということで、発行部数が少ない、当然少ないので、単価が大分高くなります。

それと、教材のほうなんです、これは今、当初予算で認めていただきました電子黒板ですね、そういうものを使うわけですが、電子黒板も単体では動きませんので、必要なデジタル教科書、それとかDVD、そういったふうなものが必要になります。これも、当然ながら教科書に準拠しておりますし、子供たちにわかりやすい、そういうものを学校のほうで、予算が限られていきますので、かなり精選して選んでもらっているところです。

今後の展望なんです、それをよりよく使い切らないといけないわけで、先生方の研修というのがますます必要になると思います。県内でも随時研究指定校等の発表会もあっています。そこにもたくさんの先生方に参加をしていただきながら、よりよく使っていただくように取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2点、お尋ねしておきます。

まず、今の教科書の問題。教科書が4年ごとに改訂されますけれども、いつも問題になるのは、

国家主義的な団体、日本会議とか、あるいはつくる会というのが一生懸命にロビー活動しながら、これまでのリベラルな教科書から、そちらのほうに変えさせようと盛んな運動をやっております。ことの上益城の採択状況はどうかということ、を、まずそれだけを聞いておきます。

次に、山の都課長さんにお尋ねします。今、私ひょいとこれ見ました。やたらとローカル・アイデンティティーと、これを入れて、ふるさと納税者には送っているわけですね。ハイカラで都会的かもしれませんが、送るほうの、この山都町民がこれを理解しなきゃならん。余りにも横文字が多過ぎる。デマンドバスとか、企画課長なんかもそういうやつが好きですね。これは予約とか、そういうふうな言い方ですれば、年寄りにもわかるはずですけども、アイデンティティーにしましても非常にハイカラには聞こえるけども、非常に抽象的です。こちらから出ていっている人たちにどれだけ伝わるかなど。これ、書いてあるのは、ローカル・リアリティーとは、地域で暮らし方を照らす人間主体の新しいガイドラインですと、これの説明さえ、私はちょっと。直訳すればそうにはならないわけだから大体、ローカル・リアリティーは。だから、概念としてそういうこと。その概念すらちょっと抽象的だなと。どっかのコンサルが考えたやつを丸々、丸写しで発想してるような感じがして、本当にあなたが、あなたたちのアイデンティティーでつくらなきゃならないんですよ。それちょっと矛盾感じますので。これ、全否定するわけじゃありません。しかし、そういう矛盾を感じるということで、ちょっとローカル・アイデンティティーのあなたの概念はどうか。これ、書いてあるのではなくて、もともとの発想はどうだったのかを聞いておきます。

まず教育委員会から。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 御説明をいたします。教科書の採択に当たっては、先ほど言いましたように、上益城郡を一つのエリアとする採択委員会がありますが、文科省のほうの指導要領に従って、いろんな会社が教科書をつくられます。それを文科省のほうから検定を受けたものを全部採択委員会のほうへ配付をされます。全て配付されます。教科で言えば12教科あります。その来たものを全て採択委員の先生方のほうで全部調べていただいて、県のほうからの採択に当たっての内容の助言をいただきながら、採択委員の先生方、たくさんの先生方で、国語、数学、社会、理科、音楽、体育の教科書、全てにわたって、地図とかそういうものも全てあります、そういうものを全ての教科にわたって、先生方のほうで、複数の先生方のほうで、内容を十分吟味していただきます。そして、上益城の教科書として適するものを選んでいくことになります。

御心配の向きにつきましては、今まで採択されていた発行所とほとんど変わらないような状況があります。特定の会社については、御説明いたしませんけれども、今の町の状況等に鑑みて、一番最適な教科書ということで選定をいただいているというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 中村議員、御指摘ありがとうございます。

実は、きのう町長が、このロゴマークの登録商標についてということで発表しましたので、きょうはもうやむを得ず恐る恐る出しました。甘んじて御批判を受けたいと思ってこれを出したわ

けです。

そもそもこのガイドブックをつくるに当たって、若手の職員を集めまして、手挙げ方式で集めまして、まず、この山の都をどう売っていくかということワークショップをやりました。そのときに、まずは自分の町を知ることから始めたいということで、いろんな資源を勉強する、そして、その資源を加工して売っていくというプロセスを組みました。その中には当然コンサルも入っておりますので、コンサルについては、中村議員は丸投げしてどうせつくったんだろうとおっしゃいましたけれども、決してそうではありません。アドバイスをいただいたわけです。

こういったロゴをつくる場合も、いろんなロゴに対する考え方等もあります。若手の職員でいろんな何十種類も、100種類ぐらいですね、中で、最終的にこのロゴをつくって、売っていこうと。このロゴのことにつきましても、ここの最後のほうに書いてあります、山都の魅力が、町からチョウ——町とチョウチョを絡めてありますが、チョウのように羽ばたくように、それから、この結ぶということ、それから通潤橋のアーチ、そういったいろんな思いをみんなで昼な夕なに考えて、そしてつくったわけです。

この中には、町の誇りをどうみんなが捉えていくかといったところで、そういった町の誇りも必要だと。それを売っていくには、きのうも工藤議員からもおっしゃいましたように、この山都町をどう売っていくか。この位置的なことと言いますと、「さんと町」で言われてしまうと。この「さんと町」を「やまと町」に、「山の都」に変えてもらうには、やはり南阿蘇の玄関口にあるんだということも必要だと。そういったことで「阿蘇山麓の町」ということを入れて、キャッチコピーも必要だということがありましたけれども、そこには正直行き着きませんでした。で、ヘッドコピーということで、阿蘇の山麓の町ということでしたわけですがけれども、このローカル・アイデンティティー、これについては、この町に住んで、どう生きていくか、このことを、いろんな阿蘇家の歴史とか、文楽とか、そういったものをもう1回、再度みんなが認識して、この民俗文化の薫る町をもう一度認識して、その中で売っていこうということでございます。

おっしゃいましたように、横文字がいっぱい多くて、これを町民の皆さんにも理解していただかなければなりませんので、その点については甘んじてお叱りを受けたいというふうに思っておりますし、私も決してこれが完成形だとは全然思っておりません。議員の皆さんからも御指摘を受けたいし、先日はJAとか商工会とか、そういった団体の方ともお話をし、ぎゃんとばつくてと言う人もおられました。でも、そういう若手の職員、それからこれにかかわってくれた人たちの思いを込めてつくったということで、稚拙ですけれども、そこは御理解いただいて、今後またこれを改訂していきながら取り組んでいきたいと思っております。

山の都は走りながら、ちょっと前のめりにやっているところがございます。走りながら考えているところもございますので、とにかく動こう、やっぺいこう、取り組んでいこうということで、その意気込みは御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は、これ全体に対してどうこう言っているんじゃないんです。その言葉を本当に町の人たちに理解できるのかと。この土地に住んで、時間と空間、土地、それがア

アイデンティティーを形成するんですね。ここに生きているという実感をそこで持つわけです。だから、そういうところがいきなり横文字では、本当に町民の皆さんの共通認識、一体感をつくっていく大事なキャッチコピーになるのかと。

ちょっと見ると、このロゴマークは、私はちょっとしゃれとるなと思いますよ。こう厚みをもうちょっとどうかならんかなという感じはしますけれども、けん玉のような感じもせんでもないけれども、私はちょっと見て、なかなか新鮮な感性の人がつくったんだなという感じはします。私は全部けちつけとるんじゃないんです。ただ、言葉の意味は、何かにつけて言葉遊びになり過ぎる。それで年寄りに、町民の皆さんにわかるのかなという気がしますから、そのところはわかりやすい説明をしていってください。ここに書いてある、ローカル・アイデンティティーというのはというふうに書いてある。このこと自体も、ちょっとみんなにはわからないんじゃないかなと。マインド・アイデンティティーですか、ビヘイビア・アイデンティティーか、ビジュアル・アイデンティティーと三つに分けている。だから、そういうところ、このこと全部に言っているんじゃない。たまたまこれが目についたから、そういうことで聞いたんです。

そういうことです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 関連がありますので、熊本バスについてお尋ねしますけれども、今、馬見原線が大野経由と安方・菅尾経由がありましたけれども、この前、女性の方から、安方・菅尾経由は廃止になつるとというような話を伺いましたけれども、理由としては利用者が少ないから廃止になったと思いますが、いつごろから廃止になったとか、これが住民あたりに周知ができているのか、そのあたりはいかがですかね。私たちも何人かの議員さんに聞いたら、誰も知らなかったですよ。そういうことで、こういうのが周知ができているのか、その辺のことをお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 先ほど、この町には4系統のバスが来てるということを申し上げましたけれども、熊本から浜町を通して馬見原が、安方とあっち別れて2系統がありました。で、もう一つは、美里から来るといって、一応4系統という話をしております。

確かに、おっしゃるように、安方のほうが廃止をするというお話は熊本バスから説明がありました。おっしゃるように、バスセンターのほうには掲示を、たしかしたと思いますけれども、周知のほうを、私のほうから本当は積極的にやるべきだったかもしれないと思いますが、本来周知をいただきたいという話を具体的にどこまでできたかについては、ああ、しまったなという思いは確かにございます。貴重な民間バスとうちのコミュニティバス含めて、住民の交通手段として、きちんとした情報提供は努めてまいりたいと思います。その分については、そういった説明にかえさせていただきます。

（「いつからですか」と呼ぶ者あり）

ちょっとこの場で、本年度であるのは間違いございませんが、本年の途中からでしたので、何月というのを、ごめんなさい、今持ち合わせておりませんが、ことしから、途中で、路線をかえ

ますという、ダイヤ改正に伴って、そういう申し出はございました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第75号 平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第75号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第75号について説明いたします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

8ページをお願いします。

まず歳出から御説明いたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、補正前の額1億1,201万1,000円、今回補正額1,050万円、補正後1億2,251万1,000円。財源ですが、その他が51万円の減額補正となっておりますけれども、これは個人の工事負担金でございます。当初予定しておりました新規加入金が、事業縮小により減額となったため、減額補正としております。

一般財源1,101万9,000円、これは一般会計の繰入金でございます。

11節需用費170万円。これは、清和の尾野尻地区簡易水道の水源地及び中継ポンプ所に、それぞれ2台ずつ、計4台の送水ポンプを設置しておりますが、老朽化によりまして劣化が進行しておるといことで、支障を来す前に、それぞれの各1台ずつ、計2台の修繕を行うものでございます。

次に、15節の工事請負費です。880万円、これは蘇陽地区の柏第2簡易水道の道長水源地ですが、地下に深さ120メートルに設置してあります水中ポンプが故障のため、現在停止しております。このポンプは平成10年に設置したものでして、耐用年数をとうに超えておりますので、今回、その水中ポンプの更新を行うための工事費ということで計上させていただきました。

次に、2目簡易水道整備事業費、補正前の額2億1,915万2,000円、補正額6,891万3,000円の減額補正です。補正後、1億5,023万9,000円。財源ですが、国庫支出金が2,948万7,000円の減額補正、地方債が4,130万円の減額補正です。これは、平成27年度の整備事業の補助決定を受けまし

て、その決定額に調整したところの減額補正でございます。一般財源187万4,000円、これは一般会計からの繰入金でございます。

13節の委託料です。3,652万9,000円の減額補正となっております。これは、矢部地区、朝日地区、柏地区、それぞれの簡易水道整備事業の平成27年度の国庫補助額の確定に伴う減額補正です。それから、調整交付金事業で行います下鶴地区の小規模水道の事業量の縮小に伴う減額補正となっております。

15節の工事請負費3,205万1,000円の減額補正となっております。これは、山都中央地区簡易水道整備事業費の平成27年度の国庫補助額の決定に伴う減額補正でございます。

9節、11節、14節につきましては、それぞれ、今申し上げました減額に合わせ、経費の減額補正をするものでございます。

3ページをお願いします。

第2表、地方債の補正。簡易水道事業債、補正前1億2,940万、補正後8,810万円。

表紙の10ページをお願いします。

平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,841万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,582万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

平成27年12月3日提出。山都町長。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長(中村一喜男君) 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番(赤星喜十郎君) 確認ですが、この減額補正は、事業が完了したとですか。

○議長(中村一喜男君) 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長(江藤建司君) いえ、ことしの、本年度の要望額に対して、補助決定額が下回ったということでございます。この事業につきましては5カ年計画で、本年度から31年度までの計画としております。

○議長(中村一喜男君) 6番、赤星喜十郎君。

○6番(赤星喜十郎君) 要するに、特定財源が減ってきたから、一般会計から入れたというふうなとり方をしますが、それで、5年間の継続的な話を今されましたが、ちょっと何か仕事の方法としては、これでええかなと思ひまして。すなわち、今回は特定財源が減ってきましたから、

それを補填するために一般会計から入れたということですか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 全て事業費全体が減額となっておりますので、一般会計からの繰り入れで補填したということではありません。事業費そのものを落としておりますので。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

散会 午後2時41分

12 月 10 日（木曜日）

平成27年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 平成27年12月3日午前10時0分招集
2. 平成27年12月10日午前10時0分開議
3. 平成27年12月10日午前10時33分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第76号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）
 - 日程第2 議案第77号 物品売買契約の締結について（温泉泉源深井戸用水中モーターポンプ）
 - 日程第3 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
 - 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第76号 工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第76号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） おはようございます。議案第76号の説明を行います。

議案第76号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。平成27年12月3日提出。山都町長。

- 1、工事番号、道改清第10号。
- 2、工事名、大川大矢線道路改良工事。
- 3、工事場所、山都町鶴ヶ田地内。
- 4、契約金額、9,612万円。
- 5、契約の相手方、上益城郡山都町大平434-4、有限会社清和建设、代表取締役、武原公洋。
- 6、契約の方法、条件付一般競争入札。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。資料でございます。

工事請負契約概要。

- 1、2、3につきましては省略いたします。
- 4、入札年月日、平成27年11月4日。
- 5、工事概要。

大川大矢線の施工延長140メートル、幅員7メートルです。

元仁田尾線、施工延長113.5メートル、幅員5.0メートル。

掘削工1万9,422立米、盛土工1万1,421立米、植生工784平方メートル、補強土壁工432平方メートル、ブロック積工51平方メートル、ボックスカルバート工52メートル、横断管渠工43メートル、側溝工269メートルです。

- 6、参加業者、これにつきましては以下のとおりでございます。

次ページをお開きください。公共工事請負仮契約書でございます。

- 1、2、3については省略をいたします。
- 4、工期、平成27年12月1日から平成28年3月31日まで。
- 5、請負代金、9,612万円。
- 6、契約保証金、961万2,000円。
- 7、解体工事に要する費用等。

上記の工事について、発注者山都町と受注者有限会社清和建设は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月30日、発注者、山都町。受注者、商号のみ、有限会社清和建设、代表取締役、武原公洋。

次ページをお開きください。総合評価方式による入札の実施結果表でございます。

施工理由の欄にありますように、価格と技術力を総合的に評価することが妥当と判断される工事であるために、総合評価方式において清和建设の評点が高かったということで、落札者と決定されております。

次ページをお開きください。次ページは工事場所の位置図でございます。

資料の次ページの2ページをお開きください。現在まで進めております大川大矢線の主線のほうと、それから主線に絡むところの元仁田尾線を今回は改良するものでございます。

主線については工事概要で述べました140メートル、副線について、元仁田尾線については113.5メートルということで工事を行います。

3ページをお開きください。平面図を描いております。赤い線で着色している部分が今回の工事です。字が小そうございますが、詳細の明細が書き込まれております。

4ページをお開きください。標準断面図でございます。主線の大川大矢線の標準断面図です。幅員7メートル、2車線ということで設け、工事を行います。

5ページをお開きください。5ページにつきましては元仁田尾線の標準断面図です。最終的には幅員5メートルということで工事を行うわけですが、今年度の分については赤で着色しております平成27施工分ということで工事を行い、盛土工を行う部分のこれは標準断面図です。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは全般に言えることですが、12月から1月、どうかすると

2月に補正で組んだり、こういう形で出てきます。だから、年度末になって物議を醸さないように、これ見通し。工期は3月31日ということですから3カ月とちょっとですね。どうなのか。やっぱり、これは予算の組み方の都合、国の補助金のおりてくる都合、そういうもろもろの要素がありますから、一概に言えませんので、できれば、その見通しをびしっとここで説明しておいてもらったほうが、もし工期いっぱい、定められた工期、それが大前提で応札しているわけですから、言いわけはきかないこととなります。しかし、現実にはそうはいかない。ということであれば、前もってその辺の説明をしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

これは3月31日までにできる見通しがあるんですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 御指摘のとおり、事業費が9,600万という高額な事業ですので、適正工期につきましては、来年の、28年の11月30日までを予定いたしております。

御案内のとおり、町の執行については年度精算でございますので、3月議会において繰り越し明許を入れて、それから起債承認をいただいた後、工期の延長を行うという段取りにいたしております。工期については、適正工期は11月30日までということだと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そういふことでしょうか。だから、ここでね、私が聞かなければ、このまま行くはずだったんですよ。3月30日までにできるという前提で我々議決するんですよ。どうしてそれ最初から言えませんか。適正工期はこうです、しかし発注時期が今ですから3月を越えます、そのときは議会に諮りますと。そういう、今後は、どの課でもそういう処理の仕方をしてくださいよ。後で私たちが。議会のほうは素人ですから、私なんて全くの素人ですから。これだけの大変な、9,000万の仕事を3月30日までにやり抜くというのは、なるほどこれは総合評価で高い評価を受けた会社だからやり抜けるのかなと、まずそうしか解釈しませんから。

これは、今後そういうことでやっていただくように要望いたしておきます。町長のほうでもよろしく願いしときます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） この価格についてではありませんが、少し、総合評価でありますので一つだけ教えていただきたいと思っております。

まず、技術の評価点、入札価格ということにはわかりますが、技術の評価点の積算する加算点、これはどういったものであるかという部分が一つです。

それと、こういった評価点が、竣工時に立派な製品を発注者に納めていただくと、そういった部分との関係というのは、どういったところに評価されるようになるのか、ならないのか、関係するのかが一つ。

2点についてお尋ねをしております。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 加算点のほうにつきましては、監理の担当をされております総務

課のほうでお答えをいただきたいと思います。

発注者の工事の製品としての適格度については、順次、現場に監督者が参りますので、その都度、的確に指示をしますし、質問があれば、答えて指示を行うというのは、これだけ工事が大きゅうございますので、現場と現場監督者と監督者が常時意思疎通を図りながら工事を行っていくということでございます。

検査員は最終的に判断をいたしますので、その工程を、写真管理をきちんとして、検査員には示すという段取りができるように取り組みを行います。

(「あと、加算点については」と呼ぶ者あり)

○議長(中村一喜男君) 総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) それでは、お答えをいたします。

まず、総合評価方式ということでのお尋ねであろうかというふうに思っております。この方式といいますのが、従来は落札者、落札金額だけで決定をしておりましたものですが、今回の総合評価方式と申しますのは、その価格に加えて、技術的要素等の価格以外の要素、これを総合的に評価をし、落札者を決定するという方式でございます。

価格と品質が総合的にすぐれた公共工事を行うことができるというもので、今回、その方式を取り入れたということでございます。

この落札者の決定方法ということでございますけれども、まず評価値というものを出します。この評価値というのは技術評価点、この中には標準点と加算点というものがございます。これを入札価格で割ったものということになります。まず標準点ということですが、この中には、企業評価ということで、同種工事の施工実績、それから工事成績、評定点、地域貢献度、これらを数値化したもの、それと配置予定技術者の評価、これは配置予定技術者の資格ですとか、若手技術者の追加配置等を数値化したもの。これを足しまして入札価格で割ったということで、それが評価値になっております。

最も評価値が高かった業者清和建设が、今回、落札ということにいたしております。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番(稲葉富人君) ある程度わかりましたが、普通、指名入札ということになりますと、今までは、本来は10社以上、こういった形で、本来は業者に渡す部分のこの10社以上、今回はこの4社ということで、こういった技術評価点という部分に、技術の評価をしたときに、参加する企業というのが、ここでは基準点よりも低かったということですか。それとも、参加する業者がこれだけだったと。一般競争入札でございますので、だったかということ。それだけもう一つ教えていただきたいと思います。

○議長(中村一喜男君) 総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) 今回の工事に当たりましては、土木一式工事ということでのまず種類ということで、そこの中で、本町におきますA1、それからA2の等級の業者ということで全14業者に公告という形で申請を求めています。結果、4社がそれに応じたということになっ

ております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑は終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第77号 物品売買契約の締結について（温泉泉源深井戸用水中モーターポンプ）

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第77号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第77号、物品売買契約の締結について。

次の物品について売買契約を締結することとする。平成27年12月3日提出。山都町長。

- 1、番号、山創造備第2号。
- 2、品名、グルンドフォスポンプ製深井戸用水中モーターポンプ。
- 3、仕様・型式等、SP9A-54型。
- 4、数量、1台。
- 5、契約金額、799万2,000円。
- 6、契約の相手、熊本市中央区本山町119番地、九州日商興業株式会社、代表取締役、北里慶祐。
- 7、入札の方法、随意契約。

提案理由です。

本件の物品契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

物品契約の概要でございます。

通潤山荘の浜の湯温泉の泉源の水中ポンプの入れかえでございます。納入場所につきましては、山都町下市地内とありますけれども、これは、通潤山荘の温泉の泉源が道の駅通潤橋の資料館の前にございます。その泉源のポンプの入れかえでございます。その泉源ポンプでポンプアップし

まして、通潤山荘の敷地内に貯水タンクがございますけれども、そちらのほうのタンクに揚げまして、それを浜の湯温泉で使用するということでございます。

5番です。指名業者、九州日商興業株式会社。

次のページに開札の調書ということでしております。九州日商興業株式会社の入札でございます。今回の契約につきまして、概要を説明申し上げます。

更新の理由でございますけれども、平成26年に泉源ポンプの故障が発生いたしまして、数回停止しております。ポンプ機能の異常が原因と見られております。ポンプ自体の経年の劣化によりまして性能も低下してございまして、今回、水中ポンプの絶縁の抵抗数値を測定しましたところ、ポンプメーカーが定めております下限に近い数値が出ておりましたので、今回更新のお願いをすることといたしました。

ポンプが故障した場合、納入までに2カ月ほどかかりますので、こうした温泉の施設の確実な運用のためにはポンプを更新する必要があるというふうに考えました。

請負業者の九州日商興業につきましては、業者の選定について随意契約といたしますけれども、この業者につきましては、旧矢部町が平成3年度にこの温泉の掘削の探査調査をしておりますけれども、そのときから平成7年の掘削工事の設計委託管理、それから平成9年に通潤山荘の温泉の供用が開始されましたけれども、それから隔年、2年ごとに、温泉の湧出量の調査等も行ってございますけれども、そういった業務にかかわってまいりました。こうしたことを勘案しまして、20年以上にわたりまして、当温泉の泉源のデータを把握しておりますし、工事にいたりましては、そういったことのデータを把握しておるということで、総合的に判断して、当社が適当と判断しました。

今、泉源のほうは、泉源の湧出量調査も2年に1回行ってございますけれども、泉源の温度が34度でございます。これをポンプアップいたしまして、山荘の貯水タンクに入りまして、それが27度に落ちますので、それをまた、再度沸かして浜の湯温泉のほうで使用させていただいておるといふ経過でございます。

最後に、契約書のほう見ていただきたいと思っております。物品売買（仮）契約書についてでございます。

山都町は、九州日商興業株式会社とグランドフォスポンプ製深井戸水中用ポンプを、乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

以下、契約の内容を記しております。

今回のポンプの入れかえにつきましては、現在、繁忙期に至っておりますので、この議会で議決を得られますれば、1月が終わりまして、2月ごろになりますと、一番お客様の少ない時期になりますので、その間を利用して約2日間でやりたいというふうな思っております。できるだけ温泉の休館を抑えたいと思っておりますので、貯水タンクのほうに温泉源がありますれば、1日ないし2日で可能というふうな推定しておりますので、そういった形でやりたいというふうな思っ

ております。

以上、説明を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 以前、通潤山荘の件で、湯量が減っているということの解消は、このポンプの取りかえによって解消されるということでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 2年おきに湯量の調査をしております。一気に上げると、先ほど申しました34度に限りなく近い形で貯水タンクのほうに上げられるんですけど、泉源を確保するというので、調整しながら今揚げておりますけれども、泉源自体は、今、調査のところではこの34度で保っておりますので、調整しながら、できるだけ泉源を長く使いたいというか、優しく使いたいということで、このポンプ自体は、この能力を今回維持ができなくなるということにかえるということで、ポンプ自体で泉源の湯量を保てるというわけではなくて、そもそも今使っているポンプがシャットダウンをする可能性があるということで今回かえさせていただきたいということでしております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「物品売買契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 請願及び陳情等付託報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、「請願及び陳情等付託報告について」を議題とします。

請願第1号「山都町子育て支援センターの現在地における存続運営のお願いについて」報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 山都町議会議長、中村一喜男様。厚生常任委員会委員長、藤澤和生。

厚生常任委員会審査報告書。本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、事件の番号、請願第1号。

2、付託年月日、平成27年12月3日。

3、件名、請願書「山都町子育て支援センターの現在地における存続運営のお願いについて」。

4、請願者、上益城郡山都町男成1472-1、山都町私立保育園協議会、会長、藤山浩一。

5、紹介議員、藤川憲治、飯星幹治、江藤強。

6、審査の結果、不採択。

7、審査意見。公立保育園が民間保育園に移行する社会情勢の中、公立の新園舎建設により、一つの保育園に子供が集中してしまうのではないかという民間保育園の方々の不安は理解できるところである。また、子育て支援センターを現在の場所「千寿苑」で運営することは、何も問題ないと考える。

しかしながら、町は今回の新園舎建設に当たって、保護者や子育て世代を対象にアンケートを実施しており、その意向により併設するというところで報告を受けたところであり、既に予算計上についても同意したところである。

よって、本請願を不採択とする。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 委員長、不採択ということですが、いろんな議論を何回もされたということで、委員長は表決に加われないということで、限られた3名という人間の中の議論であったかと思えます。私は紹介議員としていろんな話を聞く中で、やっぱりこの件につきましては、さきの定例会でもいろいろ話があったところで、定数の見直し等もあっております。また、支援センターについても、そのときに議論がございました。委員会の中でもいろんな議論あったとは思いますが、なかなか3名の中では非常に難しい話ではなかったかと思えます。本当に苦慮されたのかなというふうに思っておりますけれども、そういった委員会の中での話など、ちょっと聞かせてもらえばというふうに思っています。

○議長（中村一喜男君） 委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 委員会報告ということですので、委員会の中でどうのこうのというようなことは、ちょっとここで言うべきことじゃないというふうに考えますので、その辺は御遠慮いただきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

請願第1号、山都町子育て支援センターの現在地における存続運営のお願いについてを採択す

ることに賛成の方は起立願います。

(「不採択よ」「採択て」「採択よ」と呼ぶ者あり)

もう一度読みます。

山都町子育て支援センターの現在地における存続運営のお願いについてを採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村一喜男君) 起立少数です。

したがって、請願第1号「山都町子育て支援センターの現在地における存続運営のお願いについて」は、不採択とすることに決定しました。

○議長(中村一喜男君) 次に、陳情第17号「町名変更に関する陳情書について」を報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長(中村益行君) 総務常任委員会に付託されました陳情の審査報告を申し上げます。

本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

件名は、町名変更に関する陳情書。陳情者は山都町米迫、区長連絡会議、蘇陽支部長、田中要さんから出ております。

審査結果、不採択。

審査意見。町名変更は地方自治法第3条第3項の手続を経なければならない。それには住民世論に基づく議会における条例の議決が必要である。また、町名変更には、町政事務における莫大な公称書きかえ策業を伴う。さらに、町名は町民の住民感情と深くかかわっており、今後の課題としたい。

よって、本陳情を不採択とした。

ただし、物産ブランド並びに一定の地域表示に「あそ山都」は有効と思われる。執行部において検討してもらいたい。

この「あそ山都」は漢字を逆にしてもいいと思います。そういうことを執行部で検討してもらいたいということです。

以上です。

○議長(中村一喜男君) 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

これから陳情第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

陳情第17号、町名変更に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、陳情第17号「町名変更に関する陳情書」は、不採択とすることに決定しました。

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時33分

平成27年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

発議第3号	ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について	12月3日	原案可決
議案第69号	山都町ふるさと応援寄附条例の一部改正について	12月9日	原案可決
議案第70号	山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	12月9日	原案可決
議案第71号	山都町税条例の一部改正について	12月9日	原案可決
議案第72号	山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	12月9日	原案可決
議案第73号	山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の		

	制定について	12月9日	原案可決
議案第74号	平成27年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	12月9日	原案可決
議案第75号	平成27年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	12月9日	原案可決
議案第76号	工事請負契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	12月10日	原案可決
議案第77号	物品売買契約の締結について（温泉泉源深井戸用水中モーターポンプ）	12月10日	原案可決
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	12月10日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
